事　業　概　要

２０２３年度

町 田 市 保 健 所

目　　次

Ⅰ　保健所のあらまし
1　保健所の沿革…… 7
2　管内の概況…… 8
3　管内人口…… 9
4　施設の概要…… 12
5　保健所の組織及び分掌事務…… 13
6　決算状況…… 15
7　研修・教育…… 17
8　各種協議会…… 19

Ⅱ　保健総務
1　健康危機管理…… 23
2　統計調査…… 44
3　医務…… 46
4　薬事…… 48
5　地域医療システム推進事業…… 51
6　救急医療対策事業…… 53
7　災害医療救護活動支援…… 60
8　医療安全支援センター…… 62
9　歯科保健普及対策・摂食嚥下機能対策　64

Ⅲ　健康推進
1　地域保健普及啓発…… 71
2　自殺総合対策事業…… 74
3　健康づくり推進…… 76
4　がん検診等…… 80
5　成人健診事業…… 86

Ⅳ　保健予防
1　感染症予防…… 93
2　結核対策…… 98
3　エイズ・性感染症対策…… 102
4　各種健診・検査…… 103
5　医療費助成制度…… 104
6　精神保健福祉…… 107
7　難病対策…… 113
8　保健師活動…… 116
9　健康づくり推進…… 121
10　食育推進…… 122
11　保健栄養…… 126
12　健康福祉会館事業…… 131
13　成人保健指導事業…… 133
14　障がい者等歯科保健推進対策事業… 141
15　歯科口腔健康診査…… 142
16　高齢者歯科口腔機能健診…… 143
17　高齢者予防接種事業…… 144
18　予防接種事業…… 146
19　母子健康診査事業…… 157
20　母子保健指導事業…… 171
21　歯科衛生士活動…… 184
22　栄養士活動…… 185

Ⅴ　生活衛生
1　動物管理…… 189
2　環境衛生…… 192
3　食品衛生…… 196

Ⅵ　統計表
1　人口動態統計…… 211

Ⅶ　附属機関等
1　保健所運営協議会…… 227
2　町田市感染症の診査に関する協議会　228
3　町田市大気汚染障がい者認定審査会　229
4　町田市食育推進計画策定及び推進委員会　230
5　町田市地域精神保健福祉連絡協議会　231
6　町田市難病対策地域協議会…… 232
7　町田市自殺対策推進協議会…… 233

凡　　例

1　文中使用した統計数字は、原則として 2023 年度末又は 2023 年度中のものによるが、暦年表示の妥当なものは、2023 年末又は 2023 年中のものによった。また、静態的時点表示の妥当なものは各時点のものによった。

2　表中の表章記号は次のとおりである。

計数のない場合	－	数値微差（0.05 未満）の場合	0.0
計数不明又は不適当の場合	…	減を表す場合	△
計数のありえない場合	・		

3　表中の割合単位は注記が無い限り「%」とする。

Ⅰ　保健所のあらまし

1 保 健 所 の 沿 革

年 月	出 来 事	
1948. 1		保健所法全面改正
1948. 10	保健所法(22. 9. 5 法律 101 号)の公布に伴い、東京都南多摩保健所が発足(町田保健所の前身)	
1955. 7	東京都南多摩保健所のうち、町田町・鶴川村・忠生村・堺村の 1 町 3 村を管轄する東京都町田保健所が新設された 管轄人口　57,622 人	
1958. 2	町田町・鶴川村・忠生村・堺村が合併し町田市となる	
1971. 5	鶴川地区に、東京都町田保健所鶴川保健相談所が新設された	
1974. 10	町田保健所木造庁舎の老朽化に伴い、鉄筋コンクリート 2 階建ての現庁舎に改築し、開所した	
1985. 10	鶴川保健相談所を人口増加に伴う保健需要に見合う施設とするため全面改築 改築に際し、鶴川市民センター等との合同庁舎とする	
1994. 7		地域保健法制定
1996. 7	「保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例」公布 多摩地域の保健所は、再編整備計画により 12 保健所となる 当保健所は「町田保健所」の名称で存続が決定 保健所機能強化のため増改築整備工事(研修棟整備)着工	
1997. 2	増改築工事(研修棟)竣工	
1997. 3	保健所再編整備の一環として、鶴川保健相談所が閉鎖となる	
1997. 4	鶴川保健相談所を町田市に移譲	地域保健法全面施行
2001. 10	「多摩地域の保健サービスの再構築に向けて」発表	
2003. 5		健康増進法施行
2004. 4	多摩地域の都保健所再編 八王子保健所、町田保健所は保健所政令市移行に備え存置	
2006. 7	「町田市の保健所政令市移行に関する検討会」設置	
2008. 5	「町田市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」設置	
2009. 4	市職員派遣研修開始	
2010. 8		地域保健法施行令改正「町田市が保健所政令市として指定される」
2010.12	市議会第四回定例会にて、町田市保健所条例制定(23.4.1 施行)町田市保健所設置決定	
2011. 4	町田市保健所発足 企画部門として保健企画課の設置 市保健所として動物管理行政を開始(これにより、環境保全課で行っていた動物管理業務が移譲される) 保健企画課、生活衛生課、保健対策課の 3 課体制となる 保健所政令市移行により、健康課より健康づくり推進事業が移譲される	
2012. 7	保健企画課が町田市役所市庁舎 7 階に移転	
2013. 4	生活衛生課医薬指導係から医務薬務係へ名称を変更 保健対策課感染症係と地域保健係を統合し、地域保健第一係・第二係へ名称を変更	
2015. 4	組織改正によりいきいき健康部が保健所といきいき生活部になる 保健所は保健総務課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課の 4 課体制となる	
2021. 2	保健予防課に臨時接種推進室を設置	
2024. 3	新型コロナワクチン特例臨時接種が終了するため、「臨時接種推進室」を廃止	

2 管内の概況

町田市は、東京都心から南西 30 ～40km に位置し、半島のように神奈川県に突き出ている。東西 22.3km、南北 13.2km、面積は 71.55km2 で、北部は八王子市と多摩市、東、西及び南部は川崎市、相模原市、横浜市、大和市と隣接し、神奈川県と隣接する距離が長くなっている。

人口は、1965 年代から始まった住宅公団、公社及び大手不動産業者等による大型団地の建設に伴い急増し、1982 年 5 月には 30 万人を突破し、2024 年 1 月 1 日現在 430,380 人（外国人登録人口含む）で八王子市についで 2 番目に多い市である。

交通は、小田急線・東急田園都市線・ＪＲ横浜線・京王相模原線が走り、首都圏の環状線（国道 16 号線）と放射線（国道 246 線・東名高速道路）が通っている。

町田市は「東京都保健医療計画（2024 年 3 月改定)」において、八王子市、日野市、多摩市及び稲城市とともに、「南多摩保健医療圏」に属している。

3　管 内 人 口

（1）性・年齢別人口及び年齢階級三区分割合（表 3-1）

2024 年 1 月 1 日住民登録人口

年齢	管内			
	総数	男	女	構成比
総数	**430, 380**	**210, 105**	**220, 275**	**100. 0**
0 歳-4 歳	13, 469	6, 929	6, 540	3. 1
5-9	17, 037	8, 722	8, 315	4. 0
10-14	19, 003	9, 802	9, 201	4. 4
15-19	21, 043	10, 652	10, 391	4. 9
20-24	23, 915	12, 191	11, 724	5. 6
25-29	20, 714	10, 541	10, 173	4. 8
30-34	19, 781	10, 065	9, 716	4. 6
35-39	23, 083	11, 823	11, 260	5. 4
40-44	26, 840	13, 605	13, 235	6. 2
45-49	32, 571	16, 393	16, 178	7. 6
50-54	38, 273	19, 370	18, 903	8. 9
55-59	32, 154	16, 513	15, 641	7. 5
60-64	25, 026	12, 531	12, 495	5. 8
65-69	22, 194	10, 783	11, 411	5. 2
70-74	26, 047	12, 035	14, 012	6. 1
75-79	25, 413	11, 158	14, 255	5. 9
80-84	22, 128	9, 163	12, 965	5. 1
85-89	13, 625	5, 383	8, 242	3. 2
90-94	6, 215	2, 059	4, 156	1. 4
95-99	1, 594	355	1, 239	0. 4
100 歳以上	255	32	223	0. 1
不詳	0	0	0	0. 0
年少人口（0-14）	49, 509	25, 453	24, 056	11. 5
生産年齢人口（15-64）	263, 400	133, 684	129, 716	61. 2
老年人口（65 歳以上）	117, 471	50, 968	66, 503	27. 3

（2）人口ピラミッド（表 3-2）

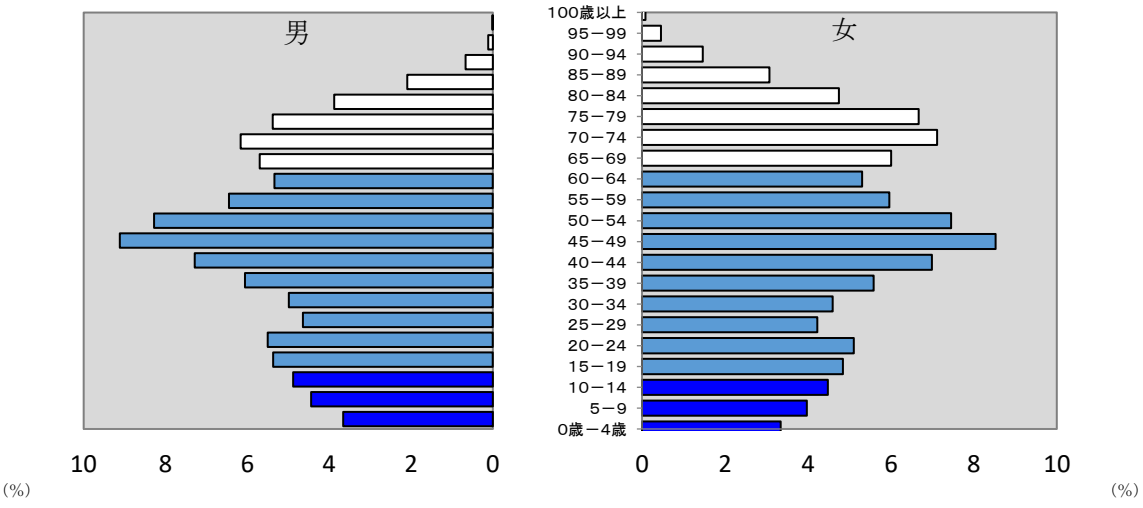

（３）町別世帯数・人口（表 3-3）

2024 年 1 月 1 日住民登録人口

町名	世帯数	人口		
		総数	男	女
町田市総数	**206,953**	**430,380**	**210,105**	**220,275**
相原町	7,128	14,620	7,082	7,538
旭町	2,568	4,888	2,486	2,402
大蔵町	4,322	9,322	4,665	4,657
小川	5,875	13,631	6,665	6,966
小野路町	1,942	3,563	1,819	1,744
小山ヶ丘	5,145	12,948	6,227	6,721
小山田桜台	1,602	3,355	1,595	1,760
小山町	8,218	19,190	9,695	9,495
金井	4,976	11,433	5,614	5,819
金井ヶ丘	3,219	7,141	3,515	3,626
金井町	8	12	5	7
金森	6,760	14,261	6,824	7,437
金森東	3,374	7,011	3,337	3,674
上小山田町	1,853	4,577	2,291	2,286
木曽西	3,742	8,823	4,270	4,553
木曽東	8,128	14,003	6,691	7,312
木曽町	176	353	175	178
高ヶ坂	4,933	10,360	5,124	5,236
下小山田町	1,814	3,800	1,886	1,914
真光寺	2,388	5,260	2,559	2,701
真光寺町	745	1,578	822	756
図師町	3,637	8,254	4,111	4,143
忠生	3,649	7,240	3,584	3,656
玉川学園	8,445	16,591	7,862	8,729
つくし野	2,834	6,434	3,029	3,405
鶴川	6,272	12,026	5,758	6,268
鶴間	4,626	10,319	5,009	5,310
常盤町	2,164	4,777	2,423	2,354
中町	5,959	10,403	5,085	5,318
成瀬	4,404	9,696	4,717	4,979
成瀬が丘	2,395	4,465	2,213	2,252
成瀬台	3,481	7,921	3,767	4,154
西成瀬	2,338	5,244	2,573	2,671
根岸	975	2,140	1,050	1,090
根岸町	331	725	359	366
能ヶ谷	5,022	10,651	5,133	5,518
野津田町	4,411	10,503	5,182	5,321
原町田	9,810	15,822	7,931	7,891
東玉川学園	1,454	3,263	1,580	1,683
広袴	1,518	3,353	1,730	1,623
広袴町	497	1,057	529	528
藤の台	2,840	4,586	2,191	2,395
本町田	10,506	20,742	10,053	10,689
南大谷	5,137	11,419	5,577	5,842
南つくし野	2,554	5,884	2,797	3,087
南成瀬	5,205	10,692	5,244	5,448
南町田	4,986	11,055	5,402	5,653
三輪町	3,265	6,559	3,489	3,070
三輪緑山	2,359	5,079	2,411	2,668
森野	7,205	13,156	6,246	6,910
薬師台	1,092	2,717	1,308	1,409
矢部町	863	2,055	1,057	998
山崎１丁目	387	764	365	399
山崎町	7,416	14,659	6,993	7,666

（４）年次別人口の推移（表 3-4）

各年 10 月 1 日（国勢調査及び推計人口）

年次	町田市	東京都	全国
2014 年	426,448	13,398,087	125,431,416
2015 年	426,999	13,515,271	125,319,299
2016 年	428,203	13,636,222	125,020,252
2017 年	429,070	13,742,906	124,648,471
2018 年	428,589	13,843,403	124,218,285
2019 年	429,058	13,942,856	123,731,176
2020 年	429,200	14,047,594	123,398,962
2021 年	430,670	14,011,487	122,780,487
2022 年	431,153	14,040,732	122,030,523
2023 年	**430,685**	**14,099,993**	**121,193,394**

資料　全国人口（日本人）については、総務省統計局による人口推計
東京都人口については、東京都総務局統計部による人口推計
2015 年、2020 年は国勢調査による。

4 施 設 の 概 要

（1）町田市保健所中町庁舎

ア　施設の概要

所 在 地　　東京都町田市中町二丁目 13 番 3 号
敷地面積　　2,176.84 ㎡

（㎡）

	本館		研修棟	
竣工	1974 年 9 月 28 日		1997 年 2 月 14 日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地下 1 階　地上 2 階建		鉄骨造 2 階建（1 階ピロティ）	
内訳	地階	167.24	ピロティ	駐車場
	1 階	614.58	2 階	研修室等
	2 階	599.73		
	塔屋	44.46		
	≪附属施設≫			
	犬舎	7.50		
	車庫	42.80		
計		1426.01		376.23

（2）健康福祉会館

ア　施設の概要

所 在 地　　東京都町田市原町田五丁目 8 番 21 号
敷地面積　　1,817.14 ㎡

（㎡）

竣工	1989 年 3 月 25 日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地下 1 階　地上 4 階建	
内訳	地階	769.74
	1 階	998.25
	2 階	929.91
	3 階	892.41
	4 階	787.11
	PH	51.62
計		4429.04

（3）鶴川保健センター

ア　施設の概要

所 在 地　　東京都町田市大蔵町 1981 番地 4
敷地面積　　430.29 ㎡

（㎡）

竣工	1985 年 10 月 15 日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造・地下 1 階付 2 階建の 1 階の一部	
内訳	地階	
	1 階	370.29
	2 階	
計		370.29

5　保健所の組織及び分掌事務

（1）保健所の組織図

（2023 年 4 月 1 日現在）

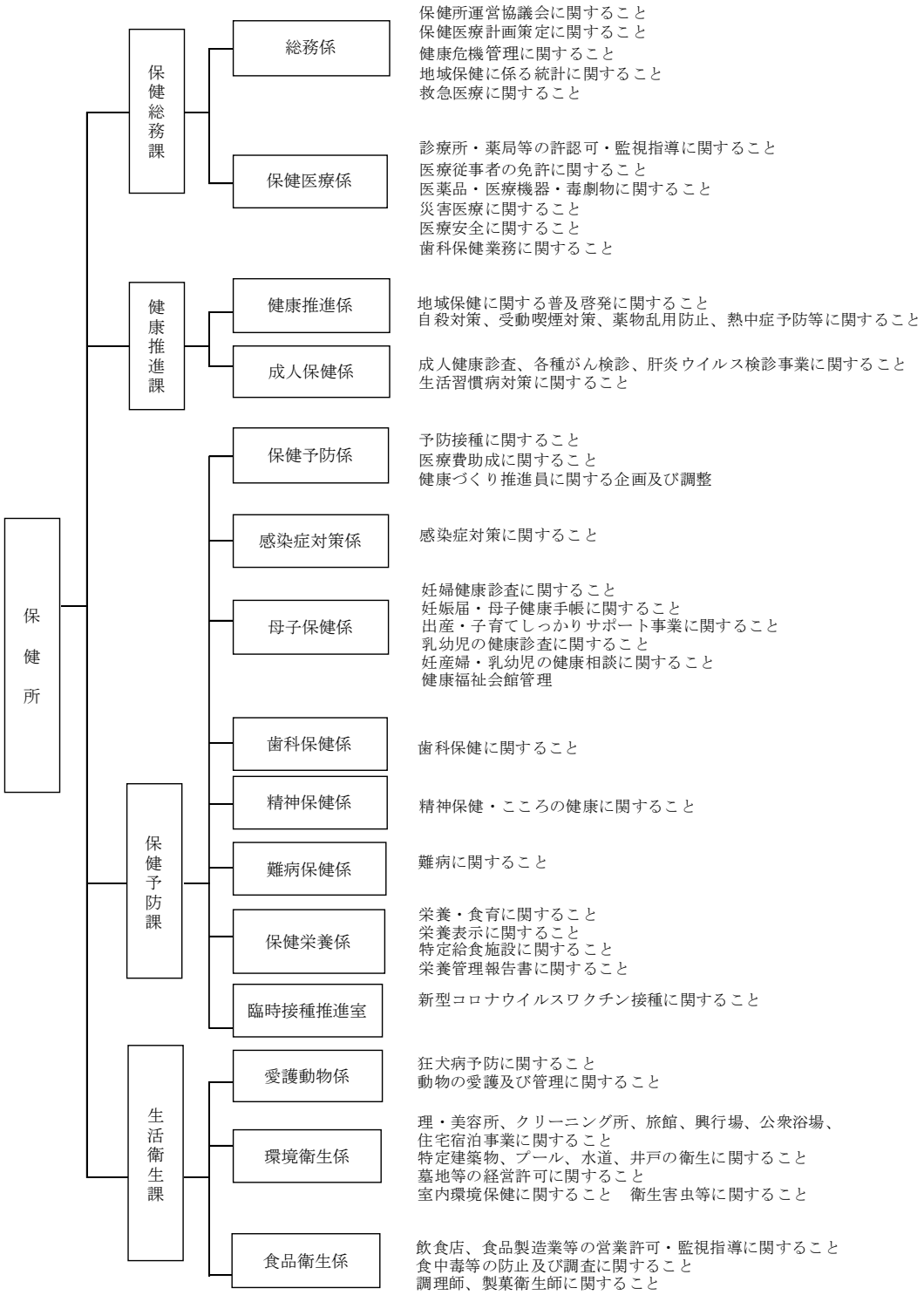

（２）職員配置表（表 5-1）

2023 年 4 月 1 日現在

	総数		保健所長	保健総務課		健康推進課		保健予防課		生活衛生課	
	職員	会計年度		職員	会計年度	職員	会計年度	職員	会計年度	職員	会計年度
総数	121	68	1	13	5	10	4	78	57	19	2
医師	2		1					1			
歯科医師	1			1							
事務	50	28		7	2	9	3	29	22	5	1
保健師	42	17		1		1	1	40	16		
看護師	1	7			1			1	6		
保育士		1							1		
精神保健福祉士		1							1		
栄養士	4	5						4	5		
歯科衛生士	4	3		1				3	3		
薬剤師	6	1		3	1					3	
獣医師	8									8	
衛生技術	3	2			1					3	1
放射線技師		1							1		
助産師		2							2		

※休職または休業者の人数は計上していない。

6 決 算 状 況

2023 年度歳入決算

歳入　　（円）

款項目			予算現額	収入済額
13. 分担金及び負担金			28,104,000	29,059,360
	1. 負担金		28,104,000	29,059,360
		3. 衛生費負担金	28,104,000	29,059,360
14. 使用料及び手数料			35,742,000	32,658,780
	1. 使用料		1,440,000	1,734,090
		3. 衛生使用料	1,440,000	1,734,090
	2. 手数料		34,302,000	30,924,690
		3. 衛生手数料	34,302,000	30,924,690
15. 国庫支出金			2,111,897,000	2,120,737,808
	1. 国庫負担金		825,220,000	910,615,673
		3. 衛生費国庫負担金	825,220,000	910,615,673
	2. 国庫補助金		1,286,677,000	1,210,122,135
		2. 民生費国庫補助金	1,690,000	1,768,000
		3. 衛生費国庫補助金	1,284,987,000	1,208,354,135
16. 都支出金			563,307,000	456,394,944
	1. 都負担金		27,569,000	22,050,475
		3. 衛生費都負担金	27,569,000	22,050,475
	2. 都補助金		522,863,000	420,858,763
		2. 民生費都補助金	1,182,000	1,163,880
		3. 衛生費都補助金	521,681,000	419,694,883
	3. 委託金		12,875,000	13,485,706
		3. 衛生費委託金	12,875,000	13,485,706
17. 財産収入			3,240,000	2,760,000
	1. 財産運用収入		3,240,000	2,760,000
		1. 財産貸付収入	3,240,000	2,760,000
21. 諸収入			1,188,000	1,290,845
	4. 受託事業収入		1,000	1,560
		3. 衛生費受託事業収入	1,000	1,560
	6. 雑入		1,187,000	1,289,285
		6. 雑入	1,187,000	1,289,285
合計			2,743,478,000	2,642,901,737

2023年度歳出決算

歳出　　（円）

款項目節	予算現額	支出済額	不用額
4. 衛生費	8,908,084,000	8,112,419,594	784,762,406
1. 保健衛生費	8,908,084,000	8,112,419,594	784,762,406
1. 保健総務費	242,521,000	238,933,722	3,587,278
1. 報酬	915,000	826,065	88,935
4.共済費	6,000	0	6,000
7. 報償費	729,000	485,200	243,800
8. 旅費	194,000	151,129	42,871
10. 需用費	2,041,377	1,701,097	340,280
11. 役務費	915,000	881,878	33,122
12. 委託料	222,431,623	219,634,341	2,797,282
13. 使用料及び賃借料	88,000	79,662	8,338
18. 負担金補助及び交付金	13,763,000	13,736,350	26,650
22. 償還金利子及び割引料	1,438,000	1,438,000	0
2. 健康推進費	487,869,000	408,935,224	78,933,776
1. 報酬	170,000	128,992	41,008
7. 報償費	851,000	740,500	110,500
8. 旅費	33,000	11,222	21,778
10. 需用費	8,575,000	8,063,185	511,815
11. 役務費	9,158,000	8,805,164	352,836
12. 委託料	466,082,000	389,055,061	77,026,939
18. 負担金補助及び交付金	3,000,000	2,131,100	868,900
3. 保健予防費	8,128,796,000	7,425,530,278	692,363,722
1. 報酬	35,555,000	29,207,173	6,347,827
4. 共済費	116,000	67,314	48,686
7. 報償費	14,103,000	12,765,478	1,337,522
8. 旅費	817,000	656,043	160,957
10. 需用費	110,291,477	99,007,268	11,284,209
11. 役務費	32,150,958	24,683,875	7,467,083
12. 委託料	3,525,080,226	2,918,064,870	596,113,356 ※
13. 使用料及び賃借料	9,520,000	7,742,037	1,777,963
17. 備品購入費	196,767	195,917	850
18. 負担金補助及び交付金	202,211,755	185,543,604	16,668,151
19. 扶助費	151,746,817	102,489,836	49,256,981
22. 償還金利子及び割引料	4,047,007,000	4,045,106,863	1,900,137
4. 生活衛生費	48,898,000	39,020,370	9,877,630
7. 報償費	262,000	239,000	23,000
8. 旅費	254,000	200,960	53,040
10. 需用費	9,073,000	7,610,022	1,462,978
11. 役務費	4,483,000	2,268,751	2,214,249
12. 委託料	30,088,000	25,279,927	4,808,073
13. 使用料及び賃借料	297,000	292,120	4,880
18. 負担金補助及び交付金	4,437,000	3,126,590	1,310,410
22. 償還金利子及び割引料	4,000	3,000	1,000

※予算現額から支出済額を引いた額が、不用額と一致しないのは繰越明許費等があるため

7　研 修・教 育

（1）人材育成研修-圏域での取り組み

南多摩保健医療圏では、政令市保健所も多摩地域の保健所としてネットワークを築いていけるよう、南多摩保健所が事務局となり、圏域 5 市（八王子市、町田市、多摩市、日野市、稲城市）の連絡会や人材育成研修会を実施しており、町田市保健所も企画運営等に参画している。

新任期保健師向け人材育成研修実施状況（表 7-1）

日程	内容	参加者数
－	2023 年度は東京都主催の新人保健師研修受講のため実施なし	－

中堅期保健師向け人材育成研修実施状況（表 7-2）

日程	内容	参加者数
2024 年 1 月 22 日	「公衆衛生看護のミッション」 講師：杏林大学保健学部地域看護学研究室　教授	29 名

南多摩保健医療圏地域保健・医療・福祉推進研修（人材育成研修：栄養士）実施状況（表 7-3）

日程	内容	出席者数
7 月 19 日	講演：「色と食のおいしい関係」 講師：医療法人社団龍岡会 龍岡栄養けあぴっと機能強化型認定栄養ケア・ステーション　所長（管理栄養士/『食＆色』コーディネーター）	全体　142 町田　29

食育研修会実施状況（表 7-4）

日程	内容	出席者数
2024 年 2 月 22 日	講演：「アフターコロナの食育～黙食の秘めた可能性～」 講師：神奈川工科大学 健康医療科学部　管理栄養学科　教授	全体：67 町田：19

（2）実習生指導

公衆衛生を担う人材の育成のため、大学等の依頼に基づき保健師学生や管理栄養士学生等の実習生を受け入れ、保健所事業の説明、公衆衛生活動の実践指導や体験参加等を実施している。

実習生指導状況（表 7-5）

対象	学校名	実習期間	受入日数	実習生数		指導内容
				実	延	
保健師学生	杏林大学	20 日	20 日	4 人	79 人	健診・家庭訪問・面接・電話相談・健康教育・グループ活動の見学
管理栄養士学生	二葉栄養専門学校 実践女子大学 東京家政大学	7 日	35 日	20 人	140 人	母子健康教育及び成人健康教育の見学、特定給食施設指導及び保健栄養/食育推進の説明、課題研究
医学生	北里大学	1 日	4 日	33 人	33 人	公衆衛生医師の役割、保健所業務の説明
公認心理師	桜美林大学	1 日	1 日	2 人	2 人	保健所業務の説明聴講、乳幼児健診見学

8 各種協議会

（1）町田市主催

ア　町田市保健所運営協議会

地域保健法に基づき、地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所運営協議会を設置、開催している。

町田市保健所運営協議会（表 8-1）

日程	内容
7 月 27 日	・「（仮称）まちだ健康づくり推進プラン 24-31」について ・2022 年度実績報告及び 2023 年度事業計画
2024 年 2 月 6 日	・「（仮称）まちだ健康づくり推進プラン 24-31」（素案）に係るパブリックコメントの結果について ・「（仮称）まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の原案について

（2）東京都南多摩保健所主催

南多摩保健医療協議会及び各部会や南多摩健康危機管理対策協議会が設置されており、南多摩保健医療圏域内における保健医療施策の協議や情報の共有を図っている。また、圏域内の保健・医療・福祉関係者への支援研修として、南多摩地域保健医療福祉フォーラムが開催されており参画している。

ア 南多摩地域保健医療協議会

南多摩地域保健医療協議会（表 8-2）

日程	内容	会場
11 月 9 日	・改定地域保健医療推進プランの骨子案について ・部会設置及び委員の指名について	来所：東京都南多摩保健所 本館 2 階研修室・実習室 オンライン：Webex

イ 南多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン

南多摩保健医療圏（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）に暮らす住民一人ひとりの健康増進と健康危機に対応する基本的な取組と今後の方向を示すものとして、「南多摩保健所医療圏地域保健医療推進プラン」を作成している。

「南多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン」（2018 年度～2023 年度）に基づいて取組を行った。

（３）その他主催

ア　町田市保健医療協議会

町田市の保健医療行政の向上を目的とし、町田市医師会を事務局として開催している協議会である。2023 年度は 10 月に開催され、町田市内の保健衛生に関する事項について協議を行った。

町田市保健医療協議会構成機関（表 8-3）

事務局	機関
○	町田市医師会
	町田市歯科医師会
	町田市薬剤師会
	町田市民病院
	町田市
	町田市保健所

町田市保健医療協議会開催状況（表 8-4）

日程	内容	会場
10 月 30 日	(1) 医療 DX 推進に併せた文書の電子化等について (2) 学童期小児に対する家族性高コレステロール血症（FH）のユニバーサルスクリーニングについて (3) ヒアリングフレイル対策について (4) 病児･病後児保育無償化について (5) 2 歳児歯科健診の個別化	町田市医師会館

Ⅱ　保　健　総　務

1　健 康 危 機 管 理

地域保健法及びその他関係法令等に基づき、重篤な感染症や集団食中毒の発生、毒劇物の混入や化学剤、生物剤による集団健康被害など、市民や地域に健康被害がおよぶ恐れがあるさまざまな健康危機を、未然に防止するとともに、発生した場合には被害を最小限に食い止めるため、各関係機関等と連携調整し、健康危機への対応を図り、健康危機による被害の回復を含めた健康危機管理体制を構築している。

そのため、町田市健康危機管理委員会を開催し、各関係機関との健康危機管理体制について検討を行うとともに、所内における研修を実施している。

また､2023 年度も健康危機管理として新型コロナウイルス感染症対策を行った。

（1）町田市健康危機管理委員会

医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の原因により市民の生命及び健康の安全を脅かす健康危機事態に対する管理体制を確保するため関係機関から推薦された委員で構成する町田市健康危機管理委員会を設置している。

町田市健康危機管理委員会（表 1-1）

日程	内容
2024 年 1 月 31 日	・「（仮称）町田市感染症予防計画」案について ・「（仮称）町田市健康危機対処計画（感染症編）」案について

（2）研修

「町田市保健所健康危機管理ガイドライン」に基づいて、保健所職員が的確な対応を行えるよう、また、新型インフルエンザ等対策について、所内において共通の認識を持てるよう、研修を実施している。

実施状況（表 1-2）

日程	内容	参加者数
5 月 30 日 5 月 31 日	N95 マスクフィットテスト及び個人防護具（PPE）着脱訓練	43
11 月 1 日	嘔吐物処理訓練	23

（３）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応

2019年12月、中華人民共和国の湖北省武漢市で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）発生が報告された後、ウイルスは世界各国に拡散した。

国内では、2020年2月1日に、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として位置づけられ、保健所による感染症指定医療機関への入院勧告、積極的疫学調査等の対応が始まった。

町田市保健所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく対応の他、国、東京都、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、感染拡大防止の対応にあたってきた。

（４）町田市感染症予防計画

2022 年 12 月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号）が改正され、都道府県に加えて保健所設置市においても、感染症を予防するための施策の実施に関する計画を策定することとなった。

新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見を踏まえ、今後の感染症の発生及びまん延に備え、感染症対策の一層の充実を図ることを目的として「町田市感染症予防計画」を 2024 年 3 月に策定した。

本計画は、感染症への迅速かつ的確な対応と人権尊重の要請の両立を基本として、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成 11 年厚生省告示第 115 号）及び東京都感染症予防計画に即して策定している。

（５）町田市保健所健康危機対処計画（感染症編）

地域保健法において、2023 年 3 月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成 6 年厚生省告示第 374 号)」が改正され、各保健所・地方衛生研究所は「健康危機対処計画（感染症編)」を策定することとなった。

新型コロナウイルス感染症発生時の対応状況や課題等を踏まえ、今後の感染症対策を円滑に推進することを目的として「町田市保健所健康危機対処計画（感染症編)」を 2024 年 3 月に策定した。

本計画は、感染拡大時における保健所業務の優先順位や保健所業務ひっ迫時の組織体制を明確にするとともに、感染症危機に関するマニュアルの整備や実践的な訓練の実施を実効性のあるものとし、「町田市感染症予防計画」との整合性を確保しながら策定した。

2020年　国・東京都における新型コロナウイルス感染症への対応状況　（表 1-3）

年	月	国・都の対応
2020	1	15日【国】国内初の感染者を神奈川県内で確認 24日【都】国内2例目で都内初の感染者を確認
	2	1日　【国】新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定 7日　【都】都・特別区・八王子市・町田市合同「東京都帰国者・接触者電話相談センター」開設 13日【国】国内で初めて感染者が死亡 25日【国】「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」公表
	3	6日　【国】鼻咽腔拭い液によるPCR検査の保険適用開始 24日【都】東京2020オリンピック・パラリンピックの1年延期を発表
	緊急事態宣言①　4月7日～5月25日	
	4	～第1波(2020年4月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～ 10日【国】医科診療におけるオンライン診療の初診からの実施を解禁 11日【国】国内での新規陽性者過去最多の644名 23日【国】「薬局における薬剤交付支援事業」の開始 24日【国】歯科診療におけるオンライン診療の初診からの実施を解禁
	5	2日　【国】唾液によるPCR検査の保険適用開始 7日　【国】レムデシビル（ベルクリー点滴静注用）を特例承認 29日【国】新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の運用開始
	6	19日【国】新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をリリース
	7	～第2波(2020年8月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～ 19日【国】カシリビマブ及びイムデビマブ（ロナプリーブ注射液）を特例承認
	8	7日　【国】国内での新規陽性者過去最多の1,597名
	9	27日【国】ソトロビマブ（ゼビュディ点滴静注液）を特例承認
	10	
	11	
	12	16日【都】都立病院初の新型コロナウイルス感染症専用医療施設を府中に開設 27日【国】モルヌピラビル（ラゲブリオカプセル）を特例承認

2020年　町田市保健所における新型コロナウイルス感染症への対応状況　（表 1-4）

年	月	町田市保健所の対応
2020	1	24日　「町田市保健所内健康危機管理対策会議」開催 町田市医師会へ新型コロナウイルス感染症の対応について協力依頼 28日　「町田市新型インフルエンザ等対策会議」開催
	2	7日　「町田市帰国者・接触者電話相談センター」開設 18日　「町田市危機事態対策本部」設置
	3	10日　市内初の感染者を確認 16日　「町田市危機事態対策本部」を「町田市新型インフルエンザ等対策本部」に名称変更
	緊急事態宣言①　4月7日～5月25日	
	4	1日　市内における感染者数の公表開始 新規感染者過去最多の4名 9日　「新型インフルエンザ等対策本部」を「新型コロナウイルス感染症対策本部」に名称変更 27日　サン町田旭体育館地下駐車場に「地域外来・検査センター」開設
	5	1日　新型コロナウイルス感染症と戦う医療機関を支援するため、「ふるさと納税」による寄附を募集開始
	6	12日　町田市民病院に医療機関特別給付金を支給 東京都指定二次救急医療機関である市内4病院に、医療機関特別給付金を支給
	7	
	8	3日　新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の利用開始 8日　新規感染者過去最多の9名
	9	
	10	1日　「地域外来・検査センター」を町田市医師会第2駐車場に移転 5日　保健所中町庁舎にてPCR検査の検体回収を開始（1回目） 9日　ふるさと納税で集まった寄附金を、町田市医師会、町田市歯科医師会に贈呈
	11	
	12	1日　「帰国者・接触者電話相談センター」を「発熱相談センター」に名称変更

2021年　国・東京都における新型コロナウイルス感染症への対応状況　（表 1-5）

年	月	国・都の対応
2021		緊急事態宣言②　1月8日～3月21日
	1	～第3波(2021年1月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～ 8日　【国】国内での新規陽性者過去最多の8,045名
	2	10日【国】ニルマトレルビル、リトナビル（パキロビッドパック）を特例承認 14日【国】ファイザー社製新型コロナウイルスワクチンを薬事承認
	3	
		まん延防止重点措置①　4月12日～4月24日、緊急事態宣言③　4月25日～6月20日 まん延防止重点措置②　6月21日～7月11日、緊急事態宣言④　7月12日～9月30日
	4	12日【国】高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種開始
	5	～第4波(2021年5月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～ 8日　【国】国内での新規陽性者7,244名に更新 21日【国】武田/モデルナ社製新型コロナウイルスワクチンを薬事承認 24日【国】自衛隊による大規模接種会場の開設
	6	8日　【都】東京都による大規模接種会場の開設
	7	23日【都】東京2020オリンピック開会
	8	～第5波(2021年8月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～ 8日　【都】東京2020オリンピック閉会 20日【国】国内での新規陽性者過去最多の25,975名 21日【都】荏原病院に酸素ステーションの設置 23日【都】都民の城に酸素ステーションの設置 24日【都】東京2020パラリンピック開会
	9	5日　【都】東京2020パラリンピック閉会
	10	
	11	
	12	20日【都】診療検査・医療機関による健康観察等支援事業の開始 23日【都】PCR等検査無料化事業の開始

2021年　町田市保健所における新型コロナウイルス感染症への対応状況　（表 1-6）

年	月	町田市保健所の対応
2021		緊急事態宣言②　1月8日～3月21日
	1	14日 保健所中町庁舎にてPCR検査の検体回収を開始（2回目） 15日 保健所中町庁舎にてPCR検査の検体回収を終了 16日 新規感染者過去最多の87名
	2	1日　保健予防課に「臨時接種推進室」設置 15日 「新型コロナワクチン接種相談コールセンター」開設
	3	
		まん延防止重点措置①　4月12日～4月24日、緊急事態宣言③　4月25日～6月20日 まん延防止重点措置②　6月21日～7月11日、緊急事態宣言④　7月12日～9月30日
	4	18日 初回配送分の高齢者向け新型コロナウイルスワクチン到着 19日 高齢者施設の入所者及び従事者への新型コロナウイルスワクチン接種開始 26日 医療従事者の新型コロナウイルスワクチン接種開始
	5	8日　第4波で最多の新規感染者28名 10日 新型コロナウイルスワクチン接種券（1・2回目接種）発送開始 20日 町田GIONスタジアムでの集団接種開始
	6	入退院の後方支援等を行う8病院に対して、医療機関特別給付金を支給 パラリンピック選手の宿泊施設及び練習会場に対して、感染対策の訪問指導を実施
	7	6日　ふるさと納税で集まった寄附金を、町田市医師会、町田市歯科医師会に贈呈 26日 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の受付開始 29日 保健所中町庁舎にてPCR検査の検体回収を開始（3回目）
	8	4日　新規感染者過去最多の167名 25日 町田市医師会による自宅療養者への診療体制開始 積極的疫学調査の重点化
	9	3日 「町田市新型コロナ一時療養ステーション」の開設 30日「町田市新型コロナ一時療養ステーション」の閉鎖
	10	11日 保健所中町庁舎にて実施していたPCR検査の検体回収を終了 積極的疫学調査通常対応の再開
	11	19日 新型コロナウイルスワクチン接種券（3回目接種）発送開始
	12	4日　新型コロナウイルスワクチン接種開始（3回目） 20日 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化の開始

2022年　国・東京都における新型コロナウイルス感染症への対応状況　（表 1-7）

年	月	国・都の対応
2022		まん延防止重点措置③　1月21日～3月21日
	1	～第6波(2022年2月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～ 14日【国】濃厚接触者の待機期間が14日間から10日間に短縮 21日【国】ファイザー社製新型コロナウイルスワクチン（5歳から11歳用）を薬事承認 28日【都】特例疑似症の取扱いを開始 【国】濃厚接触者の待機期間が10日間から7日間、無症状者の療養期間が10日間から7日間にそれぞれ短縮 31日【都】自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）開設
	2	1日　【国】国内での新規陽性者過去最多の104,349名
	3	18日【都】特例疑似症の取扱いを原則廃止
	4	19日【国】武田社製新型コロナウイルスワクチン（ノババックス）を薬事承認 27日【国】My HER-SYSで療養証明書の表示開始
	5	
	6	29日【国】新型コロナウイルスワクチン治験参加者における海外渡航用の接種証明書の交付開始
	7	30日【国】新型コロナウイルスワクチン接種証明書のコンビニ交付サービスの開始
	8	～第7波(2022年8月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～ 3日　【都】陽性者登録センターの開設 19日【国】国内での新規陽性者過去最多の261,004名 24日【国】新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット（OTC）の承認 30日【国】ファイザー社製ワクチン（5歳から11歳用）の用法・用量追加承認
	9	12日【国】オミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン（コミナティRTU筋注及びスパイクバックス筋注）の効能・効果、用法・用量の一部変更承認 26日【国】発生届の全数届出の見直し 30日【国】アストラゼネカ社製新型コロナウイルスワクチンの供用終了
	10	5日　【国】コミナティ筋注（6か月から4歳用）の特例承認 24日【国】乳幼児（生後6か月～4歳）の新型コロナウイルスワクチン接種開始
	11	1日　【国】スパイクバックス筋注の承認事項の一部変更の特例承認 22日【国】新型コロナウイルス治療薬（ゾコーバ錠125mg）の緊急承認
	12	～第8波(2022年12月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～

2022年　町田市保健所における新型コロナウイルス感染症への対応状況　（表 1-8）

年	月	町田市保健所の対応
2022		まん延防止重点措置③　1月21日～3月21日
	1	14日 自宅療養者支援事業の運営等を町田市訪問看護ステーション連絡会に委託 積極的疫学調査の重点化 28日 新規感染者へショートメッセージサービス（SMS）を活用した情報提供開始
	2	2日　新規感染者過去最多の525名
	3	4日　新型コロナウイルスワクチン小児接種券発送開始 21日 新型コロナウイルスワクチン小児接種開始
	4	
	5	16日「新型コロナウイルス感染症専用相談窓口」設置 27日 新型コロナウイルスワクチン接種券（4回目接種）発送開始
	6	15日 神奈川中央交通バス（50台）にてデジタルサイネージによる新型コロナウイルスワクチン 接種の動画放映を開始（7月15日終了）
	7	1日　ふるさと納税で集まった寄付金を、町田市薬剤師会に贈呈 10日 生涯学習センターで武田社製新型コロナウイルスワクチン（ノババックス） を使用した集団接種を開始 22日 医療従事者及び高齢者施設等の従事者への新型コロナウイルスワクチン接種開始（4回目） 27日 新規感染者過去最多の1191名
	8	19日 町田パリオにて町田市と東京都共催の新型コロナウイルスワクチン接種キャンペーン を実施（19-20日で終了）
	9	22日 新型コロナウイルスワクチン小児追加接種（3回目）開始 高齢者施設におけるオミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン接種開始 26日 発生届の全数届出の見直し オミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン接種開始（一般） 30日 LINEを活用した新型コロナウイルスワクチン接種券発行申請の開始 地域外来・検査センターの閉鎖
	10	
	11	4日　新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種券発送の開始 20日 新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種の開始
	12	

2023年　国・東京都における新型コロナウイルス感染症への対応状況　（表1-9）

年	月	国・都の対応
2023	1	
	2	10日【国】武田薬品工業株式会社からの新型コロナウイルスワクチンの供給のキャンセル 【国】モデルナ・ジャパン株式会社の新型コロナウイルスワクチン（従来株ワクチン）の供用終了
	3	13日【国】マスク着用の考え方の見直しが適応開始
	4	
	5	8日　【国】新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行

2023年　町田市保健所における新型コロナウイルス感染症への対応状況　（表1-10）

年	月	町田市保健所の対応
2023	1	
	2	
	3	19日　生涯学習センターでオミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン小児接種開始
	4	
	5	8日　町田市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止

（4）新型コロナウイルス感染症対策本部会議等

新型コロナウイルス感染症は、国が 2020 年 2 月 1 日に感染症法の「指定感染症」に指定した。町田市において危機管理指針（第 2 章 第 4 節）で想定される感染症として対応するため、町田市危機事態対策本部を設置した。また、2020 年 3 月 13 日に「特措法」 改正法が可決・成立されたことにより、新型コロナウイルス感染症が「感染症法」第 6 条 9 項に規定される「新感染症」に指定された。このことを受け、効果的に新型コロナウイルス感染症に対応するために町田市新型コロナウイルス感染症対策本部（旧：町田市新型インフルエンザ等対策本部）を設置し、必要に応じて適宜、対策会議を開催した。

感染症関係会議等　実施状況　2024 年 3 月 31 日現在（表 1-11）

会議名	開催数	開催期間	参加者
町田市危機事態対策本部会議	6 回	2020 年 2 月 18 日 ～3 月 10 日	市長、副市長、教育長、各部局長
町田市新型インフルエンザ等対策本部会議	6 回	2020 年 3 月 16 日 ～4 月 7 日	市長、副市長、教育長、各部局長、消防団長
町田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議	65 回	2020 年 4 月 19 日 ～2023 年 5 月 2 日	市長、副市長、教育長、各部局長、消防団長

（5）新型コロナウイルス感染者数

2020 年 3 月 10 日に市内初の感染者を確認した。また、2022 年 8 月の最大ピーク時で 19, 546 人の感染者が確認されており、2024 年 5 月 8 日現在の累計感染者数 100, 269 人となっている。

新型コロナウイルス感染者数の推移　2023 年 5 月 8 日現在（表 1-12）

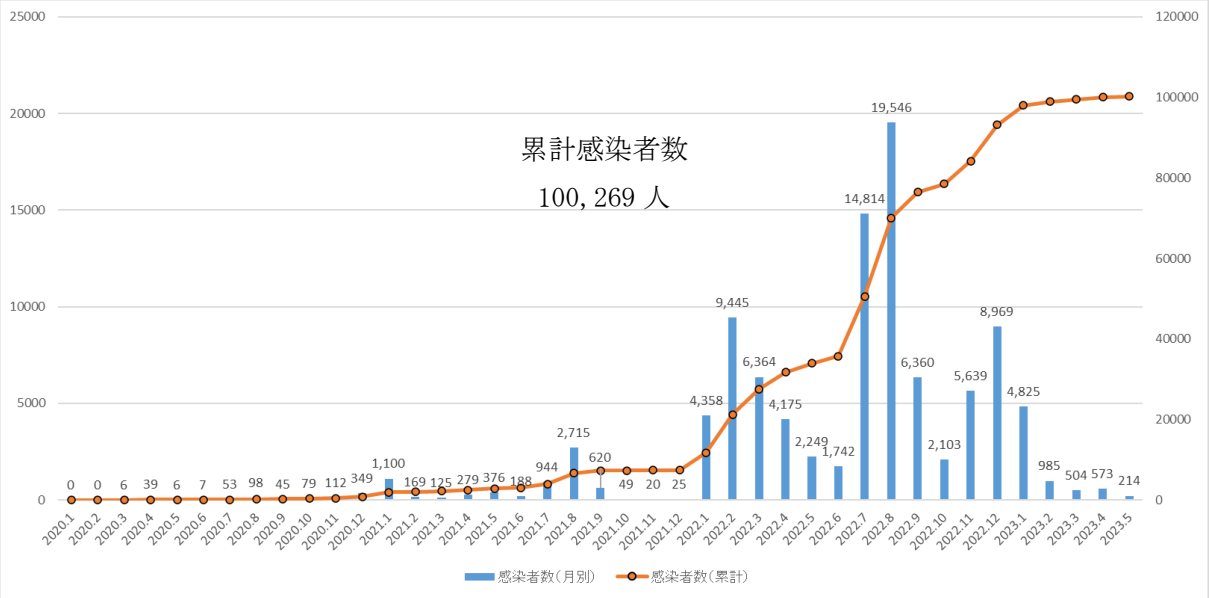

（６）町田市発熱相談センター

2020 年 2 月 7 日から 2024 年 3 月 29 日までの間、新型コロナウイルス感染症に係る専用電話相談窓口を設置し、自宅療養者や発熱患者からの医療機関への受診相談等のサポートを行った。

新型コロナウイルス感染症に係る専用電話相談窓口への相談件数 2024 年 3 月 31 日現在（表 1-13）

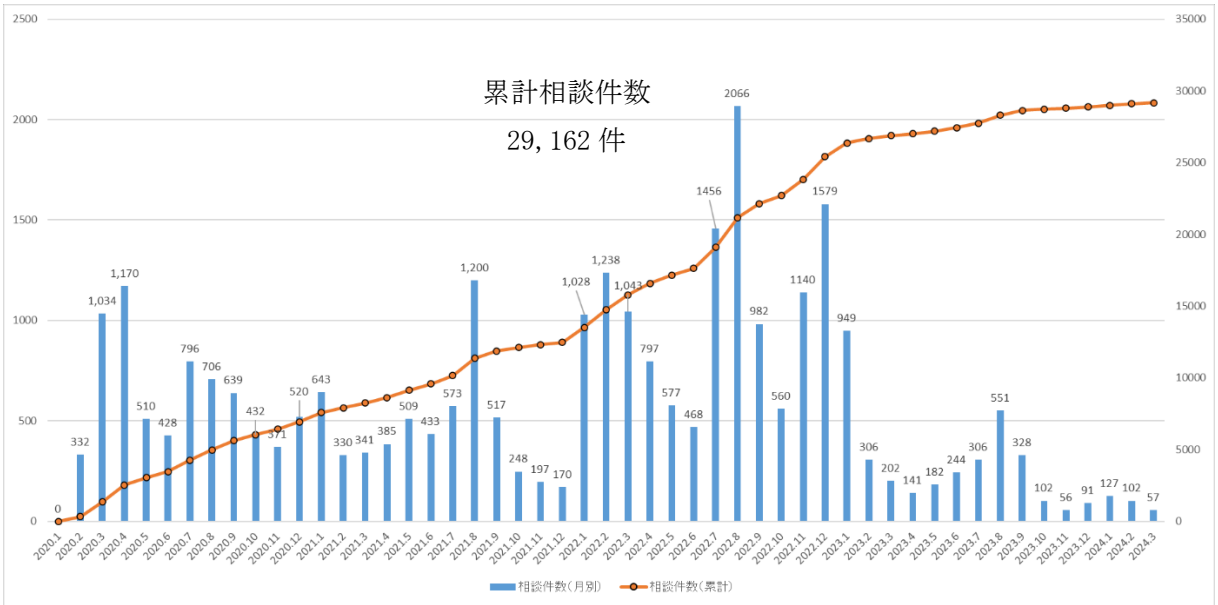

（７）PCR 検査

新型コロナウイルス感染症対策として、2020 年 4 月 27 日に町田市医師会と協力連携により地域外来・検査センターを開設し、2022 年 9 月 30 日まで PCR 検査を実施した。

PCR 検査件数　2022 年 9 月 30 日現在（表 1-14）

	PCR 検査の検体採取場所等			PCR 検査数（月別）(A+B+C)	PCR 検査数（累計）	総検査数に占める地域外来・検査センターの割合
	地域外来・検査センター (A)	医療機関等 (B)	保健所検体持込数 (C)			
2020 年 2 月	0	0	19	19	19	0.0%
2020 年 3 月	0	0	84	84	103	0.0%
2020 年 4 月	85	248	149	482	585	17.6%
2020 年 5 月	329	345	48	722	1,307	45.6%
2020 年 6 月	331	525	25	881	2,188	37.6%
2020 年 7 月	851	963	119	1,933	4,121	44.0%
2020 年 8 月	816	1,209	80	2,105	6,226	38.8%
2020 年 9 月	735	996	155	1,886	8,112	39.0%
2020 年 10 月	591	1,376	160	2,127	10,239	27.8%
2020 年 11 月	674	1,598	111	2,383	12,622	28.3%
2020 年 12 月	1,121	3,600	556	5,277	17,899	21.2%
2021 年 1 月	1,159	4,470	1,059	6,688	24,587	17.3%
2021 年 2 月	561	3,572	288	4,421	29,008	12.7%
2021 年 3 月	501	3,121	58	3,680	32,688	13.6%
2021 年 4 月	807	3,864	219	4,890	37,578	16.5%
2021 年 5 月	962	3,522	411	4,895	42,473	19.7%
2021 年 6 月	908	3,114	189	4,211	46,684	21.6%
2021 年 7 月	1,136	4,194	672	6,002	52,686	18.9%
2021 年 8 月	1,068	7,860	2,591	11,519	64,205	9.3%
2021 年 9 月	596	4,770	1,199	6,565	70,770	9.1%
2021 年 10 月	265	3,326	8	3,599	74,369	7.4%
2021 年 11 月	148	3,258	0	3,406	77,775	4.3%
2021 年 12 月	129	3,506	54	3,689	81,464	3.5%
2022 年 1 月	1,127	13,023	580	14,730	96,194	7.7%
2022 年 2 月	1,100	14,005	287	15,392	111,586	7.1%
2022 年 3 月	647	11,834	32	12,513	124,099	5.2%
2022 年 4 月	487	10,635	0	11,122	135,221	4.4%
2022 年 5 月	287	8,751	0	9,038	144,259	3.2%
2022 年 6 月	233	8,601	0	8,834	153,093	2.6%
2022 年 7 月	881	18,426	0	19,307	172,400	4.6%
2022 年 8 月	685	18,276	0	18,961	191,361	3.6%
2022 年 9 月	275	10,378	0	10,653	202,014	2.6%
合　計	19,495	173,366	9,153			9.7%

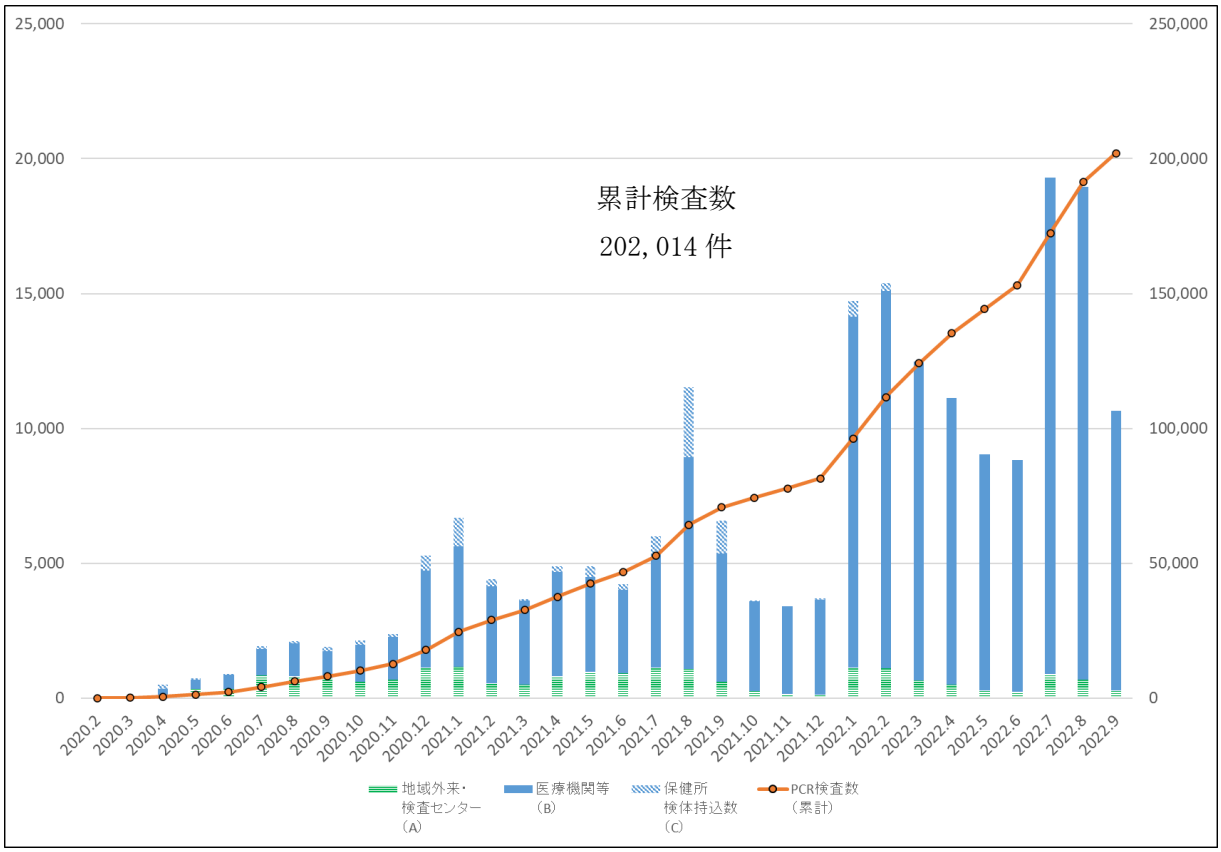
累計検査数
202, 014 件
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
250,000
200,000
150,000
100,000
50,000
0
2020.2
2020.3
2020.4
2020.5
2020.6
2020.7
2020.8
2020.9
2020.10
2020.11
2020.12
2021.1
2021.2
2021.3
2021.4
2021.5
2021.6
2021.7
2021.8
2021.9
2021.10
2021.11
2021.12
2022.1
2022.2
2022.3
2022.4
2022.5
2022.6
2022.7
2022.8
2022.9
地域外来・検査センター（A）
医療機関等（B）
保健所検体持込数（C）
PCR検査数（累計）

（8）新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルス感染症対策として、2021 年 4 月 19 日から新型コロナウイルスワクチン接種を開始している。

新型コロナウイルスワクチン接種状況　2024 年 3 月 31 日現在（表 1-15）

年齢	人口		1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6 回目	7 回目
80 歳以上	43,817	接種者数	35,989	35,967	36,322	34,651	31,418	27,171	21,961
		接種率	82.1%	82.1%	82.9%	79.1%	71.7%	62.0%	50.1%
70-79 歳	51,460	接種者数	51,008	50,806	48,976	45,590	40,372	32,695	25,623
		接種率	99.1%	98.7%	95.2%	88.6%	78.5%	63.5%	49.8%
60-69 歳	47,220	接種者数	43,073	42,983	40,954	36,033	29,070	17,848	8,612
		接種率	91.2%	91.0%	86.7%	76.3%	61.6%	37.8%	18.2%
50-59 歳	70,427	接種者数	57,782	57,680	53,467	37,105	17,350	3,946	2,196
		接種率	82.0%	81.9%	75.9%	52.7%	24.6%	5.6%	3.1%
40-49 歳	59,411	接種者数	56,856	56,397	45,241	23,399	8,398	1,892	956
		接種率	95.7%	94.9%	76.1%	39.4%	14.1%	3.2%	1.6%
30-39 歳	42,864	接種者数	36,883	36,477	26,685	11,171	3,734	839	415
		接種率	86.0%	85.1%	62.3%	26.1%	8.7%	2.0%	1.0%
20-29 歳	44,629	接種者数	35,579	35,105	24,817	8,495	2,409	461	193
		接種率	79.7%	78.7%	55.6%	19.0%	5.4%	1.0%	0.4%
12-19 歳	32,789	接種者数	29,191	28,572	17,744	6,787	1,564	19	1
		接種率	89.0%	87.1%	54.1%	20.7%	5%	0%	0%
5-11 歳	24,294	接種者数	5,730	5,032	2,254	719	88	0	0
		接種率	23.6%	20.7%	9.3%	3.0%	0.4%	－	－
生後 6 か月-4 歳	12,310	接種者数	707	614	420	74	0	0	0
		接種率	5.7%	5.0%	3.4%	0.6%	－	－	－
合　計	429,221	接種者数	352,798	349,633	296,880	204,024	134,403	84,871	59,957
		接種率	82.2%	81.5%	69.2%	47.5%	31.3%	19.8%	14.0%

※1 健康管理システムのデータ（2024 年 5 月 15 日の 0 時時点）に基づき作成。

※2 接種率の分母となる人口は、2024 年 1 月 1 日年齢別人口表住民基本台帳を利用。ただし、0 歳の人口については、0 歳の人口に 1/2 を乗じたものとして算出している。

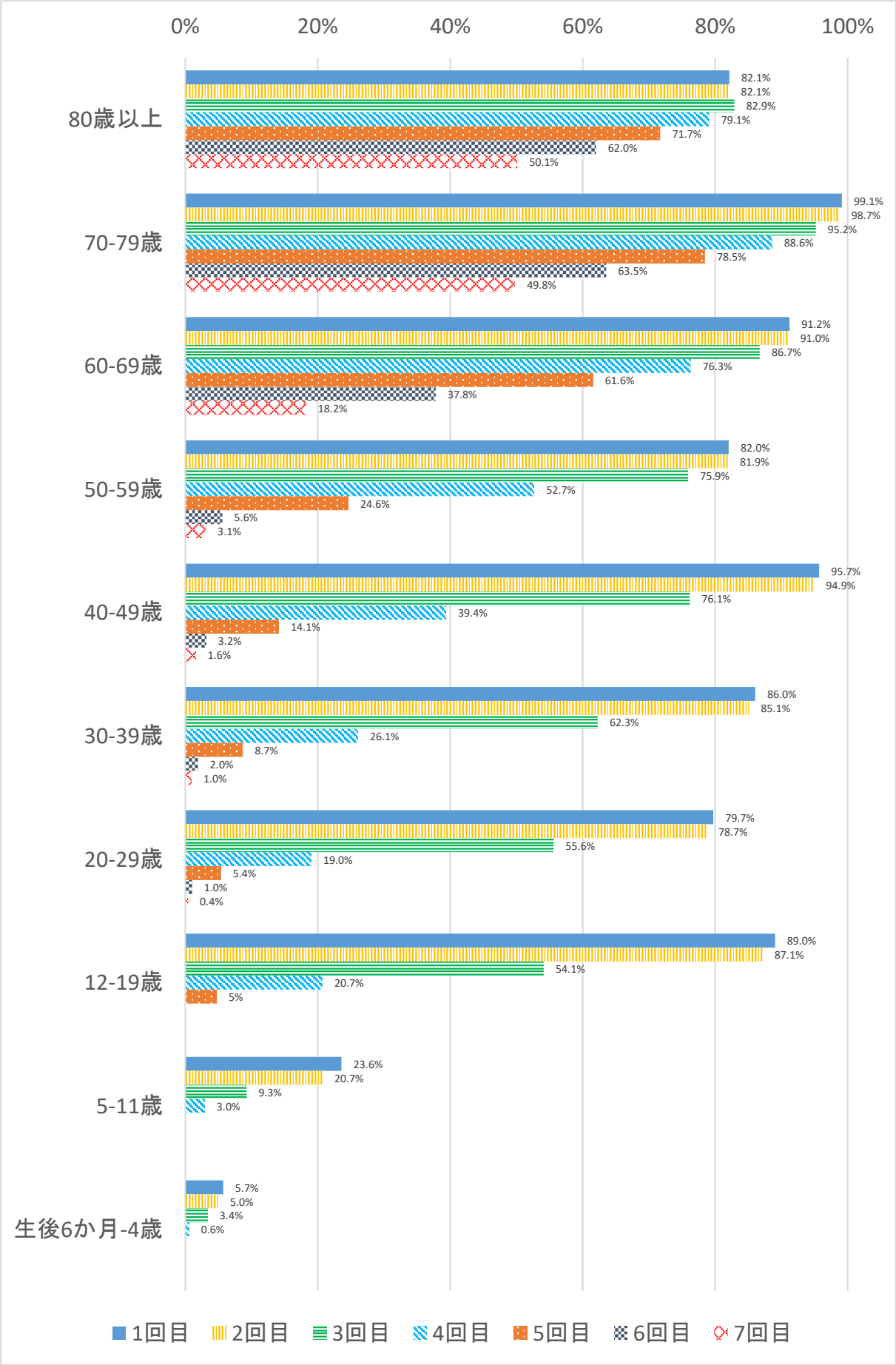

※接種率の値は、小数第二位を四捨五入して算出している。ただし、小数第二位を四捨五入して、値が 0 となるものについては掲載していない。

（9）新型コロナウイルス感染症予防接種証明書

予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチンを接種の方が渡航先への入国時や様々な場面で活用できるように、2021 年 7 月 26 日から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の受付を開始している。

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行数　2024 年 3 月 31 日現在（表 1-16

	紙版		電子版		コンビニ等		発行数	発行数
	海外	国内	海外	国内	海外	国内	（月別）	（累計）
2021 年 7 月	230						230	230
2021 年 8 月	476						476	706
2021 年 9 月	459						459	1,165
2021 年 10 月	470						470	1,635
2021 年 11 月	489						489	2,124
2021 年 12 月	288	70	1,617	9,290			11,265	13,389
2022 年 1 月	190	109	611	3,794			4,704	18,093
2022 年 2 月	219	54	707	3,274			4,254	22,347
2022 年 3 月	450	80	1,298	5,057			6,885	29,232
2022 年 4 月	520	83	922	4,037			5,562	34,794
2022 年 5 月	539	64	770	2,234			3,607	38,401
2022 年 6 月	715	92	749	1,917			3,473	41,874
2022 年 7 月	768	79	1,193	3,503			5,543	47,417
2022 年 8 月	643	91	1,339	3,820	28	30	5,951	53,368
2022 年 9 月	583	71	1,011	2,411	46	31	4,153	57,521
2022 年 10 月	501	434	1,171	6,912	33	180	9,231	66,752
2022 年 11 月	477	253	1,810	8,595	35	115	11,285	78,037
2022 年 12 月	488	130	1,641	7,858	49	86	10,252	88,289
2023 年 1 月	498	100	1,421	4,781	39	57	6,896	95,185
2023 年 2 月	520	120	1,312	3,290	64	90	5,396	100,581
2023 年 3 月	485	120	1,341	3,025	57	101	5,129	105,710
2023 年 4 月	253	34	915	1,222	44	58	2,526	108,236
2023 年 5 月	113	21	471	1,377	12	14	2,008	110,244
2023 年 6 月	52	21	436	1,577	8	9	2,103	112,347
2023 年 7 月	39	5	344	916	9	12	1,325	113,672
2023 年 8 月	32	7	269	588	10	13	919	114,591
2023 年 9 月	18	6	195	829	8	6	1,062	115,653
2023 年 10 月	11	7	351	1,515	3	6	1,893	117,546
2023 年 11 月	13	4	324	1,578	0	2	1,921	119,467
2023 年 12 月	6	3	247	998	1	6	1,261	120,728
2024 年 1 月	10	4	144	546	4	4	712	121,440
2024 年 2 月	9	4	111	410	2	1	537	121,977
2024 年 3 月	4	6	58	276	3	6	353	122,330
合計	10,568	2,072	22,778	85,630	455	827	122,330	

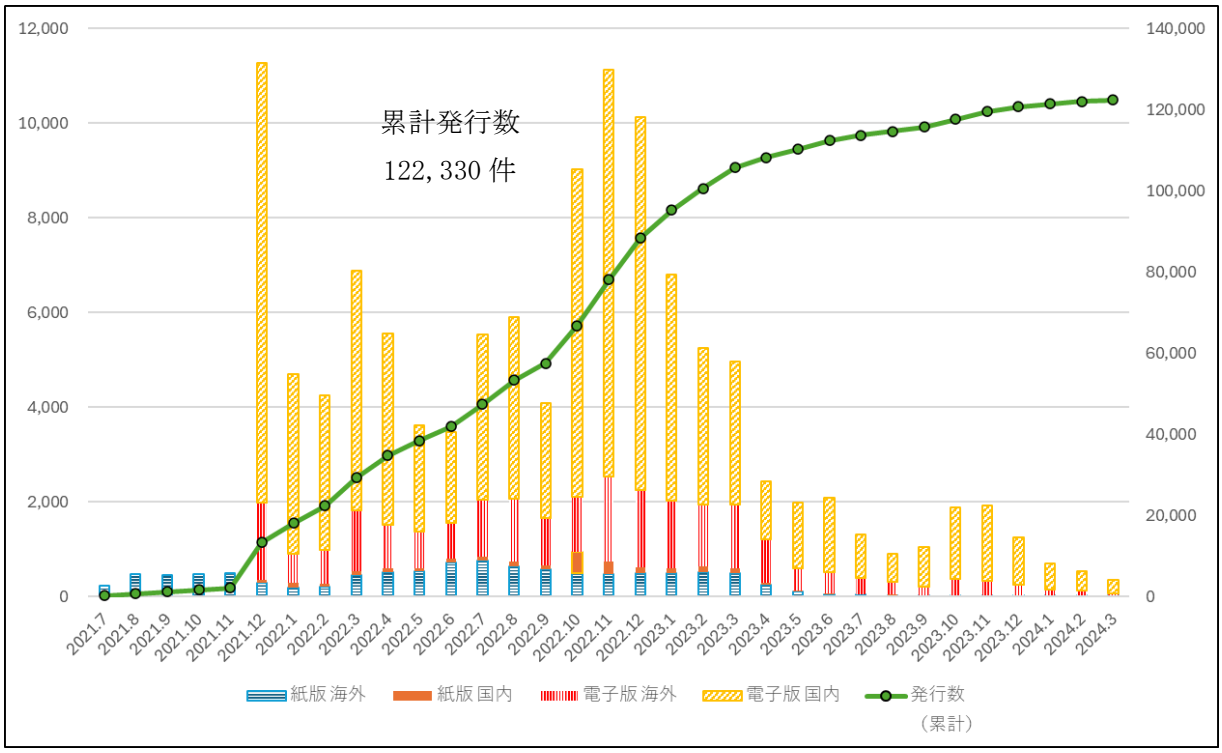
累計発行数
122, 330 件
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
140,000
120,000
100,000
80,000
60,000
40,000
20,000
0
2021.7
2021.8
2021.9
2021.10
2021.11
2021.12
2022.1
2022.2
2022.3
2022.4
2022.5
2022.6
2022.7
2022.8
2022.9
2022.10
2022.11
2022.12
2023.1
2023.2
2023.3
2023.4
2023.5
2023.6
2023.7
2023.8
2023.9
2023.10
2023.11
2023.12
2024.1
2024.2
2024.3
紙版 海外
紙版 国内
電子版 海外
電子版 国内
発行数
（累計）

（１０）自宅療養証明書

新型コロナウイルス感染症の陽性診断後、医療機関から町田市保健所に届出があり、自宅療養を行った方に対して自宅療養証明書の受付・発行を行っている。

自宅療養証明書の受付数・発行数　2023 年 3 月 31 日現在（表 1-17）

	受付数（月別）	受付数（累計）	発行数（月別）	発行数（累計）
2022 年 1 月	151	151	26	26
2022 年 2 月	1,334	1,485	17	43
2022 年 3 月	3,560	5,045	2,481	2,524
2022 年 4 月	2,442	7,487	1,909	4,433
2022 年 5 月	1,241	8,728	4,109	8,542
2022 年 6 月	602	9,330	658	9,200
2022 年 7 月	657	9,987	611	9,811
2022 年 8 月	2,590	12,577	2,115	11,926
2022 年 9 月	2,041	14,618	2,196	14,122
2022 年 10 月	596	15,214	826	14,948
2022 年 11 月	303	15,517	327	15,275
2022 年 12 月	234	15,751	241	15,516
2023 年 1 月	277	16,028	267	15,783
2023 年 2 月	154	16,182	162	15,945
2023 年 3 月	81	16,263	84	16,029
2023 年 4 月	66	16,329	77	16,106
2023 年 5 月	60	16,389	61	16,167
2023 年 6 月	42	16,431	42	16,209
2023 年 7 月	34	16,465	28	16,237
2023 年 8 月	41	16,506	49	16,286
2023 年 9 月	39	16,545	30	16,316
2023 年 10 月	57	16,602	57	16,373
2023 年 11 月	31	16,633	26	16,399
2023 年 12 月	27	16,660	27	16,426
2024 年 1 月	21	16,681	19	16,445
2024 年 2 月	13	16,694	10	16,455
2024 年 3 月	14	16,708	8	16,463

※2021 年 12 月以前の受付数・発行数は未掲載

（１１）町田市新型コロナウイルス一時療養ステーション

市内の自宅療養者の急増を受け、食事が取れていない、呼吸器症状がある、不安が強い方のうち、町田市保健所で治療が必要と判断した方を対象として受け入れを実施した。

町田市新型コロナウイルス一時療養ステーションの開設状況（表 1-18）

期　間	2021 年 9 月 3 日～9 月 30 日
定　員	11 名
体　制	日中（看護師 3 名、事務 3 名）、夜間（看護師 1 名、事務 1 名） 医師は常駐せず、オンライン診療もしくは往診により対応
設　備	酸素濃縮器、携帯用酸素ボンベ、体温･血圧･心拍･酸素飽和度測定器、点滴等
実　績	利用者：19 名（延利用者：27 名　一泊二日 11 名、二泊三日 8 名）

2　統 計 調 査

保健衛生行政の的確な推進及び各種行政効果を把握するために、その基礎資料となる各種統計調査を実施している。

（1）基幹統計

統計法に基づく基幹統計として各種調査を実施している。

ア　人口動態調査

人口動態調査は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出をもとに、人口の動態事象を数理的に把握し、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、毎年、各届出をもとに市区町村が調査票を作成し、保健所が審査のうえ、東京都を経由して厚生労働省へ提出している。

イ　医療施設（動態・静態）調査（2023 年度：両調査実施）

医療施設調査は、医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、毎年実施している医療法による届出や処分に基づく動態調査、3 年周期で行い、一部を除くすべての病院・診療所を対象とした静態調査がある。

ウ　患者調査（2023 年度：実施）

患者調査は、病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、3 年周期で行い、層化無作為で抽出された医療施設を利用する患者を客体として実施している。

エ　国民生活基礎調査（2023 年度：町田市は 4 調査区を対象として実施）

国民生活基礎調査は、国民の保健、医療、福祉、年金等、国民生活の基礎事項について、世帯面から総合的に把握し、行政施策の基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としている。

この調査は、国勢調査地区から層化無作為にて抽出された調査地区内すべての世帯及び世帯員を客体として毎年実施している。

（2）一般統計

統計法に基づく一般統計として各種調査を実施した。

ア　社会保障・人口問題基本調査（2023 年度：町田市は 4 調査区を対象として実施）

人口・社会保障の実態把握のため、5 つの全国標本調査（出生動向基本調査・人口移動調査・世帯動態調査・全国家庭動向調査・生活と支え合いに関する調査）を毎年 1 調査ずつ実施し、行政施策に資する基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、国民生活基礎調査の調査地区内から無作為抽出した調査地区内のすべての世帯の世帯主及び世帯員を調査の客体として実施している。

2023 年度は、人口移動調査を行った。

イ　受療行動調査（2023 年度：実施）

医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は 3 年周期で行い、全国の一般病院を利用する患者（外来・入院）を対象として、層化無作為抽出した一般病院を利用する患者を調査の客体として実施している。

ウ　地域保健・健康増進事業報告

地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、全国の保健所及び市区町村を対象として毎年実施している。

エ　国民健康・栄養調査（2023 年度：町田市は調査対象外のため、未実施）

国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として栄養摂取状況調査、身体状況調査、生活習慣病調査を行っている。

この調査は、調査年の国民生活基礎調査において設定された単位区から、層化無作為抽出した 300 単位区内の世帯及び世帯員を客体として毎年実施している。

オ　歯科疾患実態調査（2023 年度：未実施）

歯科保健状況を把握し、8020 運動（歯科保健推進事業等）の種々の対策の効果についての検討や、健康日本 21 において設定した目標の達成度の判定を行い、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、5 年周期で行い、国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区から、300 単位区を無作為に抽出し、当該単位区内の満 1 歳以上の世帯員を客体として実施している。

カ　乳幼児栄養調査（2023 年度：未実施）

全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を調査し、授乳・離乳の支援、乳幼児の食生活の改善のための基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は 10 年周期で行い、国民生活基礎調査により設定された地区から無作為に抽出した 1,106 地区内の 6 歳未満の子ども及びその乳幼児のいる世帯を客体として実施している。

3 医　務

（1）　施設関係

診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所などの施設について許可及び諸届出の受理を行っている。これらの施設に対しては、新規開設時や変更時を中心に必要に応じて実地調査を行っている。また、入院施設を有する有床診療所、衛生検査所については、計画に基づいた定期的な監視指導を行っている。

ア　施設数及び立入件数（表 3-1）

		施設数	新規件数	廃止件数	諸届	立入件数
2021		1,297	75	55	419	80
2022		1,313	64	48	438	57
2023		**1,337**	**84**	**61**	**444**	**103**
病院		21	－	－	68	5
診療所		342	25	27	156	42
（内訳）	有床	10	1	3	15	6
	無床	332	24	24	141	36
歯科診療所		240	9	7	87	15
（内訳）	有床	－	－	－	－	－
	無床	240	9	7	87	15
助産所		7	－	－	－	－
（内訳）	入所あり	1	－	－	－	－
	入所なし	6	－	－	－	－
施術所	あ・は・き	246	24	14	79	26
	柔	133	7	4	48	12
出張施術業務者		291	18	6	－	－
歯科技工所		55	1	2	－	－
衛生検査所		2	－	1	6	3

（注）1　施術所について「あ:あん摩マッサージ指圧、は:はり、き:きゅう、柔:柔道整復」
　　2　病院からの申請、諸届については、東京都への経由事務である。

イ　診療所病床数及び助産所入所数（表 3-2）

年度	総数	診療所		歯科診療所	助産所
2021	160	158	(－)	－	2
2022	160	158	(－)	－	2
2023	**123**	**121**	**(－)**	**－**	**2**

(注)一般診療所：(　)内は療養病床再掲

（２）救急医療機関

救急医療機関は、病院又は診療所からの申し出に基づき、救急病院等を定める省令で定める基準に該当する施設を都知事が認定し告示しており、3年毎の更新制となっている。

保健所が医療機関からの申出書を受け付けたときは、実地調査を行い、調査書を作成した上で、申出書に添付して管轄の消防署へ書類を送付している。

救急医療機関（表 3-3）

名称	所在地	電話番号
あけぼの病院	中町 1-23-3	042-728-1111
町田市民病院	旭町 2-15-41	042-722-2230
多摩丘陵病院	下小山田町 1401	042-797-1511
町田慶泉病院	南町田 2-1-47	042-795-1668
町田病院	木曽東 4-21-43	042-789-0502
鶴川記念病院	三輪町 1059-1	044-987-1311
南町田病院	鶴間 4-4-1	042-799-6161
町田脳神経外科	根岸町 1009-4	042-798-7337
ふれあい町田ホスピタル	小山ヶ丘 1-3-8	042-798-1121

（３）医療従事者免許

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係職種免許の新規、籍（名簿）訂正、書換交付、再交付等の申請の受理及び経由事務を行っている。

医療従事者免許受付件数（表 3-4）

年度	区分	総数	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	視能訓練士	作業療法士	理学療法士	その他免許
2021	総数	523	41	13	88	31	10	227	22	15	24	－	4	19	29	－
2022	総数	478	29	8	77	18	6	235	23	7	11	－	5	21	38	－
2023	**総数**	**484**	**31**	**9**	**81**	**25**	**2**	**220**	**12**	**9**	**20**	－	**5**	**18**	**49**	**3**
	新規	297	18	4	52	9	1	128	7	7	11	－	3	14	40	3
	籍訂正・書換	152	10	3	23	14	1	76	3	2	6	－	2	4	8	－
	再交付	32	2	2	5	2	－	16	2	－	2	－	－	－	1	－
	除籍（まっ消）	3	1	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

4 薬　事

（1）医薬品等施設関係

薬局、医薬品販売業、麻薬小売業者、医療機器販売業などの施設について許可及び諸届の受理を行っている。これらの施設に対しては立入検査を実施し、店舗の構造設備、管理状況、医薬品の取扱いなどについて監視指導を行っている。また、医薬品等の適正な流通を確保するために各施設への一斉監視指導や医薬品等の収去検査を行っている。

ア　施設数及び立入件数（表 4-1）

			施設数	新規	廃止	更新	諸届	立入件数
2021 年度			1,886	101	49	71	1,581	549
2022 年度			1,928	128	86	154	1,764	706
2023 年度			**1,969**	**141**	**100**	**152**	**2,189**	**917**
医薬品	薬　　局		182	12	10	32	1,014	149
	販売業	卸売販売業	19	－	1	1	10	6
		店舗販売業	76	1	4	11	351	40
	薬局製剤製造業		5	－	－	2	－	7
	薬局製剤製造販売業		5	－	－	2	2	7
	麻薬小売業者		149	13	8	70	477	130
高度管理医療機器等販売業			223	21	14	27	201	131
高度管理医療機器等貸与業			125	14	9	7	90	54
管理医療機器販売業			847	62	35	・	40	197
管理医療機器貸与業			338	18	19	・	4	196

イ　医薬品等試験検査（表 4-2）

年度	品　目	検体数	検査項目	検査結果（検体数）	
				適	不適
2021	総数	5		5	－
2022	総数	5		5	－
2023	**総数**	**5**		**5**	**－**
	一般用医薬品	1	承認規格	1	－
	生薬・漢方製剤	1	承認規格	1	－
	化粧品	2	化粧品基準	2	－
	医療機器	1	品目仕様	1	－

（注）収去品の検査は東京都健康安全研究センターに依頼した。

ウ　講習会

東京都南多摩保健所、八王子市保健所と合同で、薬局を対象とした南多摩保健医療圏薬事講習会を開催している。

2023 年度は WEB 開催とし、2024 年 1 月 15 日から 2 月 15 日まで「在宅医療における薬剤師の役割」についてオンデマンドによる動画配信を行った。市内の薬局 85 施設が聴講した。

（２）毒物劇物

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者の登録及び諸届の受理並びに申請に基づく実地調査を行っている。また、農薬、シアン、トルエンなどを取り扱う事業者に対しては、保管管理状況や譲渡手続きなどの確認を行うため一斉監視指導を実施している。

施設数及び立入件数（表 4-3）

			施設数	新規	廃止	更新	諸届	立入件数
2021 年度			191	1	7	7	14	43
2022 年度			187	3	7	10	16	36
2023 年度			**183**	**3**	**7**	**8**	**22**	**50**
毒物劇物	販売業	一般販売業	57	3	7	7	19	32
		農業用品目販売業	6	－	－	1	3	6
		特定品目販売業	－	－	－	－	－	－
	業務上取扱者	届出	2	－	－	・	－	2
		非届出	118	－	－	・	・	10

（３）家庭用品

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、日常で使用する家庭用品による健康被害を防止することを目的に、市内の小売店等で販売されている家庭用品（繊維製品、家庭用化学製品等）を試買し、含有している有害物質の試験検査を民間試験検査機関に委託して行っている。

家庭用品試買試験検査（表 4-4）

年度	品目	検体数	延検査項目数	検査結果（検体数）	
				適	不適
2021	総数	16	23	16	－
2022	総数	18	25	25	－
2023	**総数**	**18**	**23**	**18**	**－**
	繊維製品	16	19	16	－
	家庭用化学製品	2	4	2	－

（４）不正大麻・けし撲滅

麻薬の原料が採れるけしや、幻覚物質を含む大麻は、法律で栽培等が禁止されている。

しかし、けしや大麻は自生していることがあるため、市内を巡回し、栽培が禁止されているけしや大麻を発見した場合は、抜き取りや関係機関への情報提供を行っている。

また、栽培が禁止されているけしや大麻は所持も禁止されているため、市民が発見した場合は、抜き取らずに保健所に通報するよう普及啓発を行っている。

5　地域医療システム推進事業

（1）地域医療システム推進事業（医科）

町田市医師会の協力のもと、市民に対するかかりつけ医制度の推進や健康づくり・医療知識の普及を目的に、インターネットによる最新の医療機関情報や市民向けの医療情報の提供、各種講演会を実施している。

講演会開催状況（表 5-1）

日程	内容	参加者数
10 月 21 日 ～11 月 21 日	第 45 回　市民健康づくり講演会　会場・オンライン同時開催 「ご存知ですか目の病気？放っておくと怖い緑内障！」 講師：東京慈恵会医科大学眼科学講座・教授	会場参加：27 再生回数:123
2024 年 3 月 17 日 ～4 月 17 日	第 17 回　まちだ市民セミナー　　会場・オンライン同時開催 「聞こえにくいをほっとかないー人生 100 年時代に向けた聴覚ケアと補聴器ー」 講師：慶應義塾大学医学部・教授 「耳からはじめる認知症予防への取り組み 難聴の早期発見とヒアリングフレイル予防」 講師：聴脳科学総合研究所	会場参加:111 再生回数:608

（2）地域医療システム推進事業（歯科）

町田市歯科医師会の協力のもと、市民に対するかかりつけ歯科医制度の推進や歯科医療知識の普及を目的に、インターネットによる最新の歯科医療機関情報や市民向けの歯科医療情報の提供、口腔ケアに関する講演会等を実施している。

講演会開催状況（表 5-2）

日程	内容	参加者数
11 月 5 日	第 38 回ぼくとわたしのデンタルケア ・歯科医師によるむし歯、歯並び相談、歯科衛生士による歯みがき指導等 ・なってみよう！こども歯医者さん	94
2024 年 3 月 3 日	市民公開講座 「子供の能力の引き出し方を学ぼう～食べ方と運動の視点から～」 講師：昭和大学歯学部口腔衛生学講座教授、歯科医師 青山学院大学陸上競技部長距離ブロック監督	538

（３）薬の相談等に関する事業

町田市薬剤師会の協力のもと、家庭における健康の保持・増進を目的に講演会等を実施している。

講演会等の開催状況（表 5-3）

日程	内容	参加者数
2024 年 2 月 10 日	市民公開講座 あなたの腎臓は本当に大丈夫？（透析治療の現状・今日からできること） 講師：あけぼの病院腎臓内科・医師	計 58 名

6 救急医療対策事業

（1）当番病院・当番医

市民が休祝日や夜間でも安心して医療が受けられるように、町田市医師会の協力のもと、休祝日と平日・土曜日の時間外及び夜間の救急患者に対する診療の確保を図っている。

ア　救急病院による休祝日救急診療

開始年度	1969 年度
診療科目・開設数	3 か所（内科系 1・外科系 2）（病院※1）
診療日・時間	日曜・祝休日・年末年始（12/29～1/3）　AM9：00～翌日 AM9：00

イ　救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療

開始年度	1979 年度
診療科目・開設数	内科系 1 か所（病院※2）
診療日・時間	平日（年末年始除く）PM7：00～翌日 AM8：00
	土曜日（祝休日・年末年始除く）PM1：00～翌日 AM8：00

ウ　当番医による休祝日急病診療（初療）

開始年度	1969 年度
診療科目・開設数	内科系 3 か所（診療所）
診療日・時間	日曜・祝休日・年末年始（12/29～1/3）AM9：00～PM5：00

※1 救急病院による休祝日救急診療の実施医療機関は、あけぼの病院、町田脳神経外科、多摩丘陵病院、町田慶泉病院、町田市民病院、町田病院、南町田病院及びふれあい町田ホスピタルの 8 医療機関。

※2 救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療の実施医療機関は、あけぼの病院、多摩丘陵病院、町田慶泉病院、町田市民病院、町田病院、南町田病院及びふれあい町田ホスピタルの 7 医療機関。

救急病院による休祝日救急診療状況（年度・月別）　（表 6-1）

月 年度		患者数	前年比	内訳				診療日数	診療施設数
				内科	小児科	外科	他科		
2021		4,669	△ 1	1,867	166	2,563	73	72	216
2022		4,553	△ 116	1,772	196	2,461	124	72	216
2023		**5,348**	**795**	**2,438**	**231**	**2,403**	**276**	**73**	**219**
月	4	391		136	30	211	14	6	18
	5	392		136	24	211	21	7	21
	6	229		78	16	130	5	4	12
	7	433		192	34	195	12	6	18
	8	351		168	17	113	53	5	15
	9	505		230	13	250	12	6	18
	10	387		178	20	175	14	6	18
	11	436		186	19	198	33	6	18
	12	738		444	16	268	10	7	21
	1	771		428	18	279	46	8	24
	2	371		147	9	179	36	6	18
	3	344		115	15	194	20	6	18

救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療状況（年度・月別）　（表 6-2）

月 年度		患者数	前年比	内訳				診療日数	診療施設数
				内科	小児科	外科	他科		
2021		2,294	52	1,491	142	613	48	293	293
2022		2,415	121	1,566	209	560	80	293	293
2023		**2,855**	**440**	**1,952**	**199**	**597**	**107**	**293**	**293**
月	4	136		84	18	29	5	24	24
	5	210		94	21	78	17	24	24
	6	228		164	20	42	2	26	26
	7	253		188	15	47	3	25	25
	8	352		247	17	81	7	26	26
	9	230		175	12	39	4	24	24
	10	227		158	19	40	10	25	25
	11	192		134	16	30	12	24	24
	12	306		202	20	70	14	24	24
	1	262		199	13	44	6	23	23
	2	256		172	18	50	16	23	23
	3	203		135	10	47	11	25	25

当番医による休祝日急病診療（初療）状況（年度・月別）　（表 6-3）

月 年度		患者数	前年比	内訳				診療日数	診療施設数
				内科	小児科	外科	他科		
2021		3,079	637	2,415	263	24	377	72	211
2022		4,359	1,280	3,577	431	34	317	72	214
2023		**6,935**	**2,576**	**6,049**	**608**	**23**	**255**	**73**	**216**
月	4	238		194	35	2	7	6	18
	5	377		338	32	0	7	7	21
	6	231		184	40	2	5	4	12
	7	440		388	24	1	27	6	18
	8	408		383	17	2	6	5	15
	9	704		558	26	0	120	6	18
	10	460		349	106	2	3	6	17
	11	569		499	68	0	2	6	18
	12	975		852	100	1	22	7	20
	1	1,363		1,302	49	2	10	8	24
	2	750		627	70	10	43	6	17
	3	420		375	41	1	3	6	18

（２）急患センター

休祝日等の歯科の急病患者に対する応急診療と障がい者や有病高齢者のための診療を行うため、東京都町田市歯科医師会の協力のもと、「休日応急歯科・障がい者歯科診療所」を開設し、診療を行っている。

ア 休日歯科応急診療

開始年度　1977 年度

診療科目・開設数　歯科 1 か所固定（健康福祉会館 1 階）

診療日・時間　日曜・祝休日・年末年始（12/29～1/3）AM9：00～PM5：00

イ　障がい者歯科診療所

開始年度　2007 年度

診療科目・開設数　歯科 1 か所固定（健康福祉会館 1 階）

診療日・時間　水曜・木曜（祝休日・年末年始除く）AM9：00～PM5：00

休日歯科応急・障がい者歯科診療状況（年度・月別）　（表 6-4）

月 年度		休日歯科急病診療			障がい者歯科診療		
		患者数	前年比	診療 日数	患者数	前年比	診療 日数
2021		308	△ 17	73	2,232	35	97
2022		316	8	72	2,386	154	97
2023		**294**	**△ 22**	**73**	**2,417**	**31**	**99**
月	4	26		6	202		8
	5	33		7	175		7
	6	6		4	217		9
	7	20		6	206		8
	8	24		5	231		10
	9	18		6	190		8
	10	11		6	187		8
	11	14		6	229		9
	12	61		7	196		8
	1	49		8	197		8
	2	18		6	210		9
	3	14		6	177		7

ウ　休日・準夜急患こどもクリニック

休祝日等や準夜帯の小児初期急病患者に対する診療を実施するため、町田市医師会の協力のもと、「休日・準夜急患こどもクリニック」を開設し、診療を行っている。

開始年度　　2002 年度
診療科目・開設数　　小児科 1 か所固定（健康福祉会館 1 階）
診療日・時間　　日中帯（日曜・祝休日・年末年始）AM9：00～PM5：00
　　準夜帯（毎日）ＰＭ7：00～ＰＭ10：00

休日・準夜急患こどもクリニック診療状況（年度・月別）　（表 6-5）

月 年度		日中帯		準夜帯		日中帯 +準夜帯 患者数
		患者数	診療 日数	患者数	診療 日数	
2021		1,598	72	2,270	365	3,868
2022		1,848	72	2,527	365	4,375
2023		**3,208**	**73**	**3,618**	**366**	**6,826**
月	4	131	6	180	30	311
	5	238	7	303	31	541
	6	165	4	424	30	589
	7	240	6	346	31	586
	8	123	5	226	31	349
	9	234	6	224	30	458
	10	303	6	345	31	648
	11	328	6	339	30	667
	12	388	7	336	31	724
	1	432	8	287	31	719
	2	370	6	332	29	702
	3	256	6	276	31	532
年齢	0 歳	197		305		502
	1 ～5 歳	1,273		1,664		2,937
	6～15 歳	1,738		1,649		3,387
住所	市内	3,091		3,511		6,602
	市外	117		107		224

二次救急医療機関紹介件数　（表 6-6）

年度	日中帯			準夜帯			日中帯+準夜帯		
	市民病院	市民病院以外	計	市民病院	市民病院以外	計	市民病院	市民病院以外	計
2021	34	3	37	54	8	62	88	11	99
2022	23	1	24	61	8	69	84	9	93
2023	**34**	**5**	**39**	**68**	**15**	**83**	**102**	**20**	**122**

（３）自動体外式除細動器（ＡＥＤ＝Automated External Defibrillator）

ア 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置

（目的）市民が多く利用する施設にＡＥＤを設置し、救命態勢の強化を図る。

（概要）2004 年 7 月 1 日から医療従事者以外にもＡＥＤの使用が認められたことを受け市の施設でＡＥＤの設置を進めている。毎年、庁内ＡＥＤの設置情報の集約を行っており、2023 年 10 月 1 日現在、市内 200 施設にＡＥＤを設置している。

自動体外式除細動器（AED）市内公共施設設置場所　（表 6-7）

町田市庁舎	自由民権資料館
町田市民病院	プラザ町田（町田市文化交流センター）
町田市民ホール	町田市バイオエネルギーセンター
町田市民フォーラム	クリーンセンター（2 センター）
健康福祉会館	子ども創造キャンパスひなた村
町田市保健所（市庁舎 7 階　貸出用）	Nature Factory 東京町田
町田市保健所（中町庁舎）	子どもセンター（5 施設）
国際版画美術館	子どもクラブ（6 施設）
町田市生涯学習センター	障がい者通所施設（4 施設）
中央・さるびあ・金森図書館	教育センター
町田市民文学館ことばらんど	市立保育園（5 園）
市立博物館	公立小学校（42 校）
地域センター（市民センター等 14 施設）	公立中学校（20 校）
スポーツ施設等（14 施設）	和光大学ポプリホール鶴川
公園等（7 施設）	高齢者福祉センター（6 センター）
デイサービスセンター等（8 センター）	町田市子ども発達センター
学童保育クラブ（41 クラブ）	小野路宿里山交流館
町田新産業創造センター	町田シバヒロ
原町田一丁目駐車場	わくわくプラザ町田

イ 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の一般貸出しの実施

スポーツ競技や行事などを開催する市内の団体を対象に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の貸出しを行い、行事開催中の救命態勢の強化を図っている。

開始年度　2007 年 7 月

対象　市民が参加するスポーツ競技などの行事

貸出条件　貸出期間中、一定の有資格者※を配置していること。
※AED の操作を含む普通救命講習会等の修了者・医師・看護師・保健師・救急救命士のいずれか

申込み　貸出希望期間の 2 か月前から 7 日前までに、書類を提出。また電話予約も受付。受渡しは各市民センターでも可。町田市ホームページ・広報まちだに掲載。

年度別貸出状況（表 6-8）

年度	貸出回数
2021	3
2022	10
2023	**9**

ウ 普通救命講習会の実施

市内公共施設への自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に伴い、救命救急知識とＡＥＤ操作方法の習得を目的に、町田消防署と共催で一般市民を対象に救命講習会を実施した。

※2024 年 4 月からは町田消防署が主催で救命講習会を実施。

開始年度	2005 年度
対象	市内在住、在勤、在学で 18 歳以上（高校生は除く）の方
実施会場	健康福祉会館
申込み	町田市ホームページ・広報まちだに掲載。イベントダイヤルによる申込。

講習実施状況（表 6-9）

年度	参加人数	開催日程
2021	86	
2022	178	
2023	**166**	
内訳	17	4 月 15 日
	14	5 月 20 日
	17	6 月 17 日
	13	7 月 15 日
	18	9 月 16 日
	16	10 月 21 日
	17	11 月 18 日
	18	12 月 9 日
	18	2024 年 2 月 17 日
	18	2024 年 3 月 16 日

7　災害医療救護活動支援

災害対策基本法及び町田市防災会議条例に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に「町田市地域防災計画」（以下「防災計画」という。）を策定している。防災計画では、災害発生時に行う職務を対策部ごとに定めており、保健所は、健康対策部に属し、保健医療の調整本部を設置して、医療救護活動及び保健衛生活動の受援・活動を行う。

このうち、医療救護活動については、町田市医師会、町田市歯科医師会、町田市薬剤師会、町田市接骨師会との連携のもと、応急医療救護、医療器材・薬品等の調達等の業務を担うことになる。こうした計画を踏まえ、以下の訓練及び会議を行った。

（1）医療救護活動訓練一覧（表 7-1）

日程	内容	参加者数
8 月 5 日	2023 年度町田市総合水防訓練（図上訓練） 〇台風に備え、態勢を検討 〇台風により発生した事象に対する対応 〇新防災システム習熟訓練 〇救護統括班･防災課で合同訓練を実施	11
2024 年 1 月～2 月	2023 年度総合防災訓練 〇救護統括班 ・本部立ち上げ訓練、本部図上訓練、新防災システム習熟訓練 〇保健班 ・発災時の体制確認、新防災システム習熟訓練 〇衛生班 ･本部図上訓練、避難所アセスメント訓練、新防災システム習熟訓練	47

（２）防災通信訓練一覧（表 7-2）

日程	内容
11 月 22 日	第 1 回 災害時情報共有ツール（広域災害救急医療情報システム(EMIS))を活用した訓練 ・参加機関：市内医療機関・保健総務課職員
2024 年 2 月 21 日	第 2 回 災害時情報共有ツール（BCPortal、東京都防災行政無線)を活用した訓練 ・参加機関：市内医療機関・保健総務課職員
2024 年 2 月 29 日	第 3 回 災害時情報共有ツール（EMIS)を活用した訓練 ・参加機関：市内医療機関・保健総務課職員

主催：東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課

（３）南多摩医療圏通信訓練（表 7-3）

日程	内容
2024 年 2 月 14 日	EMIS、PEACE、IP 無線、防災 FAX を使用した通信訓練。 ・参加機関：市内医療機関・防災課職員・保健総務課職員

主催：地域災害拠点中核病院東京医科大学八王子医療センター

（４）会議一覧（表 7-4）

日程	内容	参加者数
9 月 29 日	2023 年度第 1 回災害医療関係者連絡会 ・緊急医療救護所で使用する医薬品の拡充について、2023 年度災害医療関係事業計画 ・参加機関：町田市災害医療コーディネータ、町田市医師会、町田市薬剤師会、防災課、保健総務課	14
2024 年 3 月 26 日	2023 年度第 2 回災害医療関係者連絡会 ・緊急医療救護所で使用する医薬品の拡充について、2023 年度災害医療関係事業報告、各機関からの報告 ・参加機関：町田市災害医療コーディネータ、町田市医師会、町田市薬剤師会、防災課、保健総務課	13

8　医療安全支援センター

医療に関する市民（患者・家族）からの苦情や相談への対応、市民への医療安全に関する普及・啓発、診療所等の医療提供施設への助言・情報提供を行うことで、市民及び医療提供施設双方への支援を行い、市民が安心して医療サービスを利用できる体制をつくることを目的に、医療法第6条の13に基づき、町田市医療安全支援センターを設置している。

（1）　医療安全相談窓口

ア　相談日時

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日

午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

※相談専用電話を設け、主に電話で相談に対応

（来所、メールフォーム、ＦＡＸ、手紙での相談も可能）

イ　相談内容

市民又は市内の医療機関を受診された方からの医療に関する相談

ウ　相談対象

市民の方又は市内の医療機関を受診された方、市内の医療機関の方

エ　相談員

保健所保健総務課保健医療係職員、会計年度任用職員

オ　実績

（ア）相談日数、件数（表8-1）

相談日数	相談件数	平均対応時間（分）
194	749	12

（イ）相談方法（図8-１）

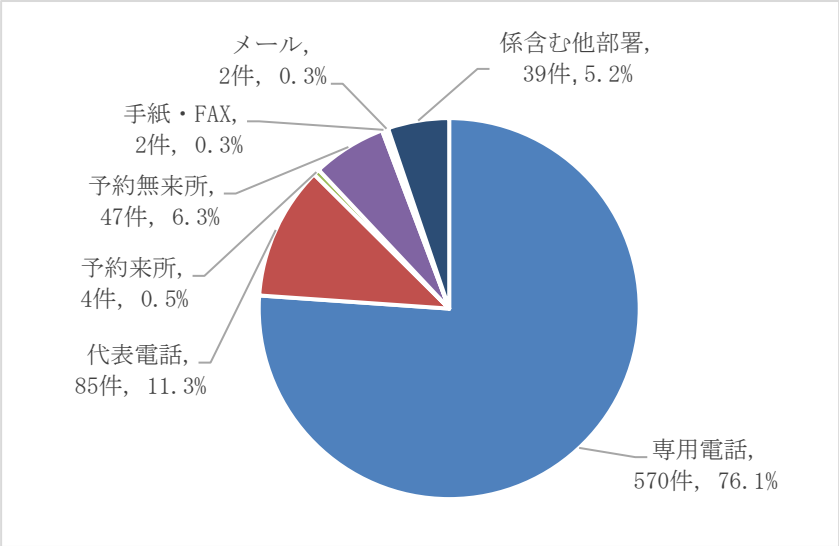

（ウ）相談内容（図 8-2）

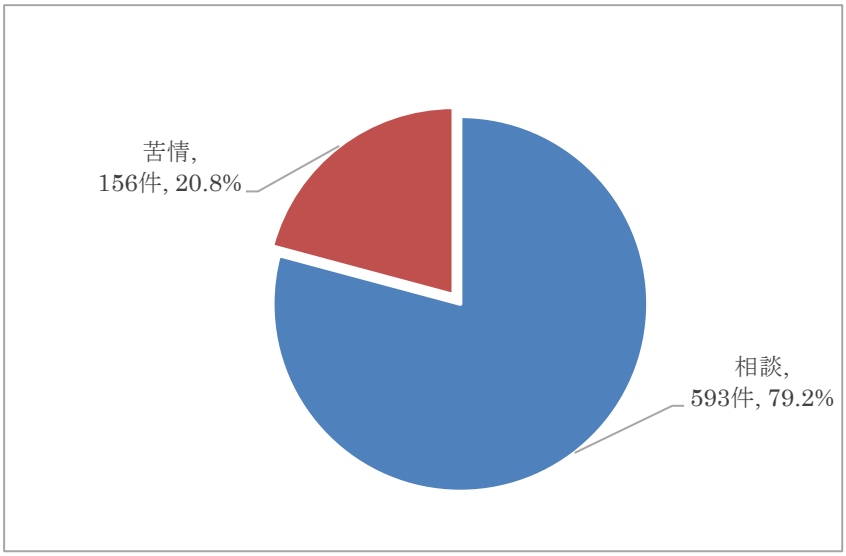

（エ）相談・苦情内容と割合（表 8-2）

相談・苦情内容	割合（%）
医療機関の案内	41.4
医療行為・医療内容	8.3
コミュニケーション	10.7
健康・病気に関すること	19.1
医療費	6.6
その他（薬に関すること等）	13.8

※パーセンテージ（%）は小数点第一位で表記した関係上、合計 100%ではない。

（２）医療安全推進協議会

市民からの相談等に適切に対応するために、医療サービスを利用する方、学識経験を有する方、医療関係団体の代表を構成員とする協議会を開催した。

開催状況（表 8-3）

開催日	内容
2024 年 2 月 8 日	開催方法：オンラインと対面のハイブリッド開催。医療安全支援センターの運営方針及び業務内容に関することや個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に関することの協議

（３）医療安全施策の普及・啓発

医療安全についての知識を普及するために、市内医療関係者向けに講演会を開催した。また、「みんなの健康だより」を活用して、医療安全に関する情報提供を行った。

講演会の実施状況（表 8-4）

日程	内容	参加者数
11 月 22 日	「最初が肝心!!医療クレーム対応術」 講師:株式会社ウィ･キャン	54

9　歯科保健普及対策・摂食嚥下機能対策

園児、児童及び生徒や、高齢者・障がい者等の口腔の健全を保ち、健康増進に寄与することを目的に、歯科保健担当職員等に対して、歯科保健に関する研修会を行っている。また、保育園・幼稚園等の歯科健康診査の結果を情報収集し、歯科衛生士が分析した結果を各園に情報発信、助言している。

摂食嚥下機能支援事業は、町田市内の要介護高齢者や障がい児（者）の摂食嚥下障害を未然に防ぐことを目的とし、歯科医師等の専門職による口腔機能評価や患者の機能改善のための診断、指導方法を習得するための人材育成研修会を、町田市歯科医師会に委託し実施した。

（1）保育園・幼稚園歯科保健情報の収集・分析・発信

ア　歯科健康診査結果（町田市保育園・幼稚園等合計）

乳歯の状況（表 9-1）

クラス		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
在籍数		580	1,273	1,582	2,757	2,991	3,075	12,258
受診者数①+②		466	1,102	1,358	2,515	2,718	2,832	10,991
①むし歯がある子	ア 未処置あり	0	11	33	120	258	323	745
	イ 処置完了	0	1	5	17	76	180	279
②むし歯のない子		466	1,090	1,320	2,378	2,384	2,329	9,967
乳歯むし歯の本数	総数　ウ+エ	0	28	84	455	1,079	1,596	3,242
	ウ 未処置歯	0	26	73	375	687	881	2,042
	エ 処置歯	0	2	11	80	392	715	1,200

永久歯の状況（表 9-2）

クラス		4 歳児	5 歳児	合計
永久歯が生えている子③+④		76	1,000	1,076
③永久歯のむし歯がある子	ア 未処置歯がある子	0	6	6
	イ 処置完了している子	0	5	5
④永久歯のむし歯がない子		76	989	1,065
永久歯の内容	総数　ウ+エ+オ	158	3,290	3,448
	ウ 未処置歯　本数	6	13	19
	エ 処置歯　本数	0	11	11
	オ むし歯未経験歯本数	152	3,266	3,418

イ　歯科健康診査結果（町田市保育園合計）

乳歯の状況（表 9-3）

クラス		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
在籍数		574	1,217	1,387	1,200	1,229	1,204	6,811
受診者数①+②		461	1,056	1,182	1,092	1,091	1,076	5,958
①むし歯がある子	ア 未処置あり	0	9	29	57	108	137	340
	イ 処置完了	0	1	5	8	30	64	108
②むし歯のない子		461	1,046	1,148	1,027	953	875	5,510
乳歯むし歯の本数	総数　ウ+エ	0	24	67	191	439	675	1,396
	ウ 未処置歯	0	22	56	161	282	419	940
	エ 処置歯	0	2	11	30	157	256	456

永久歯の状況（表 9-4）

クラス		4 歳児	5 歳児	合計
永久歯が生えている子③+④		57	555	612
③永久歯のむし歯がある子	ア 未処置歯がある子	0	3	3
	イ 処置完了している子	0	2	2
④永久歯のむし歯がない子		57	550	607
永久歯の内容	総数　ウ+エ+オ	125	2,057	2,182
	ウ 未処置歯　本数	6	5	11
	エ 処置歯　本数	0	5	5
	オ むし歯未経験歯本数	119	2,047	2,166

ウ　歯科健康診査結果集計表（町田市幼稚園合計）

乳歯の状況（表 9-5）

クラス		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
在籍数		6	56	195	1,557	1,762	1,871	5,447
受診者数①+②		5	46	176	1,423	1,627	1,756	5,033
①むし歯がある子	ア 未処置あり	0	2	4	63	150	186	405
	イ 処置完了	0	0	0	9	46	116	171
②むし歯のない子		5	44	172	1,351	1,431	1,454	4,457
乳歯むし歯の本数	総数　ウ+エ	0	4	17	264	640	921	1,846
	ウ 未処置歯	0	4	17	214	405	462	1,102
	エ 処置歯	0	0	0	50	235	459	744

永久歯の状況（表 9-6）

クラス		4 歳児	5 歳児	合計
永久歯が生えている子③+④		19	445	464
③永久歯のむし歯がある子	ア 未処置歯がある子	0	3	3
	イ 処置完了している子	0	3	3
④永久歯のむし歯がない子		19	439	458
永久歯の内容	総数　ウ+エ+オ	33	1,233	1,266
	ウ 未処置歯　本数	0	8	8
	エ 処置歯　本数	0	6	6
	オ むし歯未経験歯本数	33	1,219	1,252

（2）研修会・講習会

研修会・講習会（表 9-7）

日程	内容	対象者	参加者数
7 月 25 日	障害のある人の歯と口の健康を守ろう！～介助者による口腔のケア～ 講師：東京都立心身障害者口腔保健センター歯科衛生士	障がい者施設職員	12
10 月 23 日	「口腔機能発達不全症」とは～学校生活の中で取り組める口腔機能の育成～ 講師：千葉歯科医院（大田区）院長、歯科医師	学校歯科保健担当者	58
11 月 30 日	今から始める！むし歯にさせない生活習慣～6 歳臼歯を守るために～ 講師：こどもさんかく歯科（小金井市）院長、歯科医師	市民	46
2024 年 1 月 25 日	「口腔機能発達不全症」とは～保育園・幼稚園で取り組める口腔機能の育成～ 講師：千葉歯科医院（大田区）院長、歯科医師	保育園・幼稚園職員	51
2024 年 2 月 2 日	歯科衛生士に学ぶ！要介護者の口腔ケア～個々に応じたケアを行うために～ 講師：日本歯科衛生士会副会長、歯科衛生士	高齢者施設職員等	18

（３）摂食嚥下機能支援事業

研修会・講習会（表 9-8）

日程	内容
10 月 21 日	摂食嚥下研修会 「義歯と嚥下から考えるオーラルフレイル・口腔機能低下症」 講師：昭和大学歯学部口腔健康管理学講座口腔機能管理学部門主任教授、歯科医師
11 月 25 日	摂食嚥下研修会 「摂食嚥下障害の評価と訓練の実際」 講師：東京医科歯科大学大学院摂食嚥下リハビリテーション学分野教授、歯科医師
12 月 16 日	摂食嚥下研修会 「外来から始まる食支援」 講師：日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック講師、歯科医師

Ⅲ　健　康　推　進

1 地域保健普及啓発

（1）薬物乱用防止

薬物乱用の根絶を図るために、東京都薬物乱用防止推進町田地区協議会と連携し、地域社会に根ざした効果的な薬物乱用防止の啓発活動として、薬物乱用防止普及啓発イベントを行っている。また、中学生対象の薬物乱用防止ポスターと標語を募集し、会長賞や佳作、市長賞を設け、入賞作品は「みんなの健康だより」に掲載する他、ポスター作成、公共施設や市内を運行しているバス車内での掲示を行っている。

薬物乱用防止普及啓発状況（表 1-1）

日程	内容	対象	出席者数（来場者数）
6 月 26 日 ～ 6 月 30 日	(1)中学生による薬物乱用防止ポスター・標語の優秀作品の展示 (2)パネルの展示（薬物の種類やその影響など） (3)薬物標本の展示、啓発用 DVD の上映 (4)PR パンフレット、啓発グッズの配布	市民	187
6 月 19 日 ～ 9 月 6 日	中学生による薬物乱用防止ポスター・標語募集	市内 中学生	
12 月 1 日	「広報まちだ」に中学生による薬物乱用防止ポスター・標語表彰式について掲載	市民	
2024 年 3 月 1 日	「みんなの健康だより」に中学生による薬物乱用防止ポスター・標語の優秀作品を掲載	市民	

市内中学生からの薬物乱用防止ポスター・標語の募集（表 1-2）

募集年度	ポスター部門		標語部門	
	応募数	応募学校数	応募数	応募学校数
2021	306	9	268	5
2022	414	9	462	4
2023	**450**	**13**	**285**	**2**

（2）受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への影響等について普及啓発するために、日本禁煙学会専門指導者による防煙教育動画の配信や市庁舎での懸垂幕の掲示、庁用車へのマグネットステッカーの貼付を行った。

また、町田市医師会と連携し、禁煙外来クリニックの周知を行っている他、市内の各学校等を通じて受動喫煙防止対策に関するチラシを配布し、周知を行っている。

受動喫煙対策に関するチラシの配布状況（表 1-3）

日程	対象	作成部数	内容
2024 年 2 月	小・中学生向け	7,800	防煙教育
	高校生向け	360	防煙教育
	一般向け	3,800	禁煙外来の周知

（３）普及啓発活動

ア 情報紙「みんなの健康だより」の発行

市民の健康づくりや公衆衛生に関する意識の向上に寄与することを目的に、健康をキーワードにしたニュースや季節に沿ったトピックを掲載した情報紙として 2011 年度から発行している。

みんなの健康だより発行状況（表 1-4）

	41 号	42 号	43 号
発行時期	2023 年 7 月 1 日	2023 年 10 月 15 日	2024 年 3 月 1 日
発行部数	100,000	96,000	96,000
配布方法	・新聞折込による各戸配布 ・市関連施設での配布 ・市公式ホームページでの掲載		

イ「町田市ウォーキングマップ」の公開

歩きながら気軽に健康づくりができるよう、市内のおすすめ散歩コースを掲載した「町田ウォーキングマップ」を 2019 年度に 26,000 部作成し、2020 年度に市関連施設で配付した。配付終了後は、町田市のホームページで公開している。マップでは、市内の観光スポットや公園、歴史的・文化的スポット等、市内全域に渡る 15 コースを紹介しているほか、健康づくりの視点も踏まえ、歩行距離・時間や消費エネルギー量、ウォーキングの効果等も記載している。

（４）熱中症対策

市内の熱中症発生の抑制を目指すため、庁内及び関係団体、民間企業等と連携して取り組んでいる。特に、熱中症弱者（高齢者・子ども）に対して、周囲が協力して注意深く見守る等、広く熱中症予防を呼びかけている。

普及啓発活動（表 1-5）

実施	内容
4 月 26 日～ 9 月 30 日	・民間協定を締結している大塚製薬株式会社と協働して熱中症予防のチラシとポスターの作成及び配布 ・民間協定を締結している株式会社伊藤園と協働して町田市内の自動販売機に熱中症予防のポスターを掲示 ・庁舎施設案内モニターを用いた注意喚起 ・子育てサイトや子育て情報メール配信による注意喚起 ・町田市のメール・ＬＩＮＥ配信による注意喚起

2　自 殺 総 合 対 策 事 業

自殺者数の減少を目標に、自殺対策を推進している。

（1）広報・普及啓発

様々な分野における相談先について盛り込んだリーフレット「悩みの相談先一覧」を 17,000 部作成し、市内施設へ設置した。また、9 月と 3 月の自殺対策強化月間に合わせて実施している鉄道事業者と協働した普及啓発キャンペーンを、町田市内全 10 駅で行った。「広報まちだ」及び「みんなの健康だより」にも自殺対策の情報を掲載した。

（2）相談・支援の充実（総合相談会の実施）

ア　総合相談会の実施

複数の相談機関が 1 つの場所に集まることで、各相談機関の連携協力関係を高め、包括的な相談・支援体制を構築することを目的に「総合相談会」を 9 月 25 日と 2024 年 3 月 14 日に開催した。（設置窓口：①こころの悩み、②女性の悩み、③法律関連、④労働問題、⑤求職、⑥生活困窮、⑦高齢者）

イ　ＳＮＳ自殺防止相談事業の実施

検索連動広告機能（※）を使用し、生きづらさに関する「孤独でつらい」などの単語をインターネット（google）で検索した際に、相談を促すサイトを表示し、そのサイトからワンクリックでメール相談を送ることができる事業を年間を通じて実施した。

※ 検索連動広告機能…検索したキーワードに関連した広告（案内）を検索画面に表示する機能

（3）連携体制の構築

ア 町田市自殺対策推進協議会

町田市の自殺の現状について共通認識を持ち、連携・協力して総合的な対策を推進するために、関係機関、市民・遺族代表、行政機関で組織している。2023 年度は、2 回(4 月・11 月)実施した。

イ 町田市自殺対策推進庁内連絡会

町田市の自殺の現状についての共通認識を持ち、連携・協力して総合的な対策を推進するために、主に直接市民と窓口でかかわる部署を中心に、2023 年度は、2 回(4 月・10 月)実施した。

（4）ゲートキーパーの養成

自殺について、気づき・つなぐ人を養成するため関係機関と連携して、ゲートキーパー養成講座を実施した。2023 年度は、3 講座の動画配信（再生回数 746 回※）、7 回の講座（参加者 268 人）を実施した。※ 再生回数は、2024 年 3 月 31 日時点

動画配信内容　（表 2-1）

日程	内容	対象	再生回数
通年	市民向けゲートキーパー養成講座（動画配信） 講師：NPO 法人 OVA　代表理事	市民	324
4 月 1 日 ～8 月 14 日	地域ネットワーク向けゲートキーパー養成講座 講師：NPO 法人 OVA　代表理事	地域ネットワーク	31
通年	学校関係者向けゲートキーパー養成講座（動画配信） 講師：NPO 法人 OVA　代表理事	学校関係者	211
通年	専門職向け、フォローアップゲートキーパー養成講座（動画配信） 講師：NPO 法人 OVA　代表理事	専門職、フォローアップ	180
合　　計			746

講座開催内容　（表 2-2）

日程	内容	対象	参加者数
7 月 21 日	学校関係者向けゲートキーパー養成講座 講師：NPO 法人 OVA　代表理事	学校関係者（公立新人）	106
8 月 29 日	市民向けゲートキーパー養成講座（オンライン講座） 講師：NPO 法人 OVA　代表理事	市民	35
9 月 27 日	地域ネットワーク向けゲートキーパー養成講座 講師：NPO 法人 OVA　代表理事	地域ネットワーク	24
12 月 21 日	学校関係者向けゲートキーパー養成講座（オンライン講座） 講師：NPO 法人 OVA	学校関係者	5
2024 年 2 月 15 日	学校関係者向けゲートキーパー養成講座（オンライン講座） 講師:NPO 法人メンタルケア協議会	学校関係者（公立ベテラン）	68
2024 年 2 月 6 日	専門職向け兼フォローアップゲートキーパー養成講座 講師：NPO 法人 OVA　代表理事	専門職、フォローアップ	14
2024 年 3 月 6 日	専門職向け兼フォローアップゲートキーパー養成講座 講師：NPO 法人全国自死遺族総合支援センター　自死遺族・遺児スタッフ	専門職、フォローアップ	16
合　　計			268

3 健康づくり推進

（1）健康づくり推進に関する民間協定

民間企業のノウハウを活かし、効果的に市民の健康づくりを推進するため、民間企業と協定を結び取り組んでいる。

協定の主な内容は以下のとおりである。

民間協定（表 3-1）

NO	協定名称	企業名	締結日	2023 年度の主な取り組み
1	がん予防普及啓発及び検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定	アフラック生命保険株式会社	2015 年 7 月 22 日	がん検診普及啓発（町田市作成のがん検診チラシを配布）
2	町田市と第一生命保険株式会社との包括連携に関する協定（切替前：がん予防普及啓発及び検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定）	第一生命保険株式会社	2018 年 10 月 9 日（切替前の協定締結日：2015 年 7 月 22 日）	がん検診普及啓発（町田市作成のがん検診チラシを配布） 熱中症予防対策普及啓発（熱中症予防対策チラシの配布）
3	がん予防普及啓発及びがん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定	朝日生命保険相互会社	2017 年 3 月 22 日	がん検診普及啓発（町田市作成のがん検診チラシを配布）
4	健康づくり及び地域活性化と市民サービスの向上に向けた連携に関する協定	大塚製薬株式会社	2017 年 3 月 22 日	熱中症予防対策普及啓発（熱中症予防対策のチラシ・ポスターの作成配布）
5	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	ファイザー株式会社	2017 年 3 月 22 日	受動喫煙防止対策普及啓発に関する企画検討
6	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	中外製薬株式会社	2018 年 10 月 1 日	子宮頸がん検診普及啓発に関する企画検討
7	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	協和キリン株式会社	2018 年 10 月 1 日	生活習慣病予防のための市民公開講座の企画検討（COVID-19 の状況により未実施）

8	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	株式会社リンケージ	2020年8月1日	受動喫煙防止対策普及啓発（防煙教育に関する動画配信）
9	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	明治安田生命保険相互会社	2020年11月10日	がん検診普及啓発（町田市作成のがん検診チラシを配布） 熱中症予防対策普及啓発（熱中症予防対策チラシの配布） 自殺対策普及啓発（自殺防止対策普及啓発キャンペーンのポスター掲示・総合相談会のチラシの配布） 株式会社ゼルビアと協働で「からだ測定会」を実施
10	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	株式会社伊藤園	2020年11月10日	熱中症予防対策普及啓発（市内自動販売機への熱中症予防対策ポスターの掲示）
11	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	住友生命保険相互会社	2020年11月10日	がん検診普及啓発（町田市作成のがん検診チラシを配布）
12	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	株式会社ゼルビア	2021年6月1日	1歳6か月児定期健診（ハンドタオル贈呈） ウォーキングイベント（啓発物品の配布） ホームゲーム大型ビジョン（啓発） 保健予防課主催イベントへの協力（東急リバブル） みんなの健康だより誌上講座 乳がん予防、啓発協力（社内周知・イベント時の情報発信） からだ測定会+健康プログラム 町田市歯科医師会イベントコラボ インフルエンザ感染予防啓発
13	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	株式会社丸井グループ	2021年9月16日	健康づくりに関する普及啓発（デジタルサイネージを利用した普及啓発活動） 自殺対策普及啓発（ゲートキーパー普及啓発ステッカーの貼付）

（2）町田市総合健康づくり月間

“いきいきと自分らしく生きる”ことを目指し、一人ひとりの健康づくりが推進されるよう情報発信・交流・体験を通して健康づくりを体感できるイベントとして開催している。

○　町田市総合健康づくり月間 2023

2019 年度まで毎年 11 月に開催していた「総合健康づくりフェア」に代わり、2020 年度から 11 月の 1 か月間を「町田市総合健康づくり月間」とした。2023 年度も 11 月 1 日から 11 月 30 日まで、関係団体や庁内関係部署と協働し、「町田市総合健康づくり月間」を開催した。

子どもから高齢の方までが、さまざまな場面で気軽に健康づくりに取り組めるように、「ここから始まる健康づくり」をコンセプトとし、オンライン上での体操や講座、様々な会場での体験会等、子どもから高齢者まで参加できるコンテンツを紹介した。

概要（表 3-2）

日程	11 月 1 日～11 月 30 日
実施場所	市内各会場およびオンライン開催
事務局	保健所健康推進課
関係各課	文化スポーツ振興部スポーツ振興課 文化スポーツ振興部文化振興課 いきいき生活部高齢者福祉課 保健所保健総務課 保健所保健予防課 経済観光部農業振興課
協力団体等	一般社団法人町田市薬剤師会 小野路公園 株式会社リンケージ 公益社団法人東京都町田市歯科医師会 スポーツ緑ヶ丘 鶴川サナトリウム病院 鶴間公園 東京都理学療法士協会町田市支部 ペスカドーラ町田 町田市子ども創造キャンパス ひなた村 町田市立室内プール 町田市薬師池公園四季彩の杜　西園 まちひとくらし研究会 町田市訪問マッサージ連絡会

内容	(1)運動／会場参加型イベント ・個人参加型フットサル／遊びの広場@シバヒロ／親子フットサル ・親子スポーツ教室 ・体操教室／初心者ヨガ教室 ・町田市立室内プールレッスン ・はつらつ運動教室 ・リトミック／ヨガ／フラダンス／気功太極拳／ピラティス ・ヨガ／ピラティス／コンディショニング／その他・健康増進 (2)運動／動画配信 ・自宅でできるトレーニング ・健康ツボ押し体操 (3)相談／会場参加型イベント ・お薬相談 ・栄養相談 (4)相談／オンラインセミナー ・栄養相談 (5)セミナー・講演会／会場参加型イベント ・「正しい姿勢が良い理由」健康長寿の秘訣ここにあり！ ・健康を考えよう～栄養・運動・くすり～ ・簡単おいしい『3 ステップレシピ』～手軽においしく、もっと野菜を食べよう！～ ・歯科衛生士直伝！歯と口の健康講座 ・カラダを変える第一歩！血糖値改善セミナー (6)セミナー・講演会／オンラインセミナー ・いまから始めるむし歯にさせない生活習慣～6 才臼歯を守るために～ (7) セミナー・講演会／動画配信 ・脳科学、行動心理学から見た賢い禁煙の進め方 ・理学療法士が考える中高年のための「ちょい漏れ」予防 ・フレイルを知っていますか？ ・食べて元気になるトレーニング「Eトレ」！ (8)体験／会場参加型 ・InBody 測定 ・呼吸の教室／表情筋トレーニング／ボイストレーニング／植物療法士と一緒に「家族の薬箱」を作ろう ・子ども薬剤師体験 ・ぼくとわたしのデンタルケア ・里山健康散策　花のある道づくりヤブカンゾウの苗植え体験 (9)楽しみ／会場参加型 ・芹ヶ谷公園でアートな動物園 2023 ・げんきっず／自然菜園サポーター／一輪車であそぼう／つくったりあそんだり
参加人数	各会場での参加者数　2,777 人　動画等閲覧数　606 人

町田市総合健康づくり月間参加者数（表 3-3）

年度	参加者数	動画等閲覧数
2021	3,099	2,121
2022	1,597	1,678
2023	**2,777**	**606**

4 がん検診等

がんの早期発見・早期治療・予防を目的として、各種がん検診を実施している。

（1）胃がんリスク検診（ＡＢＣ検診）

概要（表 4-1）

対象者	30 歳以上
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	2023 年 5 月 30 日～2024 年 2 月 29 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は 1 回のみ
検診内容	問診・血液検査（ヘリコバクター・ピロリ抗体、血清ペプシノゲン）
一部負担金	800 円 ※ただし、30・40 歳（年度末年齢）、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付

胃がんリスク検診年度別受診状況（表 4-2）

年度	受診者数(X)	受診率	一次検診結果内訳人数			
			A	B	C	D
2021	3,262	3.5	2,458	481	269	54
2022	2,890	3.2	2,210	415	217	48
2023※	**2,578**	**2.9**	**1,975**	**408**	**162**	**33**

年度	要精密検査		精密検査		精密検査結果内訳実人数			除菌の指示を受けた人数
	人数(Y)	率(Y/X)	受診者数（Z)	受診率(Z/Y)	異常認めず	胃がん者数	その他	
2021	804	24.6	620	77.1	47	12	561	432
2022	680	23.5	545	80.1	44	3	498	362
2023※	**603**	**23.4**	**312**	**51.7**	**17**	**2**	**293**	**221**

※2024 年 5 月 21 日現在のデータ。精密検査結果を 2025 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性がある。

（２）子宮頸がん検診

概要（表 4-3）

対象者	20 歳以上で偶数年齢となる女性
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	通年
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診（19 医療機関）。受診回数は年度内 1 回
検診内容	問診・視診・内診・細胞診
一部負担金	1,000 円。※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付、予防接種スケジュール管理システム（わくわくワクチン）に子宮頸がん検診の案内を掲載

子宮頸がん検診年度別受診状況（表 4-4）

年度	受診者数(A)	受診率(1)	受診率(2)	異常認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果内訳実人数		
					人数(B)	率(B/A)	人数(C)	率(C/B)	異常認めず	子宮頸がん確定者数	その他
2021	9,959	17.4	22.0	9,708	251	2.5	231	92.0	29	0	202
2022	10,389	18.2	22.2	10,132	257	2.5	230	89.5	37	4	189
2023※	**10,237**	**18.4**	**24.4**	**9,999**	**238**	**2.3**	**142**	**59.7**	**20**	**0**	**122**

・受診率(1)は 70 歳以上受診者を含む値となっている。

・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70 歳以上受診者を除く値となっている。

※2024 年 5 月 21 日現在のデータ。精密検査結果を 2025 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性がある。

（３）乳がん検診

概要（表 4-5）

対象者	40 歳以上の偶数年齢となる女性
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	通年
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関(市内 6 か所)または、市外実施医療機関(8 か所)へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内 1 回
検診内容	問診・マンモグラフィ
一部負担金	2,000 円。※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付

乳がん検診年度別受診状況（表 4-6）

年度	受診者数(A)	受診率(1)	受診率(2)	異常認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果内訳実人数		
					人数(B)	率(B/A)	人数(C)	率(C/B)	異常認めず	乳がん確定者数	その他
2021	8,671	18.0	24.2	7,695	976	11.3	924	94.7	289	29	606
2022	7,951	18.1	23.9	7,170	781	9.8	754	96.5	283	36	435
2023※	**8,341**	**17.7**	**25.9**	**7,403**	**938**	**11.2**	**767**	**81.8**	**363**	**28**	**376**

・受診率(1)は 70 歳以上受診者を含む値となっている。
・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70 歳以上受診者を除く値となっている。
※2024 年 5 月 21 日現在のデータ。精密検査結果を 2025 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性がある。

（４）大腸がん検診

概要（表 4-7）

対象者	40 歳以上の方
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	2023 年 5 月 30 日～2024 年 2 月 29 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内 1 回
検診内容	問診・免疫便潜血検査 2 日法
一部負担金	800 円(500 円)　※()内は成人健康診査との同時実施の場合。ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示

大腸がん検診年度別受診状況（表 4-8）

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者 結果内訳実人数		
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常認めず	大腸がん確定者数	その他
2021	23,535	15.6	9.0	21,743	1,792	7.6	1,408	78.6	412	81	915
2022	24,103	15.8	8.8	22,268	1,835	7.6	1,415	77.1	378	94	943
2023※	**24,228**	**15.9**	**9.2**	**22,393**	**1,835**	**7.6**	**1,034**	**56.3**	**268**	**58**	**708**

・受診率(1)は 70 歳以上受診者を含む値となっている。
・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70 歳以上受診者を除く値となっている。
※2024 年 5 月 21 日現在のデータ。精密検査結果を 2025 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性がある。

（５）肺がん検診　概要（表 4-9）

対象者	40 歳以上の方
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	2023 年 5 月 30 日～2024 年 2 月 29 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内 1 回
検診内容	質問、胸部エックス線検査、喀痰細胞診（50 歳以上喫煙指数（1 日の喫煙本数×喫煙年数）が 600 以上の場合のみ実施）
一部負担金	胸部エックス線のみ 1500 円（500 円）、胸部エックス線＋喀痰細胞診 2000 円（1000 円）　※（）内は成人健康診査との同時実施の場合。ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示

肺がん検診年度別受診状況（表 4-10）

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者 結果内訳実人数		
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常認めず	肺がん確定者数	その他
2022	1,404	0.9	0.9	1,369	35	2.5	31	88.6	21	0	10
2023※	**9,250**	**6.1**	**4.2**	**9,089**	**165**	**1.8**	**75**	**45.5**	**36**	**3**	**36**

・受診率(1)は 70 歳以上受診者を含む値となっている。
・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70 歳以上受診者を除く値となっている。
※2024 年 5 月 21 日現在のデータ。精密検査結果を 2025 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性がある。

（６）がん予防普及啓発活動

市民が、がんに関する知識や技術を得ることにより、よりよい健康を目指し、健康づくり活動の動機付けを得ることができるよう、がん予防普及啓発活動を実施している。（表 4-11）

年度	内容
2023	【通年】 ・医療機関等でのポスター掲示 ・東日本タクシー車内広告にがん検診等のご案内を掲示 ・町田市LINE・メール配信（6 月 1 日） ・町内会自治会へのがん検診案内ポスターの掲示（7 月） ・がん検診開始の案内をデジタルサイネージで掲出(7 月） ・みんなの健康だよりでがん予防に関する記事を掲載 ・働く世代へ向けたがん検診勧奨チラシを作成、町田商工会議所ニュースへ封入等 ・アフラック生命保険株式会社・第一生命保険株式会社・朝日生命保険相互会社・住友生命保険相互会社・明治安田生命保険相互会社・日本生命保険相互会社との協定の締結によるチラシ配付、個別訪問等での周知 ・講演会「子宮頸がんの予防に大切なこと」を中外製薬株式会社・和光大学・町田市の共催で開催（11 月 1 日） ・町田市公式 YouTube で動画「おしえて　子宮頸がん予防のコト」（中外製薬株式会社・町田市が作成）を配信（2024 年 1 月 1 日～） 【10 月ピンクリボン月間】 ・市庁舎 1 階イベントスタジオで啓発（10 月 2 日～6 日） ・鶴川駅前図書館での特集コーナー設置（9 月 5 日～10 月 15 日） ・市職員のピンクリボンストラップ着用 ・市庁舎へ懸垂幕・庁舎施設案内モニター掲示、市庁舎ライトアップ、わくわくワクチンアプリ通知、庁用車にマグネットシート貼付 ・神奈中バス・市民バスの車内、市関連施設でのポスター掲示 ・町田市LINE・メール配信（10 月 1 日） ・FC 町田ゼルビアのホームゲーム時に電光掲示板掲示 ・ペデストリアンデッキライトアップ 【女性の健康週間（3 月 1 日～8 日）】 ・みんなの健康だよりで乳がん・子宮頸がん検診の受診勧奨記事を掲載 ・中央図書館での特集コーナーの設置（2 月 9 日～3 月 13 日） ・町田市LINE・メール配信（3 月 1 日） ・市庁舎 1 階イベントスタジオで啓発（3 月 4 日～8 日）

（7）がん患者アピアランスケア用品購入費等助成金交付制度

がん患者が、がんに罹患する前と変わらず、地域社会で自分らしく生活できるよう、脱毛や乳房の切除など、がん治療に伴う外見(アピアランス)の変化にお悩みの方に対し、ウィッグなどの購入等にかかる費用を助成している。(表 4-12)

対象者	①申請日において町田市に住所を有する方 ②がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている方 ③がんの治療に起因する脱毛、乳房の切除等によりアピアランスケア用品を購入又はレンタルした方 ④他の同種の助成等の交付を受けていない方
関連する法律・例規	町田市がん患者アピアランスケア用品購入費等助成金交付要綱
助成対象品	・ウィッグ又は毛付き帽子 ・胸部補整具
助成金額	助成対象品の購入又はレンタル費用(税込み)の 1/2(100 円未満切り捨て)※上限 2 万円
助成回数	対象者 1 人につき 2 回まで(他区市町村で受けた助成も含む)
申請期限	助成対象品購入又はレンタル費用を支払った日の翌日から起算して 1 年以内
周知方法	ホームページに掲載、がん治療を行う近隣病院とアピアランスケア用品販売店にチラシ配布

実施状況(表 4-13)

年度	実施件数	助成額
2023※	121 件	2,131,100

※2023 年 7 月から助成開始

5 成 人 健 診 事 業

（1）健康手帳の交付

特定健康診査・特定保健指導の記録、その他健康保持のために必要事項を記載し、自らの健康管理に役立てることを目的として交付している。

概要（表 5-1）

対象者	交付希望者
関連する法律・例規	健康増進法第 17 条第 1 項
交付方法	健康推進課窓口等で交付
交付冊数	32

（２）成人健康診査（健康増進健康診査）

糖尿病・高血圧症・脂質異常症等の原因となる内臓脂肪症候群に着目した生活習慣病の予防を目的として、健康診査を実施している。

概要（表 5-2）

対象者	40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者 18 歳～39 歳までの町田市民及び 40 歳～74 歳までの被用者保険の被保険者並びに被扶養者で、職場・学校等で健診の機会のない方
関連する 法律・例規	健康増進法第 19 条の２、町田市成人健康診査実施要領
受診期間	40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者 2023 年 5 月 30 日～2024 年 2 月 29 日 18 歳～39 歳・40 歳～74 歳までの被用者保険の被保険者並びに被扶養者 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申込みのうえ受診 受診回数は期間内１回 40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者には受診券を発行 40 歳以上の生活保護等受給者で寝たきり状態の方は、往診による受診も可能
基礎的な 診査項目	・問診 ・身体計測（身長、体重、ＢＭＩ、腹囲） ・理学的検査 ・血圧測定 ・尿検査（糖・蛋白） ・血液検査（AST（GOT）・ALT（GTP）・γ－GT(γ－GTP) HDL コレステロール・LDL コレステロール・中性脂肪 ・血糖値 ・ヘモグロビン A1c）
詳細な 診査項目	医師の判断により、必要に応じて実施 ・腎機能検査（尿素窒素・クレアチニン・尿酸・eGFR） ・貧血検査（白血球、赤血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット） ・心電図検査 ・眼底検査 ・胸部エックス線検査直接撮影
受診者負担	500 円（住民税非課税世帯及び生活保護等受給者は無料）
勧奨方法	・40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者に受診券送付 ・「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載 ・19 歳の対象者に個別受診勧奨はがきを送付

受診状況（表 5-3）

区分	18 歳～39 歳			40 歳以上の生活保護等受給者		
性別・総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数
対象者数	…	…	…	2,618	3,068	5,686
受診者数	908	1,142	2,050	593	866	1,459
受診率	…	…	…	22.7	28.2	25.7

※18 歳～39 歳の対象者数は不明。学校・職場等で健診機会を持つ方の人数は市では把握できないため。

年度別受診状況　18 歳～39 歳（表 5-4）

年度	受診者数	メタボリック判定			
		基準該当者数	予備群該当者数	非該当者数	判定不能者数
2021	2,076	84	173	1,800	19
2022	2,056	73	189	1,781	13
2023	**2,050**	**93**	**185**	**1,751**	**21**

40 歳以上の生活保護等受給者（表 5-5）

年度	対象者数	受診者数	受診率	メタボリック判定			
				基準該当者数	予備群該当者数	非該当者数	判定不能者数
2021	5,550	1,400	25.2	412	161	818	9
2022	5,593	1,426	25.5	440	188	793	5
2023	**5,686**	**1,459**	**25.7**	**441**	**182**	**829**	**7**

被用者保険追加健康診査（表 5-6）

年度	受診者数
2021	3,281
2022	3,225
2023	**3,109**

（３）肝炎ウイルス検診

自身の肝炎ウイルス感染状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障がいを回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として、肝炎ウイルス検診を実施している。

概要（表 5-7）

対象者	40 歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方 保健指導については感染している可能性が極めて高い方及び陽性者
関連する 法律・例規	健康増進法第 19 条の 2
受診期間	2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
受診方法	・(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申込みのうえ受診 ・受診回数は 1 回のみ ・成人健康診査と同時又は単独で実施
検診項目	問診・血液検査（Ｂ型肝炎及びＣ型肝炎ウイルス検査）
受診者負担	無料
勧奨方法	・「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載。医療機関にポスター掲示 ・2023 年度末年齢が 40 歳の方及び 2022 年度勧奨以降に市内へ転入してきた 45 歳以上(5 歳刻み)の年齢かつ過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない方へ個別受診勧奨はがきを送付

年度別受診状況（表 5-8）

年度	受診者数	感染の可能性が極めて高い方 または　陽性者	
2021	3,352	Ｂ型	10
		Ｃ型	11
2022	2,573	Ｂ型	9
		Ｃ型	3
2023	**2,488**	**Ｂ型**	**11**
		Ｃ型	**3**

Ⅳ　保　健　予　防

1　感 染 症 予 防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、関係機関と連携をとりながら感染症対策を行っている。

（1）感染症発生時の活動

ア　感染症法に基づく感染症の発生対応

感染症の予防及びまん延防止のため、患者の人権等に配慮しながら、関係機関と連携のうえ、患者・感染者に対する調査及び指導、関係者に対する健康診断等を実施している。

感染症発生状況（表 1-1）

項　　目			2021 年度	2022 年度	2023 年度
感染症発生届出件数			28,890	59,945	421
疾患別再掲	二類	結核	72	51	52
		新型コロナウイルス感染症	28,783	59,849	330
	三類	腸管出血性大腸菌感染症	7	8	14
		腸チフス	－	－	－
		細菌性赤痢	－	－	－
	四類	E 型肝炎	4	5	1
		A 型肝炎	－	2	1
		レジオネラ症	7	2	3
	五類	アメーバ赤痢	2	2	3
		ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く）	－	1	－
		カルバペネム耐性腸内細菌感染症	6	1	1
		クロイツフェルト・ヤコブ病	1	－	－
		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	－	1
		後天性免疫不全症候群	－	2	－
		侵襲性インフルエンザ菌感染症	－	－	1
		侵襲性肺炎球菌感染症	－	1	2
		急性脳炎	－	－	1
		水痘（入院例）	－	－	2
		梅毒	5	18	9
		百日咳	1	2	－
		風しん	－	－	－
		麻しん	1	1	－
就業制限通知件数			5,429	26	29
健康診断勧告・措置件数			472	399	312
入院勧告・措置人数			1,758	2,885	123
診査協議会開催回数			111	62	38
移送件数			863	1,051	37
消毒等依頼件数				―	―

※市内医療機関からの届出数（結核・新型コロナウイルス感染症は市外医療機関も含む）を計上

※五類感染症は全数届出疾患についての数

※新型コロナウイルス感染症は、2023 年 5 月 8 日から五類感染症（定点把握）に移行したため、2023 年 5 月 7 日までの数を計上

健康診断実施状況（一類感染症～三類感染症）（表 1-2）

年度	健診実施実人員	健診実施実人数内訳		陽性数計（陽性実人員数）	陽性数内訳		
		患者・関係者	海外帰国者		一類感染症	ニ類感染症	三類感染症
2021 年度	76	76	－	7	－	－	7
2022 年度	32	32	－	1	－	－	1
2023 年度	**86**	86	**－**	**4**	**－**	**－**	**4**

※結核については、表 2-4 参照

イ　積極的疫学調査

相談等として持ち込まれた感染症疑いを含む事例について、感染症法第 15 条の規定に基づき、感染症の発生状況及びその原因を明らかにするための調査を行うとともに、まん延防止のための指導等を行っている。

積極的疫学調査実施状況（表 1-3）

類型	感染症名	調査対象件数							合計
		高齢者施設	障がい者施設	保育所	学校・幼稚園	医療機関	その他の施設	個人	
二類	結核（コッホ疑い含む）	10	0	0	0	10	5	55	80
三類	腸管出血性大腸菌感染症	0	0	3	0	0	1	11	15
四類	E 型肝炎	0	0	0	0	0	0	1	1
	A 型肝炎	0	0	0	0	0	0	1	1
	レジオネラ症	2	0	0	0	0	0	5	7
	エムポックス	0	0	0	0	0	0	1	1
	MRSA	0	0	0	0	1	0	0	1
	デング熱	0	0	0	0	0	0	1	1
五類（全数）	アメーバ赤痢	0	0	0	0	0	0	3	3
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	0	0	0	0	0	0	1	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	0	0	0	0	0	0
	後天性免疫不全症候群	0	0	0	0	0	0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	2	2
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	0	0	0	0	1	1
	水痘（入院例）	0	0	0	0	0	0	2	2
	梅毒	0	0	0	0	0	0	8	8
	急性脳炎	0	0	0	0	0	0	1	1
	百日咳	0	0	0	0	0	0	0	0
	風しん	0	0	0	0	0	0	0	0
	麻しん	0	0	0	0	0	0	4	4
五類（定点）	ＲＳウイルス感染症	0	0	3	0	0	0	0	3
	インフルエンザ	3	2	45	12	2	0	0	64
	感染性胃腸炎	4	1	28	6	0	0	0	39
	水痘	0	0	1	0	0	0	0	1
	咽頭結膜熱	0	0	6	2	0	0	0	8
	ヘルパンギーナ	0	0	22	1	0	0	0	23
	A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎（溶連菌）	0	0	2	2	0	0	0	4
	流行性角結膜炎	0	0	64	11	0	1	0	76
	手足口病	0	0	4	0	0	0	0	4
その他	疥癬	5	0	0	0	0	0	0	5
	ノロウイルス	0	1	0	0	1	0	0	2
	不明熱	0	0	0	0	1	0	0	1
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	54	3	6		17		306	386
合　　計		78	7	184	34	32	7	403	745

※疾患名は疑い含む

※新型コロナウイルス感染症は2023年5月８日以降五類感染症（定点）となった

ウ　学級閉鎖

インフルエンザ様疾患の状況

インフルエンザ流行の早期探知と対応のため、「インフルエンザの防疫対策について（1973 年 9 月 20 日付衛情第 102 号、厚生省公衆衛生局保健情報課長通知）」に基づき、保育所、幼稚園、小学校、中学校及びその他の学校において、インフルエンザの施設別発生状況を報告している。

インフルエンザ様疾患による学級閉鎖状況（延べ数）（表 1-4）

年　度		総数	6 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
2021	学校数	0	0	0	0	0	0	0	0
	学年数	0	0	0	0	0	0	0	0
	学級数	0	0	0	0	0	0	0	0
2022	学校数	0	0	0	0	0	0	0	0
	学年数	4	0	0	0	0	0	2	2
	学級数	64	0	0	0	0	0	22	32
2023	**学校数**	**6**	**0**	**0**	**2**	**3**	**0**	**1**	**0**
	学年数	**40**	**0**	**0**	**4**	**10**	**6**	**4**	**9**
	学級数	**410**	**4**	**15**	**84**	**43**	**55**	**61**	**111**

※学校数は学校閉鎖のあった校数を、学年数は学年閉鎖のあった学年の数を、学級数は学級閉鎖のあった学級の数を示す

新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖状況（延べ数）（表 1-5）

年　度	2021 年度	2022 年度	**2023 年度**
学校数	1	0	**0**
学年数	3	7	**4**
学級数	103	151	**43**

※学校数は学校閉鎖のあった校数を、学年数は学年閉鎖のあった学年の数を、学級数は学級閉鎖のあった学級の数を示す

（2）平常時の活動

感染症の発生予防及びまん延防止を目的として、施設及び市民からの各種相談を受けると共に、発生動向調査の結果を還元、その時期に多い感染症の情報等の提供を行っている。

ア　感染症発生動向調査

地域における感染症の発生の状況及び動向の把握を目的として、感染症法第 14 条に基づく、感染症発生動向調査事業を実施している。

具体的には、東京都感染症発生動向調査事業の一環として、市内の定点医療機関から五類感染症の発生状況報告（小児科定点・インフルエンザ定点・眼科定点からは週単位、性感染症定点からは月単位）を受け、集計した情報を町田市感染症週報として、ホームページに掲載し、広く市民にも周知している。定点医療機関数は、小児科定点 8 箇所、インフルエンザ/COVID19 定点 13 箇所（うち 8 箇所は小児科定点を兼ねる）、眼科定点 1 箇所、性感染症定点 1 箇所である。

イ　感染症流行予測調査

予防接種法第 23 条第 4 項の規定に基づき、集団免疫の現状及び病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と併せて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測することを目的として行われる。2023 年度は、42 人実施した。

ウ　普及啓発事業

地域における感染症の発生予防とまん延防止を目的として、感染症を中心とした健康情報を毎週ホームページに更新し、インフルエンザなどの流行時期には、「広報まちだ」にも注意喚起の記事を併せて掲載している。また、各種会議の場を活用し、感染症発生時・平常時の対策についての知識を広めている。

2 結 核 対 策

感染症法に基づき医療機関から送付される発生届により、感染症発生状況を把握している。この章では、感染症の中でも特に発生数の多い結核（二類感染症）について記載する。

結核に罹患した患者に対しては、家庭訪問や結核病院への訪問、また面接相談などにより必要な支援及び指導を行うとともに、療養にかかる公費負担業務、患者の家族や接触者に対する健康診断・健康相談等を実施している。

（1）結核登録者の状況（表 2-1）

					医療形態							
					2021年総数	2022年総数	**2023年総数**	入院	他疾患入院	外来	医療なし	不明
登録者総数					79	69	**60**	7	1	10	42	0
登録患者数 (2023.12.31)	活動性結核	活動性肺結核	総数		17	13	**14**	7	1	5	1	0
			喀痰塗抹陽性	総数	10	7	**9**	7	1	1	0	0
				初回治療	10	4	**9**	7	1	1	0	0
				再治療	0	3	**0**	0	0	0	0	0
			その他菌陽性		5	6	**4**	0	0	3	1	0
			菌陰性他		2	0	**1**	0	0	1	0	0
		活動性肺外結核			11	5	**5**	0	0	5	0	0
	不活動性結核				51	51	**41**	0	0	0	41	0
	不明				0	0	**0**	0	0	0	0	0
潜在性結核感染症（別掲）					38	35	**29**	0	0	8	21	0
新登録者総数					40	24	**30**	17	5	7	1	0
新登録患者数 (2023.1.1～2023.12.31)	活動性結核	活動性肺結核	総数		27	18	**20**	15	2	3	0	0
			喀痰塗抹陽性	総数	18	12	**15**	15	0	0	0	0
				初回治療	18	8	**15**	15	0	0	0	0
				再治療	0	4	**0**	0	0	0	0	0
			その他菌陽性		8	6	**4**	0	2	2	0	0
			菌陰性他		1	0	**1**	0	0	1	0	0
		活動性肺外結核			13	6	**10**	2	3	4	1	0
潜在性結核感染症（別掲）					32	23	**16**	0	1	15	0	0

年齢階級別結核登録者数（表 2-2）

					年齢										
					総数	0-4	5-9	10-14	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
登録者総数					60	0	0	0	0	1	8	5	2	9	35
登録患者数	活動性結核	活動性肺結核	総数		14	0	0	0	0	0	1	1	1	1	10
			喀痰塗抹陽性	総数	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8
				初回治療	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8
				再治療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			その他菌陽性		4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
			菌陰性他		1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
		活動性肺外結核			5	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3
(2023.12.31)	不活動性結核				41	0	0	0	0	1	6	4	1	7	22
	不明				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
潜在性結核感染症（別掲）					29	0	0	0	0	1	2	4	4	1	17
新登録者総数					30	0	0	0	0	0	2	2	1	6	19
新登録患者数	活動性結核	活動性肺結核	総数		20	0	0	0	0	0	1	2	1	3	13
			喀痰塗抹陽性	総数	15	0	0	0	0	0	0	2	0	3	10
				初回治療	15	0	0	0	0	0	0	2	0	3	10
				再治療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			その他菌陽性		4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
(2023.1.1～			菌陰性他		1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
2023.12.31)		活動性肺外結核			10	0	0	0	0	0	1	0	0	3	6
潜在性結核感染症（別掲）					16	1	1	0	0	3	1	0	4	0	6

（２）結核患者に対する医療等に関わる診査

次の事項に関わる審議等を行うため、感染症の診査に関する協議会を定例で月 2 回、開催している。また、感染症法第 20 条に基づく入院勧告が必要な場合で定例会に間に合わないときには、その都度、緊急会を開催している。

ア　感染症法第 18 条第 1 項による感染症のまん延を防止するため必要がある場合の就業制限の通知に関すること

イ　感染症法第 19 条第 1 項によるまん延防止のための入院勧告の報告、同法第 20 条第 1 項による入院勧告及び同条第 4 項による入院勧告期間の延長に関すること

ウ　一般患者に対する結核医療費等の公費負担（感染症法第 37 条の 2）に関すること

感染症の診査に関する協議会の状況（表 2-3）

年度	開催回数			就業制限通知件数			入院勧告及び入院期間延長勧告件数			感染症法第 37 条の 2 の規定に基づく申請件数			
		定例会	緊急会	諮問	診査結果		諮問	診査結果		諮問	診査結果		
					適	不適		適	不適		適	不適	保留
2021	34	23	11	17	17	－	35	35	－	70	70	－	－
2022	35	24	11	22	22	－	55	55	－	73	73	－	－
2023	**38**	**24**	**14**	**18**	**18**	－	**36**	**36**	－	**59**	**59**	－	－

※新型コロナウイルス感染症は除く

（３）結核患者に対する療養支援

新たに結核登録のあった患者のうち、確実な治療終了にいたるまでに保健師等の支援が必要な者に対して、感染症法第 53 条の 14 に基づくＤＯＴＳ（直接服薬確認療法）事業を実施している。

なお、保健師の結核患者に対する療養支援としての家庭訪問や電話・来所相談の実績については、後述の「8　保健師活動」のうち表 8-1 に記載。

（4）結核健康診断等の状況

感染症法第 17 条に基づき結核患者の家族及び関係者に対する健康診断を実施している。この健康診断の実施にあたり、必要に応じて説明会を開催している。

感染症法第 53 条の 13 に基づき治療を終了した結核患者に対して管理検診を実施している。ただし、医療機関における経過観察を目的とした外来診療や職場の健康診断等により病状に関する診断結果を把握できる場合には、重複して管理検診は実施しない。

また、感染症法第 53 条の 2 第 3 項に基づき、胸部エックス線健康診断を実施している。この健診は、結核を早期に発見し及びそのまん延を防止するために、胸部エックス線検査を受ける機会のない者に対して実施している。

結核健康診断等実施状況（表 2-4）

年度	検査対象人数	検査内容						結核有所見		
		総数（延べ検査件数）	ツベルクリン反応検査	ＱＦＴ検査	Ｔ－ＳＰＯＴ検査	エックス線直接撮影	喀痰検査	結核患者	潜在性結核感染症	要観察者
2021	487	513	4	400	11	98	0	0	16	23
2022	401	436	2	170	153	111	0	2	9	50
2023	**240**	**265**	**1**	**93**	**92**	**78**	**1**	**0**	**4**	**80**
定期外健診	236	260	1	93	92	74	0	0	4	80
患者家族健診	35	47	1	20	12	14	0	0	2	15
接触者健診	201	213	0	73	80	60	0	0	2	65
その他の健診	4	5	0	0	0	4	1	0	0	0
管理検診	4	5	0	0	0	4	1	0	0	0
胸部エックス線健診	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3　エイズ・性感染症対策

HIV 感染症は、適切な治療によりエイズの発症を抑えることができることから、発症前の早期発見が重要である。早期発見につとめるとともに予防等に関しての普及啓発活動にも力を入れている。

（1）エイズ相談・ＨＩＶ抗体検査

保健所を会場に、月 1 回の HIV 抗体検査と性感染症（梅毒、クラミジア、淋菌）検査を実施している。

エイズ相談状況（表 3-1）

年度	相談件数								
	総　　数			電　　話			来　　所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2021	22	16	6	20	16	4	2	0	2
2022	28	24	4	25	21	4	3	3	0
2023	**464**	**298**	**166**	**73**	**46**	**27**	**391**	**252**	**139**

※来所相談件数は相談だけの者と検査のため来所した者（検査日・結果日を含む）の合計数

HIV 抗体検査実施状況（表 3-2）

年度	ＨＩＶ抗体検査						性感染症検査								
	保健所			休日・迅速検査			梅毒検査			クラミジア検査			淋菌検査		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2021	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2022	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2023	**198 (0)**	**126 (0)**	**72 (0)**	**－**	**－**	**－**	**198 (2)**	**126 (2)**	**72 (0)**	**192 (12)**	**122 (3)**	**70 (9)**	**192 (0)**	**122 (0)**	**70 (0)**

※（　）は陽性者数

（2）普及啓発活動

HIV 検査普及週間、東京都 HIV 検査・相談月間、世界エイズデーの時期に、ポスター掲示やチラシ等にて普及啓発を行っている。

4 各種健診・検査

（1）ウイルス肝炎相談・検査

予防や検査、療養に関する普及啓発活動、電話及び来所による健康相談、肝炎ウイルス検査及び陽性と判定された方への治療勧奨等を実施している。（肝炎ウイルス検査の、40 歳以上の市民は表 5-10 参照）

ウイルス肝炎検査実施状況（表 4-1）

年度	B型・C型肝炎両ウィルス検査受診者数			B型肝炎ウィルス検査受診者数			C型肝炎ウィルス検査受診者数		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2021	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2022	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2023	10(0)	6(0)	4(0)	－	－	－	－	－	－

※（　）は陽性者数

（2）エックス線検査

感染症法に基づき健康診断に伴うエックス線検査を行っている。（実施状況は、表 2-4 を参照。）

5　医 療 費 助 成 制 度

長期の療養又は多額の医療費を必要とする下記疾病等について、患者本人及びその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の助成等を行っている。

（1）医療費助成制度

ア　結核医療（一般医療）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者以外の患者（通院患者、結核以外の疾患による入院患者など）に対し、承認された結核医療の費用について、自己負担が 5%になるよう助成する。

イ　結核医療（入院勧告又は入院措置）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の住民税額により、一部自己負担がある。

ウ　自立支援医療（育成医療）

身体上の障がいを有し、手術等により確実な治療効果が期待できる方のうち、18 歳未満で、患者が属する医療保険の被保険者の住民税額が一定額未満又は障がいが重度かつ継続の方に対し、指定自立支援医療機関（育成医療）の医療費の自己負担分から、一部負担金及び食事療養標準負担額を除いた額を助成する。

エ　療育給付

結核にり患し、入院を必要とする満 18 歳未満の患者に対し、入院医療に要する費用の助成を行うとともに、学習及び療養生活等に必要な物品を現物支給する。なお、入院先が指定療育機関であるときにこの助成を受けられる。

オ　養育医療

出生時体重が 2,000ｇ以下又は生活力が特に薄弱であって、一定の症状を示す方に対し、入院中の医療費（医療保険適用）及び食事代（ミルク代）の自己負担分を助成する。なお、世帯の住民税額により徴収金基準月額が設定されているものの、その分については乳幼児医療費助成制度の対象となる。

カ　感染症医療

感染症法の一類感染症、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症のため、入院勧告又は入院措置により入院した患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の住民税額により、一部自己負担がある。

キ　大気汚染関連疾病

気管支ぜん息及びその続発症（18 歳未満は、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症も含む。）にり患し、東京都内に引き続き 1 年以上住所を有し、喫煙していない方で、医療保険等に加入されている方に対し、認定疾病の治療に要した医療費のうち、医療保険等を適用した後の自己負担額について助成する。

なお、2015 年 4 月 1 日に制度改正があり、18 歳以上の新規認定が廃止された。これにより、18 歳以上は、2014 年度までの認定者（2015 年 3 月 31 日までに申請し、認定された方）の更新申請のみが認められることになった。また、生年月日が 1997 年 4 月 1 日以前の方は、2018 年 4 月 1 日以降の診療分から、認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、月額合計 6,000 円までが自己負担となった。

ク　妊娠高血圧症候群等

妊娠高血圧症候群等の対象疾患に罹患し、前年分の総所得税額が 3 万円以下の世帯に属する方又は入院見込期間が 26 日以上の方で、医療保険等に加入されている方に対し、認定疾病の入院治療に係る医療費（食事療養標準負担額を除く保険適用分）の自己負担分を助成する。

ケ　光化学スモッグ障がい者医療申請等受付業務

東京都内に住所を有する方で、東京都の区域内において、光化学スモッグの影響によると思われる健康障がいを受け、かつ医療保険等に加入されている方について、健康障がいを治療した医療費（医療保険適用）のうち、入院医療等に係る自己負担分を助成する。

コ　石綿健康被害者認定申請等の受付業務

石綿が原因で、労働者災害補償法等で補償されない中皮腫や肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の健康被害を受けられて療養中の方、これらの疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し、医療費等の救済給付を支給する。

サ　骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供された方、及びその方が勤務する事業所に対し、助成金を交付する。2016 年から事業を開始した。

シ　小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている児童のうち、障害者総合支援法等、他の制度が利用できない児童等に対し、必要な日常生活用具を給付する。2022 年度から事業を開始した。

（２）医療費公費負担・助成・給付認定数

医療費助成等の実績は以下のとおりである。

疾病別医療費公費負担・助成・給付認定数(表 5-1)

年　　度	2021	2022			2023		
疾　病　名	認定件数	申請件数	認定件数	レセプト請求件数(延べ件数)	申請件数	認定件数	レセプト請求件数(延べ件数)
総　　数	964	667	664	227	695	694	203
結核医療	85	0	0	－	0	0	－
一般患者（感染症法 37 条の 2）	70	0	0	－	0	0	－
入院勧告（感染症法 37 条）	15	0	0	－	0	0	－
自立支援医療（育成医療）	15	6	6	56	5	5	42
療育給付	0	0	0	－	0	0	－
養育医療	93	63	61	170	70	70	161
感染症医療	－	0	0	－	0	0	－
大気汚染関連疾病	769	590	590	－	608	608	－
気管支ぜん息	769	590	590	－	608	608	－
その他の対象疾病	0	0	0	－	0	0	－
妊娠高血圧症候群等	0	1	1	1（※3）	0	0	－
光化学スモッグ障がい者医療	0	0	0	－	0	0	－
石綿健康被害救済給付　※１	－	1	－	－	1	－	－
骨髄ドナー支援事業助成金 ※2	2	0	0	－	6	6	－
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	－	6	6	－	5	5	－

※１　石綿健康被害救済給付の認定は、独立行政法人環境再生保全機構で行っている。

※２　すべて提供者本人の申請である。

※３　償還払いにて助成した。

6 精 神 保 健 福 祉

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）」に基づき、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、社会福祉施設、社会復帰施設などの関係機関との緊密な連携の下、精神障がい者の早期発見及び早期治療を促し、その社会復帰、地域生活の継続を支援している。特に、未治療・治療中断で医療につながりにくい困難事例や、薬物依存などの嗜癖問題、思春期相談などの専門的な対応に取り組んでいる。また、関係機関の技術の向上の支援を行うとともに、地域住民の精神保健の向上を図っている。

（1）管内概況

ア　医療保護入院届出数（表 6-1）

年 度				2021	2022	2023
総 数				834	796	795
内訳	症状性を含む器質性精神障害	小計		490	469	507
			認知	458	438	483
			認知以外	32	31	24
	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	小計		16	16	12
			アルコール使用	9	14	9
			薬物使用	3	2	3
			その他の使用	4	0	0
	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害			218	211	195
	気分（感情）障害			69	74	55
	神経症性障害、ストレス関連障害等			7	6	5
	成人の人格及び行動の障害			6	2	1
	知的障害（精神遅滞）			20	18	13
	その他の精神障害			2	0	0
	てんかん			0	0	1
	その他			6	0	6

イ　精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請、通報または届出の受理件数

精神障がいのため、自身を傷つけ、又は、他人に害を与えるおそれのある場合には、警察官等から保健所に通報が行われる。これを受理し、東京都に経由事務として連絡することとなっている。その後、東京都が必要に応じ診察・入院の決定を行っている。

精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請、通報または届出の受理件数（表 6-2）

年 度	総数	第 22 条（一般人の申請）	第 23 条（警察官の通報）	第 24 条（検察官の通報）	第 26 条の 2（精神科病院管理者の届出）
2021	81	—	81		—
2022	69	—	69		—
2023	96	—	91	5	—

ウ　措置入院者数及び東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン運用件数

精神障がい者が退院後にどこの地域で生活することになっても医療、福祉、介護、就労支援等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的に2019年度「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」が策定され、2020年度より本格実施となった。開始直後より新型コロナウイルス感染症の拡大にて病院での面会制限等も多くあり、本人同意が得られない、退院までの日数が短い等の理由で件数は推移しているが、法第47条に基づく通常の相談支援業務内での支援を行っている。

措置入院者数及び東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン運用件数（表6-3）

年 度	2020	2021	2022	2023
措置入院件数	18	35	24	35
ガイドライン運用件数	2	1	1	2

（２）個別支援活動

ア　精神保健福祉相談・訪問指導（保健師による）

保健師が面接及び電話による相談を随時行っている。また、必要に応じ、家庭等に訪問して生活環境や本人・家族の状況を把握し、相談・指導を行っている。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（保健師による）（表 6-4）

年度			2021	2022	2023
精神保健福祉相談 （訪問以外の面接・　電話相談等）	実人員		460	624	670
	内訳	延べ人員	4,937	4,251	4,302
		社会復帰	183	127	97
		老人精神保健	104	53	36
		アルコール	124	151	136
		薬物	17	44	46
		ギャンブル	13	5	18
		ゲーム	25	8	12
		児童・思春期	640	366	301
		摂食障害	38	20	24
		心の健康づくり	472	354	427
		一般精神保健※	3,321	3,123	3,205
精神保健福祉訪問指導	実人員		339	476	378
	内訳	延べ人員	852	911	949
		社会復帰	26	14	6
		老人精神保健	13	41	10
		アルコール	18	6	7
		薬物等	0	11	0
		ギャンブル	0	2	0
		ゲーム	6	1	1
		児童・思春期	87	93	61
		摂食障害	13	17	10
		心の健康づくり	98	52	56
		一般精神保健※	591	674	798

※一般精神保健は、うつ・うつ状態、てんかん、その他を含む

イ　精神保健福祉相談・訪問指導（専門医による）

精神障がいを早期に発見し、適切な治療を受けられるよう専門医による相談を行っている。また、関係機関支援の一環としての相談役も担っている。2023 年度は一般相談、酒害相談を月 1～2 回、思春期相談を隔月で 1 回行った。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（専門医による）（表 6-5）

年度			2021	2022	2023
精神保健福祉相談	実施回数		26	26	33
	実人員		33	31	43
	内訳	延べ人員	33	33	50
		社会復帰	－	1	3
		老人精神保健	－	1	1
		アルコール	－	4	5
		薬物依存	－	－	－
		児童・思春期	16	4	4
		心の健康づくり	2	2	2
		一般精神保健※	15	21	39
精神保健福祉訪問指導	実施回数		1	1	4
	実人員		2	1	4
	内訳	延べ人員	2	1	4
		社会復帰	－	－	－
		老人精神保健	－	－	－
		アルコール	－	－	－
		薬物依存	－	－	－
		児童・思春期	－	－	－
		心の健康づくり	－	－	－
		一般精神保健※	2	1	4

※ここでいう「一般精神保健」では、その多くが未治療・医療中断ケースであり、警察官通報で把握したケースも含まれている.

ウ　ひきこもり相談員による相談（表 6-6）

年 度	ひきこもり相談員数	実施回数	実人員（訪問・面接）	延人員	
				訪問	面接
2021	4	114	22	45	149
2022	3	114	16	17	173
2023	3	113	18	25	182

エ　専門グループワーク

思春期のひきこもりに関する相談の増加に伴い、ひきこもりの子をもつ親を対象としたグループワーク（略称　思春期親グループ）及びひきこもりの状態にある本人を対象としたグループワーク（略称　本人グループ）を行っている。

本人グループ実施状況　（表 6-7）

年　度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2021	47	5	151
2022	47	5	170
2023	**45**	**5**	**109**

思春期親グループ実施状況　（表 6-8）

年　度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2021	5	4	9
2022	9	※　23（再掲 20）	※　40（再掲 30）
2023	**6**	**※　33（再掲 31）**	**※　54（再掲 48）**

※2022 年度から講演会を実施。講演会参加者再掲。

オ　ケースカンファレンス

精神障がい者に係わる保健・医療・福祉等の関係者と複雑困難事例に対してケースカンファレンスを開催し、個別ケア支援の充実を図っている。

ケースカンファレンス実施状況　（表 6-9）

テ　ー　マ	回数	参加機関数	参加者
医療中断・未治療等を含む一般精神保健	102	494	保健医療福祉関係者等
虐待等を含む児童思春期精神保健	1	4	保健医療福祉及び学校教育関係者等
アルコール問題等を含む酒害・薬物精神保健	1	2	保健医療福祉関係者等
その他	2	12	保健医療福祉関係者等
総　　計	106	512	

（３）普及啓発活動

ア　精神保健福祉講演会開催状況

精神疾患・精神障がいについての知識を普及し、住民の理解を得るために、講演会を主催するとともに、他機関や住民組織からの依頼に応じて、職員を派遣している。また、ホームページや「みんなの健康だより」を活用して、精神保健に関する情報提供を行っている。

講演会・健康教育の実施状況　（表 6-10）

月　日	テ　ー　マ	参加人員	対　象　者
6 月 22 日	民生委員と保健師の連携について	20	民生委員・児童委員
8 月 22 日	こころのサポーター養成研修	18	堺地域の相談支援業務従事者
9 月 22 日	こころのサポーター養成研修	15	鶴川地域の相談支援業務従事者
10 月 6 日	こころのサポーター養成研修	28	市民及び食育ボランティア

（４）地域支援体制の整備

ア　地域精神保健連絡協議会・専門部会

地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、地域精神保健福祉連絡協議会と専門部会を設置し、管轄内の課題を協議している。

会議実施状況（表 6-11）

月　日	会議名	議題	参加者数
7 月 20 日	地域精神保健福祉連絡協議会	精神疾患のある患者が地域で安心して生活を送るために	18
11 月 27 日	地域精神保健福祉連絡協議会専門部会	精神疾患のある患者が地域で安心して生活を送るために	10
2024 年 1 月 29 日	地域精神保健福祉連絡協議会専門部会	精神疾患のある患者が地域で安心して生活を送るために	10

イ　ひきこもりネットワーク会議

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を構築していくためにひきこもりネットワーク会議を開催している。

ひきこもりネットワーク会議の実施状況（表 6-12）

月日	内容	参加機関数
6 月 27 日	事例検討会 アンケート実施	21
10 月 31 日	事例検討会 アンケート実施	22

ウ　ひきこもりネットワーク会議代表者会

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援機関の代表者との打合せ会を実施し、ネットワーク会議の内容検討等を行っている。

ひきこもりネットワーク会議代表会の実施状況（表 6-13）

月日	内容	参加機関数
9 月 19 日	今年度の運営、第１回振り返り、第２回計画	6
2024 年 1 月 16 日	第２回及び１年間の振り返り、次年度計画	8

7　難 病 対 策

難病は、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ長期の療養生活が必要となるため、患者及び家族は、疾病の特殊性から医療面、経済面、生活面等に様々な問題を抱えている。そのため「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、「難病患者療養支援事業」として、保健師等による訪問指導等を実施し、医療・福祉との連携のもと、安心安全な療養生活の支援を行っている。

2013 年 4 月 1 日より「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」になり、障がい者の定義に難病が追加された。また 2015 年 1 月 1 日に「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号、以下難病法）」が施行され、難病について、「原因不明、治療法未確立、希少性の高い疾患で長期療養を必要とする疾患」と定義された。

（1）個別支援活動

ア　訪問等相談

保健師等が在宅難病患者や家族に対して、療養上の問題や介護負担などの相談を受け、必要に応じ家庭訪問等を行っている。

特殊疾病対策事業訪問等相談実施状況（表 7-1）

年度	総数	相　談　件　数				関係機関連絡
		家庭訪問	所内相談	電話相談	その他の相談	
2021	2,367	198	14	1,218	58	879
2022	2,867	412	41	1,290	96	1,028
2023	**1,794**	**180**	**24**	**587**	**67**	**936**
保健師	1,794	180	24	587	67	936
作業療法士	2	2	－	－	－	－
言語聴覚士	0	0	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－

イ　在宅療養支援計画策定・評価事業

在宅難病患者（医療処置を必要とする者等）に対し、個々の実態に応じた保健医療福祉の連携による総合的な在宅療養支援を効果的に行うため、在宅療養支援計画策定・評価会議を開催している。支援計画に基づく療養支援の評価に加え、在宅難病患者のうち 24 時間人工呼吸器使用者に対して、災害時個別支援計画を策定し、更なるケアの質の確保に努めている。

在宅療養支援計画策定・評価会議開催状況（表 7-2）

年度	回数	報告検討事例の件数	参加者総数
2021	10	49	29
2022	5	5	31
2023	**4**	**49**	**30**

ウ　医療機器貸与事業及び訪問看護

難病患者とその家族の療養環境の充実と安定した生活の確保を図ることを目的として在宅療養難病患者に対して、吸引器及び吸入器を貸与するとともに、必要に応じて訪問看護を行っている。（※障がい者総合支援法等他のサービスの利用優先）なお、2023 年度の本事業の新規申請はなかった。

保健師と訪問看護師による日常的な連絡調整・相談、支援状況の共有や課題の検討等を行っている。

医療機器貸与実施状況（表 7-3）

年度	貸与患者数	機器の種類		訪問看護導入患者数	訪問回数
		吸引器	吸入器		
2021	5	5	2	2	64
2022	4	4	1	1	46
2023	**2**	**2**	**0**	**1**	**48**

エ　在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護のコーディネート

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者が、医療保険の定める回数をこえて、一日複数回の訪問看護を受けられるよう東京都が訪問看護ステーション等に委託している。主治医の指示書に基づき、訪問看護を実施することで、療養環境整備等を行っている。2023 年度の利用は 2 件となっている。

オ　在宅難病患者一時入院制度のコーディネート

在宅難病患者の安定した療養生活を確保するため、介護者の疾病や事故等により、一時的に介護が困難になった場合に、一時的に入院を受け入れる制度で、都内に 14 病院、20 床が確保されている。期間は原則として 1 回 30 日以内、年間 90 日までである。(2024 年 3 月 31 日現在)

一時入院制度利用状況（表 7-4）

年　度	利用者数	利用延日数
2021	0	0
2022	1	14
2023	**0**	**0**

（２）普及啓発活動

ア　難病講演会

療養者・家族が疾病について正しい理解を持ち療養生活が送れること、また、地域の支援関係者が疾病の正しい理解を深め、質の高い療養支援を提供できることを目的として専門医等による講演会を開催している。

難病講演会実施状況（表 7-5）

年度	月日	実施場所	内容	対象者	参加者数
2021	11 月 29 日	Web 開催	在宅難病患者における地域と病院の連携	難病患者のケアに従事する保健医療福祉関係者等	55
2022	11 月 6 日	中町庁舎研修棟	在宅難病患者・重症心身障害者における保健師の役割について	保健予防課保健師	15
2023	2024 年 2 月 14 日	中町庁舎講堂（オンライン併用）	ALS、MSA、SDC の患者を支える人のための講演会	難病患者のケアに携わる保健医療福祉関係者	70

（３）在宅療養支援地域ケアネットワーク

難病対策を円滑に推進し、在宅難病患者の療養生活の支援するため、地域の支援機関とのネットワークの連携及び強化を目指している。

ア　町田市難病対策地域協議会

町田市難病対策地域協議会は、難病の患者への支援体制の整備と関係機関等の連携の緊密化を図る目的で開催している。2023 年度は、「(1) 風水害時の避難目的レスパイト入院の取組について」、「(2) 町田市の難病患者にかかる現状と課題について～保健所の個別支援から～」についての意見交換を行った。

イ　訪問看護ステーション連絡会

在宅療養環境及び支援の質の向上を図るため、市内にある訪問看護ステーションが協力し情報共有や訪問看護の質向上を目指した活動を行っている。保健所は、連携機関の一つとして参加している。

ウ　在宅難病患者訪問診療事業

東京都が東京都医師会に委託し、地区医師会ごとに、寝たきり等で通院が困難な在宅難病患者に対して適切な医療を確保するために、訪問診療を実施している。町田市医師会が訪問診療班(専門医・主治医等)を編成して訪問診療をしており、医師会からの依頼に基づき参加している。

8 保 健 師 活 動

保健・医療・福祉の住民ニーズは、多様化・複雑化かつ増大している。そのため、健康増進・疾病予防から、治療・リハビリテーション・地域ケアなど、広範な地域保健活動が求められている。これらの課題に対応するため、保健師は、感染症対策、結核対策、母子保健、成人保健、難病対策、精神保健等の事業の企画及び運営並びに個別支援活動を並行して行っている。その過程を経て、地域のネットワークづくりやケアシステムの構築を図っている。

これにより、市民にとって身近な地域保健活動の展開の他、感染症や災害発生時の健康危機発生時の対応強化、新たな健康課題への対応等の充実を目指している。

2021 年度から、業務内容ごとに係を再編し、会議や健診等の各種事業を実施している。個別支援活動の対象である市民や関係機関からの相談は、相談内容によって担当する係が窓口となり、また、相談内容によって課内の各係が連携し、対応している。これらに加え、関係機関・部署及び保健所内各課との連携を図り、かつ、他職種の職員と協働することで、市民の視点を踏まえた公衆衛生保健活動の展開を図っている。

（1）市民の受療状況

市民は、神奈川県への交通の便が良いことから都県域を越えて医療機関を利用していることが多い。精神医療では、市内に入院病床のある精神科病院が 6 箇所あり、神奈川県民の入院も多い。一方、難病医療においては、市民が市外の医療機関を利用することが多い。特に神経系難病の在宅療養者は、人工呼吸器が必要になるなど、病状が進行してくると、専門医療機関がある神奈川県の医療機関を利用する割合が高くなる。結核医療も同様の理由により、市外や神奈川県の医療機関を利用している市民が多い。2022 年度の全体の受療状況は、COVID-19 の流行が本格化した 2020 年度、2021 年度と同様に COVID-19 の影響により受診機会の減少等がみられ、遠方の医療機関へ受療する事例が多かった印象がある。

（2）個別支援活動と分野別の傾向

本人、家族、各関係機関などから相談や依頼のあった方、また、結核・感染症などの発生届、医療費公費負担申請、その他各種健診等で必要のある方に対し、個別支援活動を実施している。

保健師地区活動状況（表 8-1）

年度	区分	対応件数	感染症	結核	エイズ	精神保健福祉	心身障害	長期療養児	生活習慣病等 成人	難病	公害・アレルギー等 その他	妊産婦	乳児	（内訳）			幼児	その他
														低体重児	新生児	一般乳児		
2021	家庭訪問	3,570	54	74	0	852	58	21	10	198	0	543	934	39	406	489	714	112
	所内相談	3,309	143	164	2	1,001	17	2	21	14	0	1,424	228	28	14	186	260	33
	電話相談	22,399	9,412	937	20	3,868	231	78	68	1,218	5	2,059	2,379	139	836	1,404	1,907	217
	文書その他の相談	2,651	774	359	2	68	73	1	1	58	0	408	642	99	280	263	243	22
	関係機関連絡	18,325	5,717	1,124	4	4,024	446	128	24	879	1	1,726	2,106	136	834	1,136	1,946	200
2022	家庭訪問	4,225	148	69	0	911	67	26	0	409	0	485	1,138	34	415	689	890	82
	所内相談	3,689	18	74	3	1,242	12	9	3	41	0	1,708	259	8	22	229	297	23
	電話相談	19,024	6,397	1,489	25	2,938	134	64	37	1,290	1	1,820	2,735	100	930	1,705	1,897	197
	文書その他の相談	1,332	141	5	0	71	49	12	0	96	0	394	457	79	248	130	103	4
	関係機関連絡	19,359	3,360	834	0	5,113	391	211	2	1,028	0	2,566	3,326	204	1,432	1,690	2,297	231
2023	**家庭訪問**	**3,999**	**76**	**162**	**3**	**949**	**62**	**39**	**0**	**180**	**0**	**441**	**1,017**	**46**	**382**	**589**	**917**	**119**
	所内相談	**3,726**	**63**	**73**	**0**	**1,292**	**10**	**5**	**1**	**24**	**0**	**1,788**	**219**	**30**	**37**	**152**	**206**	**15**
	電話相談	**12,473**	**705**	**997**	**38**	**2,907**	**114**	**56**	**5**	**587**	**1**	**1,595**	**3,262**	**188**	**1,527**	**1,547**	**1,989**	**209**
	文書その他の相談	**1,388**	**58**	**52**	**0**	**103**	**103**	**11**	**0**	**67**	**0**	**227**	**678**	**186**	**397**	**95**	**89**	**0**
	関係機関連絡	**16,360**	**1,172**	**1,309**	**6**	**4,934**	**711**	**107**	**0**	**936**	**0**	**2,034**	**2,502**	**251**	**898**	**1,353**	**2,296**	**262**

保健師地区活動状況（表 8-2）

年度	区分	再掲1 虐待	内訳			再掲 2							
			児童	老人	その他	ひきこもり	発達障害	自殺企図	自殺者の遺族	犯罪被害者	近隣苦情	未治療	医療中断
2021	家庭訪問	126	106	1	19	163	34	19	0	0	5	15	46
	所内相談	34	22	1	11	334	33	11	0	0	7	11	35
	電話相談	249	144	13	92	348	207	43	0	0	27	61	132
	文書等	6	6	0	0	13	4	0	0	0	0	0	0
	関係機関	622	527	13	82	244	283	51	0	0	12	42	189
2022	家庭訪問	103	76	21	6	139	21	20	0	0	6	16	29
	所内相談	56	33	3	20	444	48	14	0	0	11	37	30
	電話相談	204	144	17	43	288	75	24	6	1	23	53	42
	文書等	2	2	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0
	関係機関	799	612	41	146	611	294	106	12	0	42	100	223
2023	**家庭訪問**	**75**	**61**	**1**	**12**	**92**	**38**	**21**	**1**	**0**	**24**	**23**	**84**
	所内相談	**39**	**25**	**0**	**13**	**460**	**45**	**12**	**0**	**0**	**13**	**49**	**46**
	電話相談	**134**	**111**	**0**	**21**	**253**	**85**	**63**	**1**	**2**	**36**	**92**	**83**
	文書等	**4**	**4**	**0**	**0**	**6**	**13**	**0**	**0**	**0**	**0**	**2**	**0**
	関係機関	**849**	**699**	**16**	**133**	**176**	**305**	**180**	**9**	**10**	**92**	**108**	**629**

※表 8-1 及び表 8-2 は、保健師の個別支援活動を家庭訪問・所内相談・電話相談・関係機関連絡ごとに示している。

地域保健活動の支援対象者は、当初は特定の保健分野の相談として始まったとしても、背景には複数の保健分野の課題があることが少なくない。また、相談される方自身が、本来支援を要する方であることもある。近年の傾向として、複数の関係機関の関わりが必要な困難事例が増えている。

今後の活動において、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携強化や調整が重要な課題である。

ア　精神保健福祉

未治療・医療中断や、思春期相談など専門的な相談を実施している。相談の特徴としては、以下の5点があげられる。

①「ひきこもり」に関する相談

②「発達障害」に関する相談

③未治療・医療中断に関する相談

④関係機関や近隣住民からの相談

精神疾患が起因すると思われる問題行動に困っているという相談がある。本人はもちろん、家族も相談場面に積極的に登場しないことが多い。いかにその対象者にアプローチできるかが課題である。

⑤複数の関係機関の関与

庁内関係部署や地域の民生児童委員など、既に多くの関係機関が関わっている事例が多い。

イ　児童・高齢者虐待の相談

当事者や家族への対応や、関係機関の相談支援を求められることが多い。いずれの事例も、単独機関では解決が困難であり、子ども家庭支援センター、児童相談所、高齢者支援センター、高齢者福祉課、障がい福祉課、医療機関など、多くの機関が連携しながら支援を行っている。

ウ　難病対策

在宅療養が長期にわたる人工呼吸器使用患者や医療的ケアの多い患者、病状の進行が早く生命にかかわる症状が早期に出現し、適宜在宅療養サービスの調整が必要な方を重点的に支援することが多い。難病関連事業や関係機関と連携しながら、継続的に支援している。

エ　結核対策

結核患者の療養支援や、結核患者の接触者を対象とした健康診断や相談を行っている。結核患者の特徴としては、高齢者の登録者数が多い傾向があるが、若年者や外国人の発生も見られている。

結核治療は、一定期間の服薬を確実に継続することが重要である。治療中断や不規則な服薬は病状悪化や感染拡大の可能性があるため、若年者や外国人など特にリスクの高い患者を中心として、関係機関と連携を図りながら対象者に合わせた服薬及び療養の支援を行っている。

2022年度は、新規発生患者数が減少し、入院医療機関が見つからない等のCOVID-19の影響によると思われる事例が発生した。COVID-19の影響による受診率の低下なども懸念されるため、引き続き新規発生患者の動向を見守っていく必要がある。

オ　感染症対策

感染症発生届の受理後、または集団感染の情報探知後、迅速に積極的疫学調査を行い、二次感染予防のための指導や対応を行っている。

COVID-19については、感染急拡大への迅速な対応に向けて、国や都の方針を確認、多職種による連携構築、効果的かつ効率的な対応に向けて検討及び調整を行い、感染拡大防止を目指して対応した。

（３）保健・医療・福祉等関係機関との連携強化

地域特性や個別性を勘案し、様々な支援サービスを円滑かつ効率的に提供できるように、庁内関連部署及び市内外の保健・医療・福祉など、関係機関との連携を強化し、総合的な地域ケアの検討と調整を行っている（表8-3）。

保健・医療・福祉等関係機関との連携会議参加状況（表 8-3）

分野	会議名	回数	主催者	内容
精神	町田市精神障害者さるびあ会総会	1	NPO 法人さるびあ会	情報交換
	障がい者雇用連絡会議	2	ハローワーク町田	情報交換、連携会議
	自殺対策推進庁内連絡会	2	健康推進課	検討、 連携会議
	地域生活移行支援会議　圏域別会議	1	多摩総合精神保健福祉センター	情報交換
	多摩地域市町村精神保健福祉担当者業務連絡会	1	多摩総合精神保健福祉センター	情報交換
	地域ケア推進会議	1	高齢者支援センター	情報交換
	鶴川圏域相談支援機関連携会議	4	高齢者支援センター	情報交換、事例検討等
	鶴川地区福祉情報交換会	5	社会福祉法人まちのひ相談室	情報交換
	ひきこもりに係る支援推進会議	1	東京都福祉局生活福祉部地域福祉課	情報交換
	中核市保健所精神保健福祉担当者連絡会	2	中核市保健所	情報交換
	南多摩医療圏町田地域精神科医療地域連携会議	1	鶴が丘ガーデンホスピタル	情報交換、連携会議
母子	子育て支援ネットワーク連絡会、地域ネットワーク会議	42	子ども家庭支援センター	情報交換
	ＣＡＰＳ合同会議	3	町田市医師会	意見交換
重心	重症心身障害児等在宅療育支援事業　保健所担当者連絡会	1	東京都福祉保健局	情報交換、連携会議
	重症心身障害児等在宅療育支援事業　在宅療育支援地域連携会議	1	西部訪問看護事業部	情報交換、連携会議
感染症	感染症対策地域連携会議	7	市内医療機関	感染症対策
その他	配偶者からの暴力等担当者連絡会	1	市民協働推進課（男女平等推進センター）	情報交換、連携会議
	町田市訪問看護ステーション連絡会	7	町田市訪問看護ステーション連絡会、町田市介護人材開発センター	情報交換、連携会議
	町田市看護部長会	1	町田市看護部長会	情報交換、連携会議
	高次脳機能障がい関係機関等連絡会	2	ひかり療育園	情報交換、連携会議
	町田市男女平等推進会議	2	市民協働推進課（男女平等推進センター）	情報交換、連携会議
	老人ホーム入所判定審査会	1	高齢者福祉課	認定審査

9 健康づくり推進

（1）健康づくり推進員

健康づくり推進員は、市と協力しながら「自分の健康は自分で守る」という意識の向上を図ること及び市民の自発的な健康づくり活動の推進と地域づくりを目指すため、時代にあわせて変化していく健康づくりの意味について、市とともに考えながら地域に根ざした協働活動を行っている。

健康づくり推進員の概要（表 9-1）

設置根拠	町田市健康づくり推進員設置要領
対　　象	主に町内会自治会から推薦を受けた方を市長が委嘱
人　　数 （2024 年 3 月末日時点）	推薦団体数：111（2022 年度：112） 推進員数：170（2022 年度：165）
任　　期	2 年（再選及び年度途中の交代可）

※2020～2023 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している「総会」、「健康づくり推進員研修会」、「活動情報共有会議」、「活動実績共有会議」は中止としました。

【参考】2019 年度 年間活動状況（表 9-2）

行事	開催日	内容	参加者数
総会	5 月 20 日	委嘱状交付式 健康づくり推進員活動紹介 2018 年度活動計画 講演「健康づくりの秘訣」 講師：町田市保健所長	144
研修会	6 月 26 日	「町トレで、上がる体力！つながる地域」 講師：理学療法士	87
	7 月 31 日	地域の皆と共に、イキイキと自分らしく暮らす方法 ～Well-Being（幸せ・健康）のサイエンスから学ぼう～	72
情報共有会議	10 月 2 日	各地区の活動状況に関する情報交換	11
実績共有会議	2020 年 2 月 26 日	各地区の活動実績に関する情報交換	10

※この他に、各地区（町田地区、南地区、鶴川地区、忠生地区、小山地区、相原地区）において、地区活動を行っている

10　食　育　推　進

食育基本法（第 18 条）に基づく市町村食育推進計画として、2019 年 3 月に策定した「第 2 次町田市食育推進計画」に基づき、広く食育を周知し、市民が食育に関心を持ち実践につながるよう、食育推進ネットワークを構築し、取り組んでいる。

（1）　町田市食育推進計画推進委員会

食や食育に関わる機関、団体及び学識経験者を構成員とする委員会で、食育推進事業について、専門的な立場から指導・助言をいただき協議を行っている。

町田市食育推進計画策定及び推進委員会実施状況（表 10-1）

	年月日	内容
第 1 回	8 月 4 日	「（仮称）まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の策定について 2022 年度の食育の取組報告および 2023 年度以降の取組について
第 2 回	2024 年 2 月 9 日	「（仮称）まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の推進について

（2）町田市食育推進庁内連絡会

庁内関係部署を構成員とする連絡会で、食育に関する情報共有及び食育推進事業の検討を行っている。

町田市食育推進庁内連絡会実施状況（表 10-2）

	年月日	内容
第 1 回	8 月 21 日	町田市における食育の課題に関する意見について 2022 年度の食育の取組報告および 2023 年度以降の取組について 第 1 次・第 2 次町田市食育推進計画報告書の作成について
第 2 回	2024 年 2 月 13 日	「（仮称）まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の推進について

（３）食育講演会

市民を対象に、食育の周知と推進を図るため、町田市総合健康づくり月間に合わせて食に関する普及啓発動画を公開している。

食育講演会実施状況（表 10-3）

日程	テーマ	講師	参加人数
11 月 24 日	「簡単おいしい「3 ステップレシピ」～手軽においしく、もっと野菜を食べよう！」～	料理研究家	93

（４）食育ボランティアによる共食の普及啓発

2015 年度、2016 年度、2019 年度に食育ボランティアを養成した。2024 年 3 月時点の登録者は 25 名で、食に関するイベントや地域からの依頼で行事食や食文化等についての普及啓発活動を実施している。

食育ボランティア連絡会実施状況（表 10-4）

日程	内容	参加人数
6 月 6 日	・2023 年度の活動予定について ・1 期・2 期の自主化について ・ワークショップ「2023 年度の食育活動」	8
10 月 6 日	（勉強会）「『ここサポ』養成研修」	9
12 月 7 日	・自主活動の進め方について ・役割分担、グループ編成	8
2024 年 3 月 7 日	（勉強会） ・「放置竹林をメンマにして、町田の里山を育てる」 ・活動報告会	13

食育ボランティア活動実績（表 10-5）

日程	活動名	内容	場所	活動人数
6 月 17 日～19 日	食育月間における食育イベント	食育クイズ	東急リバブル	7
7 月 28 日～29 日	くらしフェア	知りたい！食べたい！まちだの野菜	町田市民フォーラム	5
2024 年 1 月 18 日	市内保育園における食育活動	調理実習「手打ちうどん」	山崎保育園	3
2024 年 1 月 27 日	野菜を使用した食育「野菜スタンプでの作品づくり」	・野菜クイズ「やさいのおなか」 ・野菜のスタンプを使用した作品づくり	児童発達支援・放課後デイサービスシエル	3
2024 年 2 月 4 日	調理実習「アウトドアに！災害時に！親子でパッククッキング」	・紙芝居の読み聞かせ ・絵本の読み聞かせ ・エプロンシアター	子どもセンターまあち	7
2024 年 2 月 6 日	食をテーマにした対話型鑑賞	食育対話型鑑賞「アンリ・ルソー作「自画像」、ケス・グレイ作「ちゃんと食べなさい」」	生涯学習センター	4

（５）食体験事業

市民が町田の食や生産者にふれる機会を増やし、食育に関心を持つことや食に対する感謝の心を育むことを目的に実施している。

食育ツーリズム実施状況（表 10-6）

開催日	参加人数	実施場所	内容
7 月 26 日	20 （大人 9、子ども 11）	相原ブルーベリー農園 子どもセンターぱお	・ブルーベリーの収穫体験及び生産者による講話 ・町田産野菜を使用した弁当及びミルクジェラートの喫食

（6）6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」の食育活動の強化

6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」にあわせ、主食・主菜・副菜をそろえて食べる機会や、野菜摂取量の増加に向けた食育活動を強化している。

6月の食育月間、毎月19日の「食育の日」の食育活動の実施状況（表10-7）

	実施日	内容	実施場所
6月の 「食育月間」	①6月9日～6月30日 ②6月1日～6月30日 ③6月9日～7月12日 ④6月1日～6月30日 ⑤6月5日～6月16日 ⑥6月1日～6月30日 ⑦6月1日～6月30日 ⑧6月11日 ⑨6月11日、6月24日 ⑩6月1日～6月30日 ⑪6月16日～6月19日	①懸垂幕の掲示 ②のぼり旗の掲示、パネル展示、リーフレットの配布 ③町田市立中央図書館にて食育関連書籍の紹介 ④庁用車への啓発ステッカー貼付 ⑤「食育月間&歯と口の健康週間」展示イベント ⑥バス・タクシー車内デジタルサイネージへの動画掲載 ⑦商業施設デジタルサイネージへの動画掲載 ⑧FC町田ゼルビア電光掲示板PR画像掲載 ⑨ASVペスカドーラ町田電光掲示板PR画像掲載 ⑩野菜レシピブック配布 ⑪親子向け食育イベント	①市庁舎前 ②市民ホール及び健康福祉会館 ③町田市立中央図書館 ④庁用車 ⑤市庁舎1階イベントスタジオ ⑥神奈中バス（町田営業所管轄）50台、東日本タクシー ⑦町田マルイ、モディ ⑧町田GIONスタジアム ⑨町田市立総合体育館 ⑩町田市内施設、（株）三和店頭 ⑪東急リバブル
毎月19日の 「食育の日」	①4月19日、5月19日、6月19日、7月19日、9月19日、10月19日、12月19日、2024年1月19日、2024年2月19日、2024年3月19日 ②5月19日	①・のぼり旗の掲示、食育ティッシュ等の配布 ・SNSでのレシピ等の情報発信 ②・食育についての講話、食育グッズの配布 ・のぼり旗の掲示	①町田市民ホール　森のレストラン、健康福祉会館 ②子どもセンターまあち、子どもセンターぱお分館　WAAAO

11　保　健　栄　養

健康増進法に基づき、国民健康・栄養調査、特定給食施設指導及び食品関連事業者支援等を行っている。また、関係部署や関係機関・団体と連携しながら食を通じた健康づくりを推進し、市民を取り巻く食環境の整備を図っている。

（1）国民健康・栄養調査

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年 11 月に厚生労働省が実施している調査で、調査内容は、身体状況（身長・体重・血液生化学検査等）、栄養摂取量及び生活習慣・運動の状況等である。

2023 年度は、調査地区に該当しなかった。

（2）連携・調整

市民の食を通じた健康づくりをより効果的、かつ効率的に実施するため、南多摩圏域保健所や庁内栄養士と連携・調整を行っている。

関係機関との連絡調整会議の実施状況（表 11-1）

項目	回数	延べ人数	内容等
南多摩保健医療圏３保健所栄養業務連絡会	3	22	・各保健所における事業計画について ・圏域研修について ・食育研修について ・保健所における保健栄養事業の進捗状況について
栄養業務連絡会	2	14	・次年度に向けた要領改正について ・災害における栄養・食生活支援活動に関する協定締結について ・食育の日における共通の取組について ・次年度の研究・検討事項について

（３）人材育成

地域で健康づくりを推進するための重要な担い手である地域活動栄養士会（栄養士の資格を活かして、自主的に市民の食生活支援活動を行っている団体）に対し、最新の健康・栄養情報の提供、活動の支援等を行っている。

（４）特定給食施設等指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は 255 施設（2024 年 3 月末日）である。管理栄養士・栄養士の配置状況をみると、そのうち管理栄養士のみいる施設は 63 施設（24.7%）、管理栄養士・栄養士どちらもいる施設は 52 施設（20.4%）、栄養士のみいる施設は 79 施設（31.0%）、どちらも配置されていない施設は 61 施設（23.9%）である。健康増進法第 21 条第 1 項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設は、病院 5 施設である。

これらの特定給食施設等に対して、利用者や家族の健康保持・増進を図ることを目的に、栄養・衛生管理の充実、栄養教育の推進等について各施設の状況等に応じた指導を行っている。

給食施設数（表 11-2）

総　数	255
学　校	61
病　院	20
介護老人保健施設	5
介護医療院	0
老人福祉施設	31
児童福祉施設	86
社会福祉施設	11
事業所	12
寄宿舎	4
矯正施設	0
自衛隊	0
給食センター	0
その他	25

ア　指導状況

巡回（施設を個別に訪問して実地に指導を行う）や来所、電話等による個別指導及び栄養管理講習会、施設種類別給食連絡会等の集団指導を行っている。

栄養管理講習会では、給食施設の管理者、栄養士、調理師等を対象に、行政からの連絡や最新の健康・栄養情報の提供等を行っている。施設種類別連絡会では、各施設における栄養改善の取組の情報交換や研究活動等を行っている。

給食施設指導状況（表 11-3）

年　度		2021				2022				2023			
区　分		個別指導延べ施設数	（再掲）巡回指導	集団指導 実施回数	集団指導 延べ施設数	個別指導延べ施設数	（再掲）巡回指導	集団指導 実施回数	集団指導 延べ施設数	個別指導延べ施設数	（再掲）巡回指導	集団指導 実施回数	集団指導 延べ施設数
	総　数	433	28	12	325	340	8	13	327	355	60	13	291
特定給食施設	1回100食以上又は1日250食以上	261	15		208	213	2		206	226	38		182
特定給食施設	1回300食以上又は1日750食以上	60	1		36	30	1		43	35	5		41
その他の給食施設	1回100食未満又は1日250食未満	112	12		81	97	5		78	94	17		68

栄養管理講習会実施状況（表 11-4）

開催日	会　場	テーマ	講師	参加施設数	参加人数
5 月 25 日	WEB 開催	栄養管理報告書について 衛生管理について	町田市保健所栄養指導員、食品衛生監視員	82	83
9 月 11 日	WEB 開催	講演「給食施設における BCP および災害時の備えについて」	女子栄養大学栄養学部准教授	57	62
10 月 5 日	WEB 開催	講演「糖尿病の栄養管理及び栄養指導について～献立作成や栄養指導のコツ～」	京都大学医学部付属病院疾患栄養治療部副部長	24	27
2024 年 1 月 18 日	町田市保健所 中町庁舎 講堂	講話「給食施設における大規模災害時マニュアル見直しのポイント～他施設との連携とアクションカードの作成を見据えて～」 グループワーク「自施設における課題の共有と情報交換」	町田市保健所栄養指導員	36	38

イ　給食研究会の育成・支援

給食の運営と技術の向上及び会員相互の親睦を図ることを目的に、市内の病院、高齢者施設等の給食施設からなる「町田集団給食研究会」が組織されている。講演会の開催や優良従業員の表彰等の事業を行い、本研究会の活動・運営を支援に努めている。

ウ　「東京都優良調理師に対する知事賞」及び「特定給食施設等栄養改善知事賞」推薦

市民の保健衛生に貢献した優良な調理師及び特定給食施設を都へ推薦し、公衆衛生の増進を図っている。2023 年度は推薦基準を満たす施設がなかったため、推薦は行わなかった。

（５）食品関連事業者支援

生活習慣病予防の観点から、加工食品等への栄養成分表示が求められている。食品関連事業者等に対して食品の栄養成分表示の相談を行っている。

食品の栄養成分表示の相談

食品関連事業者に対し、食品に栄養成分表示をする場合の表示方法及び虚偽誇大広告の禁止に係る相談を行っている。

食品関連事業者支援状況（表 11-5）

年　度	区　　分		業者指導件数 食品の栄養成分表示・虚偽誇大広告の禁止
2021	個別指導延べ施設数		46
		(再掲)巡回指導	－
	集団指導	実施回数	－
		延べ施設数	－
2022	個別指導延べ施設数		35
		(再掲)巡回指導	1
	集団指導	実施回数	－
		延べ施設数	－
2023	**個別指導延べ施設数**		**33**
		(再掲)巡回指導	**－**
	集団指導	**実施回数**	**－**
		延べ施設数	**－**

12　健 康 福 祉 会 館 事 業

健康福祉会館は各種健診・健康教育・健康相談等の保健サービスの充実強化と、高齢者の生きがい教育と社会参加の推進、健やかに老いるための健康づくり等、健康で福祉につながる施策の推進や市民の自主的な健康づくりの拠点となることを目的とした健康、福祉の総合施設である。

（1）講習室の貸出し

健康福祉会館 4 階の講習室は、市民の自主的な健康づくりの拠点として幅広く利用されている。

講習室の概要（表 12-1）

面積	281.3 ㎡（14.5m×19.4m）
定員	250 人
使用時間	午前　9：00～12：00 午後　13：00～17：00 夜間　17：30～22：00
使用料金	午前　2,390 円 午後　3,150 円 夜間　3,150 円 全日　8,690 円
関連する法律・例規	町田市健康福祉会館条例 町田市健康福祉会館条例施行規則
申込方法その他	原則として使用する日の 2 か月前から当日まで受け付けている。 窓口申し込みのほか、利用者登録をしている団体は、施設案内予約システムによりインターネット等で申し込みできる。 公的機関が使用する場合の使用料金は、内容により免除。

講習室利用状況（表 12-2）

月	開館日数	利用件数				利用者数			
		有料	使用料免除	保健所使用	合計	有料	使用料免除	保健所使用	合計
4 月	30	52	6	1	59	1,406	548	21	1,975
5 月	31	53	7	3	63	1,872	258	60	2,190
6 月	30	44	11	1	56	1,011	581	20	1,612
7 月	31	53	15	3	71	1,178	1,014	81	2,273
8 月	31	46	16	1	63	1,222	819	1	2,042
9 月	30	51	21	3	75	1,201	1,193	93	2,487
10 月	31	52	17	4	73	1,183	1,035	121	2,339
11 月	30	51	15	5	71	1,257	975	178	2,410
12 月	27	46	8	1	55	1,239	465	21	1,725
1 月	28	50	14	3	67	1,483	790	118	2,391
2 月	29	48	11	2	61	1,177	623	91	1,891
3 月	31	53	15	3	71	1,203	957	85	2,245
合計	359	599	156	30	785	15,432	9,258	890	25,580
月平均	30	50	13	3	65	1,286	772	74	2,132

年度別利用状況（表 12-3）

年度	開館日数	講習室	
		件数	利用者数
2021	320	721	21,266
2022	358	803	25,699
2023	**359**	**785**	**25,580**

13　成 人 保 健 指 導 事 業

成人を対象として、生活習慣病の予防及び健康づくりを目的に、各種講習会、教室、講座、相談を実施している。

（1）栄養相談

疾病予防や健康増進を図ることを目的に、管理栄養士による個別相談を行っている。

相談の概要（表 13-1）

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
相談の内容	管理栄養士による個別相談　（要事前申込） 12 回
実施会場	健康福祉会館・町田市保健所中町庁舎・オンライン
周知方法	保健予防課チラシ及び町田市ホームページに掲載 町田市成人健康診査実施医療機関から本人へ事業を紹介

※保健師による相談は、希望があれば相談可。

実施状況（表 13-2）

年度	実施回数	相談者数
2021	14	66
2022	16	100
2023	**12**	**54**

（2）　健康教育

成人の健康づくり、生活習慣病予防を目的に、健康福祉会館や地区での集団健康教育（地区健康の集い等）を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により中止している。

地区健康の集い等の概要（表 13-3）

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	保健師等による講話等 地区組織や健康づくり推進員等の要望からテーマを決めて実施 テーマ:歯周疾患、骨粗しょう症、病態別（肥満・高血圧・心臓病等）、その他健康に関すること 他機関の要望にも対応
実施会場	各地区センター・集会所等

地区健康の集い等の実施状況（表 13-4）

区分			回数	参加者数	地区組織による活動回数
地区健康の集い	健康増進等	歯周疾患	0	0	0
		骨粗しょう症	0	0	0
		病態別	0	0	0
		一般	0	0	0
	がん	がん（乳・子宮がん）	0	0	0
計			0	0	0

（３）脂質異常症予防講習会

脂質異常症の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。

概要（表 13-5）

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 申込制 脂質異常症予防をテーマに実施
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容（表 13-6）

内容	対象	実施回数	参加者数
保健師・管理栄養士講話 血管年齢測定	74 歳以下の市民	2	58

実施状況（表 13-7）

年度	実施回数	参加者数
2021	2	57
2022	1	30
2023	**2**	**58**

（4）糖尿病予防講習会

糖尿病の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。

概要（表 13-8）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 申込制 糖尿病専門医による糖尿病予防に関する講話 健康運動指導士による講話及び実技
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容（表 13-9）

内容	対象	実施回数	参加者数
医師講話 健康運動指導士講話・運動実技	市民	1	41

実施状況（表 13-10）

年度	実施回数	参加者数
2021	0	0
2022	2	43
2023	**1**	**41**

（５）高血圧予防講習会

管理栄養士による講話や試食を通じて、高血圧に関する基本的な知識を身につけ、食事を見直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

概要（表 13-11）

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 申込制 食材料費として参加費 300 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容（表 13-12）

内容	対象	回数	参加者数
管理栄養士講話・試食	市民	1	15

実施状況（表 13-13）

年度	実施回数	参加者数
2021	2	21
2022	1	16
2023	**1**	**15**

（６）腎臓病予防講習会

管理栄養士による講話や試食を通じて、腎臓病に関する基本的な知識を身につけ、生活習慣を見直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

概要（表 13-14）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 申込制 食材費として参加費 300 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容（表 13-15）

内容	対象	回数	参加者数
管理栄養士講話・試食	市民	2	31

実施状況（表 13-16）

年度	実施回数	参加者数
2021	1	16
2022	1	16
2023	**2**	**31**

（7）骨粗しょう症予防講習会

医師や薬剤師、管理栄養士等の多職種による講話を通じて、骨粗しょう症に関する基本的な知識を身につけ、生活習慣を見直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

概要（表 13-17）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 申込制 骨粗しょう症予防をテーマに実施
実施会場	健康福祉会館及びオンライン
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容（表 13-18）

内容	対象	回数	参加者数
医師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士講話	市民、市内給食施設職員等	1	43

実施状況（表 13-19）

年度	実施回数	参加者数
2021	1	23
2022	1	18
2023	**1**	**43**

（８）健康づくり講習会

早期からの生活習慣病予防を目的とし、個々のライフステージに応じた生活習慣や行動を定着させるための健康教育を実施している。

概要（表 13-20）

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 市民が集まる場へ出張し、健康教育を実施
実施会場	町田市立総合体育館・ルミノーゾ町田
周知方法	依頼による

実施内容（表 13-21）

内容	対象	回数	参加者数
健康づくりや食育に関するクイズ、展示	総合体育館利用者	1	64
生活習慣病予防の食事に関する講話及び演習	ルミノーゾ町田利用者	1	8

実施状況（表 13-22）

年度	実施回数	参加者数
2021	2	58
2022	1	98
2023	**2**	**72**

（９）測定会

生活習慣の改善及び健康増進を図るためのきっかけづくりとなるよう、管理栄養士の講話と測定を実施している。

概要（表 13-23）

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 3 回実施 申込制 健康状態を振り返るきっかけ作りのための簡単な測定を実施
実施会場	堺市民センター、南市民センター、木曽森野コミュニティセンター
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容（表 13-24）

内容	対象	回数	参加者数
血管年齢測定 ベジチェック 咀しゃく力チェック 運動教室 管理栄養士講話	市民	3	50

実施状況（表 13-25）

年度	実施回数	参加者数
2021	1	15
2022	2	67
2023	**3**	**50**

14　障がい者等歯科保健推進対策事業

障がい者等の口腔の健全を保ち、健康増進に寄与することを目的に、障がい者等に歯科相談、保健指導を行っている。

歯科相談・保健指導等実施状況（表 14-1）

年度	実施回数	訪問施設数	実施人数	
			集団指導	個別指導
2021	11	8	5	82
2022	7	6	8	62
2023	**8**	**7**	**2**	**71**

15　歯 科 口 腔 健 康 診 査

歯周疾患等の予防と早期発見・早期治療を目的として、歯科口腔健康診査（問診、口腔内診査、予防指導）を実施している。

（１）事業の概要（表 15-1）

対象者	実施日現在で 18～70 歳の方
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申し込み 受診回数は年度内１回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、予防指導
一部負担金	500 円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、後期高齢者医療被保険者証・高齢受給者証・中国残留邦人等の支援給付受給証明書、妊婦無料クーポン券を持っている方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

（２）年度別受診状況（表 15-2）

年度	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
2021	1,083	129	305	649
2022	1,327	163	373	791
2023	**1,394**	**190**	**378**	**824**

（３）年齢別受診状況（表 15-3）

年齢	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
～19	17	8	3	6
20～24	80	17	20	43
25～29	174	35	50	89
30～34	223	33	59	131
35～39	175	20	44	111
40～44	110	16	26	68
45～49	84	13	20	51
50～54	117	12	35	70
55～59	105	16	33	56
60～64	123	10	37	76
65～69	158	10	42	106
70	26	0	9	17
合計	1,392	190	378	824

16　高齢者歯科口腔機能健診

高齢者歯科口腔機能健診を実施することにより、高齢者の口腔機能維持・向上及び全身の健康維持を図ることを目的とする。

問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、歯の清掃状況検査、嚥下機能評価・咀嚼機能評価と、症状に合わせた歯科保健指導（健口体操等）を行っている。

（１）事業の概要（表 16-1）

対象者	実施日現在で 71 歳以上の方
関連する法律・条例	健康増進法第 19 条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申込み 受診回数は年度内 1 回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、嚥下機能評価、咀嚼能力評価と、症状に合わせた歯科保健指導(健口体操等)
一部負担金	600 円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、中国残留邦人等の支援給付受給証明書を持参の方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

（２）年齢別受診人数（表 16-2）

年度	71 歳から 74 歳	75 歳から 79 歳	80 歳から 84 歳	85 歳から 89 歳	90 歳以上	計
2021	125	152	136	81	17	511
2022	124	142	144	98	17	525
2023	**103**	**119**	**133**	**70**	**30**	**455**

（３）判定区分別受診人数（表 16-3）

年度	年齢別	異常なし	低リスク	中リスク	高リスク	受診者数
2021	71 歳から 74 歳	84	5	25	11	125
	75 歳から 84 歳	150	14	77	47	288
	85 歳以上	44	3	27	24	98
2022	71 歳から 74 歳	83	9	27	5	124
	75 歳から 84 歳	167	10	71	38	286
	85 歳以上	53	3	32	27	115
2023	**71 歳から 74 歳**	**72**	**7**	**15**	**9**	**103**
	75 歳から 84 歳	**138**	**14**	**66**	**34**	**252**
	85 歳以上	**45**	**2**	**27**	**26**	**100**

17　高 齢 者 予 防 接 種 事 業

予防接種法に基づき、インフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種を実施している。また、インフルエンザ予防接種について、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会、稲城市医師会と契約し、南多摩五市相互乗入れを実施している。

（1）接種の概要（表 17-1）

対象者	○インフルエンザ： ・接種日現在、65 歳以上の方 ・接種日現在、60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方 ○肺炎球菌： ・年度末年齢 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳の方（未接種者に限る） ・年度末年齢 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方（未接種者に限る）	
	インフルエンザ	肺炎球菌
関連する法律・例規	予防接種法第 2 条、第 5 条	予防接種法第 2 条、第 5 条
実施期間	2023 年 10 月 10 日～2024 年 1 月 31 日	2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
接種回数	年度内に 1 回	一人につき 1 回
一部負担金	2,500 円	各医療機関の料金から 6,500 円を引いた額
実施会場	町田市医師会、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会及び稲城市医師会加入の実施医療機関で接種	市内の指定医療機関で実施
周知方法	「広報まちだ」（インフルエンザのみ）、町田市ホームページに掲載 各市民センター（インフルエンザのみ）、実施医療機関等にポスター掲示 肺炎球菌は上記に加え、年度末年齢が 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳の方に個別通知	

（２）年度別接種状況（表 17-2）

年度	実施件数	
	インフルエンザ	肺炎球菌
2021	51,192	2,846
2022	62,218	3,083
2023	**53,166**	**3,676**

※インフルエンザは、南多摩五市相互乗入れ分及び市内施設との契約分を含む

（３）予防接種助成

指定介護老人福祉施設等に入所されている方に、接種料の一部または全部を助成している。

（４）助成実施の概要（表 17-3）

対象者	指定介護老人福祉施設等に入所し、市の委託外医療機関等でインフルエンザまたは肺炎球菌予防接種を受けた方	
	インフルエンザ	肺炎球菌
助成限度額	2,500 円	6,500 円
関連する法律・例規	町田市施設入所高齢者予防接種助成金交付要綱	町田市施設入所高齢者予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による	
周知方法	「広報まちだ」（インフルエンザのみ）、町田市ホームページに掲載	

インフルエンザ年度別助成状況（表 17-4）

年度	助成件数		
	一般	生保等	合計
2021	62	0	62
2022	60	0	60
2023	**59**	**0**	**59**

肺炎球菌年度別助成状況（表 17-5）

年度	助成件数
2021	5
2022	11
2023	**14**

18　予 防 接 種 事 業

（1）定期予防接種

予防接種法に基づき、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、定期予防接種を実施している。ここでは主に子どもを対象とした定期予防接種について記載する。高齢者の定期予防については、「17　高齢者予防接種」を参照。

接種の概要（表 18-1）

対象者	定期予防接種対象者
関連する法律・例規	予防接種法第 2 条、第 5 条
実施種目	ヒブ、小児用肺炎球菌、B 型肝炎、 四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、不活化ポリオ、 三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、ＢＣＧ（結核）、 ＭＲ（麻しん風しん混合）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、 二種混合（ジフテリア・破傷風）、ＨＰＶ、風しん第 5 期 ロタリックス（1 価）、ロタテック（5 価）
実施状況	個別予防接種 市内の指定医療機関で実施
周知方法	最初の接種機会時に、郵送による個別通知 町田市ホームページに掲載

接種種目と対象年齢（表 18-2）

種目		回数	対象年齢
ヒブ		4 回※	生後 2 か月以上 5 歳未満
小児用肺炎球菌		4 回※	
四種混合 不活化ポリオ 三種混合	第 1 期	4 回	生後 2 か月以上 7 歳 6 か月未満
Ｂ型肝炎		3 回	1 歳未満
ＢＣＧ		1 回	1 歳未満
ＭＲ 麻しん 風しん	第 1 期	1 回	1 歳以上 2 歳未満
	第 2 期	1 回	小学校就学前の 1 年間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日） いわゆる幼稚園児等の年長児
風しん	第 5 期	1 回	1962 年 4 月 2 日～1979 年 4 月 1 日生まれの男性
水痘		2 回	1 歳以上 3 歳未満
日本脳炎	第 1 期	3 回	生後 6 か月以上 7 歳 6 か月未満
	第 2 期	1 回	9 歳以上 13 歳未満
	特例	1 回～4 回	2005 年の積極的な勧奨差し控えにより機会を逃した 2003 年 4 月 2 日～2007 年 4 月 1 日生まれの方は、20 歳未満まで定期接種として無料で受けることが可能
二種混合	第 2 期	1 回	11 歳以上 13 歳未満
ＨＰＶ		3 回	①小学校 6 年生から高校 1 年生相当までの女性 ②積極的勧奨差し控えの期間に接種できなかった平成 9 年度（1997 年度）～平成 18 年度（2006 年度）生まれの女性（キャッチアップ接種）
ロタリックス（1 価）		2 回	生後 6 週以上 24 週未満
ロタテック（5 価）		3 回	生後 6 週以上 32 週未満

※接種を開始した年齢に応じて異なる

定期予防接種　対象年齢早見表（表 18-3）

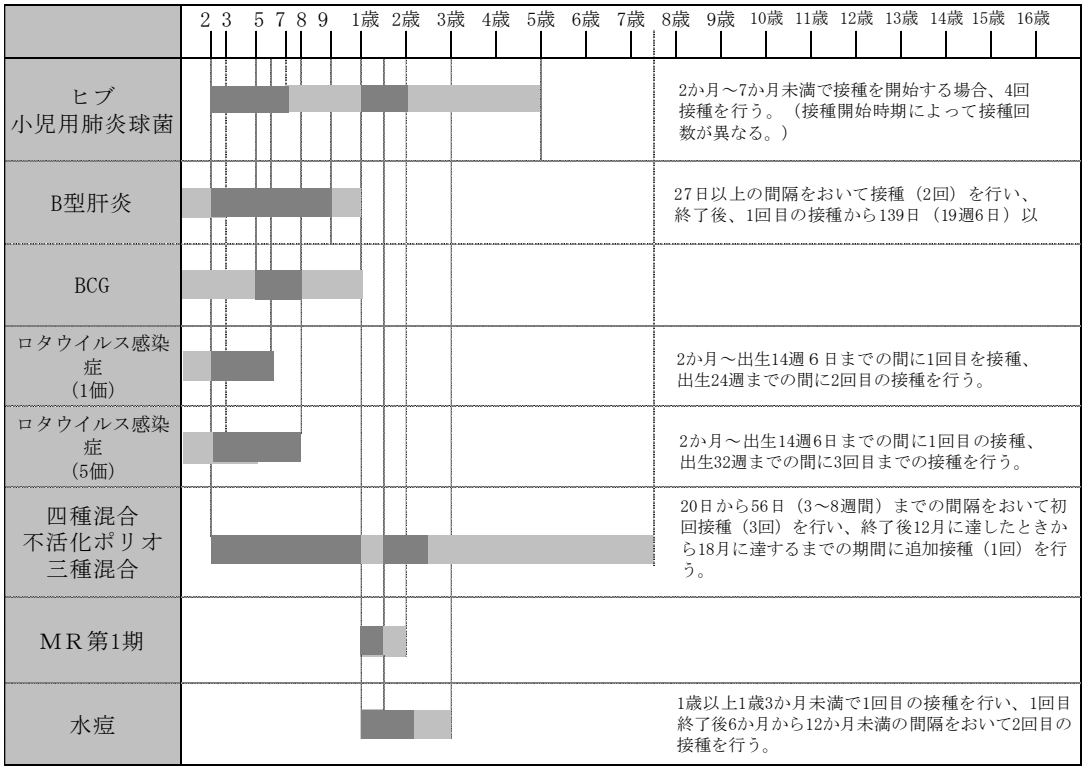

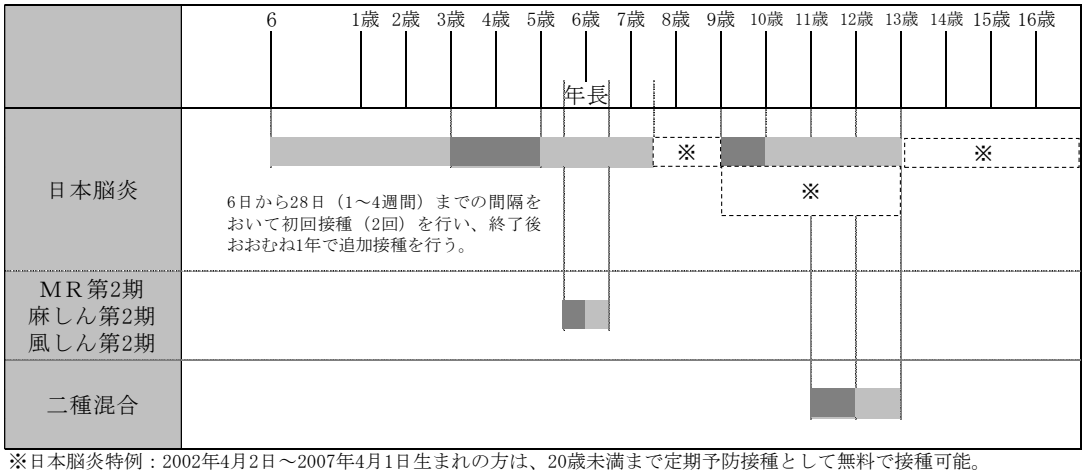

※日本脳炎特例：2002年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、20歳未満まで定期予防接種として無料で接種可能。

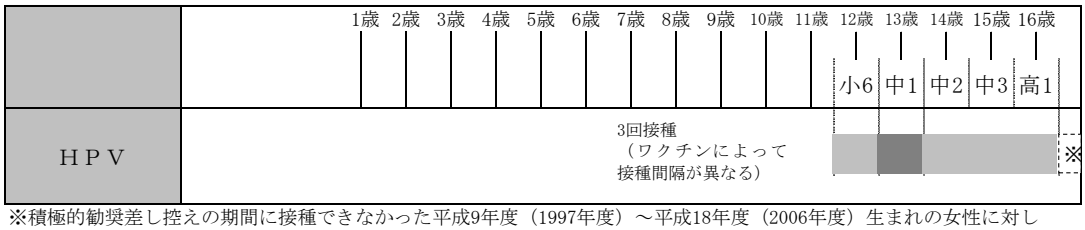

※積極的勧奨差し控えの期間に接種できなかった平成9年度（1997年度）～平成18年度（2006年度）生まれの女性に対して、令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度）の3年間に限り、キャッチアップ接種が可能。

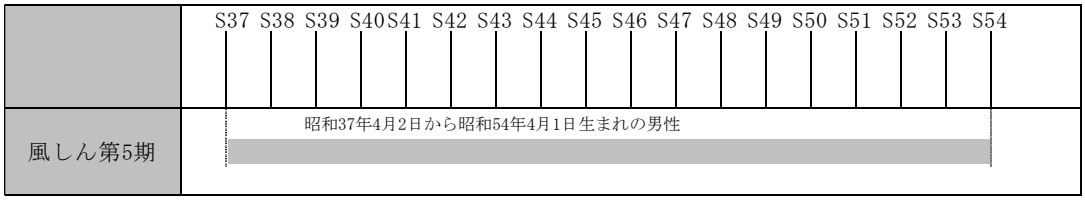

標準的な接種期間　　定期の範囲　　政令の範囲内にある特例実施年齢

接種者数の年次推移（表 18-4）

予防接種の種類			2021	2022	2023
三種混合	初回	1回目	0	0	0
		2回目	0	0	0
		3回目	0	0	1
	追加		0	0	0
	小計		0	0	1
二種混合	第2期		2,942	2,639	2,612
四種混合	初回	1回目	2,153	2,152	2,261
		2回目	2,189	2,222	2,324
		3回目	2,199	2,224	2,381
	追加		2,502	2,347	2,390
	小計		9,043	8,945	9,356
MR	第1期		2,347	2,361	2,346
	第2期		3,186	2,974	2,926
	小計		5,533	5,335	5,272
麻しん			1	0	0
風しん			0	0	0
風しん第5期			406	685	280
日本脳炎	第1期	1回目	2,515	2,677	2,628
		2回目	2,590	2,557	2,553
		追加	1,525	3,627	2,657
	第2期		1,084	3,833	3,536
	小計		7,714	12,694	11,374
日本脳炎(特例)	第1期	1回目	33	9	5
		2回目	38	13	5
		追加	72	47	21
	第2期		81	82	50
	小計		224	151	81
不活化ポリオ	初回	1回目	0	0	0
		2回目	0	0	0
		3回目	0	0	0
	追加		3	1	0
	小計		3	1	0
BCG			2,183	2,203	2,164
ヒブ	初回1回目		2,165	2,120	2,099
	初回2回目		2,166	2,171	2,129
	初回3回目		2,172	2,201	2,151
	追加		2,378	2,355	2,359
	小計		8,881	8,847	8,738
小児用肺炎球菌	初回1回目		2,166	2,120	2,101
	初回2回目		2,168	2,175	2,128
	初回3回目		2,173	2,202	2,150
	追加		2,376	2,352	2,346
	小計		8,883	8,849	8,725
B型肝炎	1回目		2,163	2,113	2,093
	2回目		2,165	2,167	2,124
	3回目		2,211	2,205	2,164
	小計		6,539	6,485	6,381
水痘	1回目		2,350	2,560	2,361
	2回目		2,408	2,090	2,280
	小計		4,758	4,650	4,641
HPV	1回目		887	894	1,505
	2回目		797	873	986
	3回目		643	633	562
	小計		2,327	2,400	3,053
HPV（キャッチアップ）	1回目		－	837	1,475
	2回目		－	606	1,366
	3回目		－	282	1,375
	小計		－	1,725	4,216
ロタリックス（1価）	1回目		1,546	1,517	1,371
	2回目		1,523	1,549	1,391
	小計		3,069	3,066	2,762
ロタテック（5価）	1回目		582	562	702
	2回目		593	569	704
	3回目		600	573	684
	小計		1,775	1,704	2,090
合　計			64,281	70,379	71,746

※相互乗入れ分及び市外接種分（助成金対応）を除く

（２）予防接種助成

里帰りなどの事情により、市外の医療機関で予防接種を受けた方に助成を実施している。

助成実施の概要（表 18-5）

対象者	特別な事情等により、市外の医療機関で予防接種を受けた方
関連する法律・例規	町田市予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	個別通知を郵送、町田市ホームページに掲載

助成実施状況（表 18-6）

年度	件数		
	2021	2022	2023
ヒブ	171	133	148
小児用肺炎球菌	172	133	147
Ｂ型肝炎	140	116	121
四種混合	123	93	140
三種混合	－	－	－
不活化ポリオ	－	－	－
ＢＣＧ	25	16	12
ＭＲ	17	13	12
麻しん	－	－	－
風しん	－	－	－
水痘	25	17	12
日本脳炎	26	27	19
二種混合	2	3	3
ＨＰＶ	9	3	46
ロタリックス	83	66	86
ロタテック	33	43	23
合計	826	663	769

（３）相互乗入れ

2015 年度から八王子市、日野市、多摩市、稲城市と協定を締結し、南多摩五市相互乗入れを実施している。また、2018 年度から相模原市と町田市の二市間において相互乗入れを開始した。

乗入状況（町田市民の他市での接種件数）（表 18-7-1）

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	233	－	43	1	104
小児用肺炎球菌	234	－	43	1	103
Ｂ型肝炎	176	－	34	－	76
四種混合	244	2	45	1	109
三種混合	－	－	－	－	－
不活化ポリオ	－	－	－	－	－
ＢＣＧ	60	－	12	－	29
ＭＲ	131	2	16	－	33
麻しん	－	－	－	－	－
風しん	－	－	－	－	－
水痘	102	－	12	1	39
日本脳炎	283	4	58	3	64
二種混合	73	－	11	1	8
ＨＰＶ	131	5	40	2	29
ロタリックス	99	－	20	－	34
ロタテック	26	－	4	－	23
合計	1792	13	338	10	651

乗入状況（他市民の町田市での接種件数）（表 18-7-2）

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	28	6	9	21	256
小児用肺炎球菌	27	7	9	21	256
Ｂ型肝炎	22	6	6	15	180
四種混合	31	5	10	25	293
三種混合	－	－	－	－	－
不活化ポリオ	－	－	－	－	－
ＢＣＧ	7	1	2	2	53
ＭＲ	14	3	3	10	107
麻しん	－	－	－	－	－
風しん	－	－	－	－	－
水痘	11	3	3	13	129
日本脳炎	53	－	8	16	205
二種混合	9	－	1	3	40
ＨＰＶ	6	2	－	2	42
ロタリックス	16	－	4	3	70
ロタテック	3	3	－	10	90
合計	227	36	55	141	1721

（4）大人の風しん任意予防接種

風しんの流行及びそれに伴う胎児の先天性風しん症候群感染の防止対策として、風しんの任意予防接種への費用助成を実施している。

接種の概要（表 18-8）

対象者	19 歳以上の町田市民で、1.妊娠を予定または希望する女性　2.1.の配偶者等同居者 3.妊婦の配偶者等同居者で、いずれかの条件を満たす方 ※昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性を除く
条件	①抗体検査事業の検査結果において低抗体者と判断された場合 ②妊婦健診で低抗体価であった女性が出産後に接種を受ける場合 ③自身で抗体検査を受けたケース等で低抗体価と確認できる場合 ※低抗体価：HI 抗体価：16 倍以下、EIA 価：8.0 未満
実施期間	2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載
自己負担	なし（無料）

年度別接種状況（表 18-9）

年度	実施件数	
	風しん	ＭＲ
2021	8	407
2022	9	448
2023	**25**	**482**

（５）ＭＲフォロー予防接種

ＭＲ予防接種を定期の接種回数分受けていない方を対象に、任意予防接種としてフォロー接種を実施している。

接種の概要（表 18-10）

対象者	①ＭＲワクチン第１期を受けたことがなく、第２期を迎える前の方 ②第２期の接種期間を経過した 19 歳未満の方で、ＭＲワクチンの接種回数が２回未満の方
接種回数	対象者①：１回のみ 対象者②：ＭＲ接種を１回受けたことがある場合、１回のみ ＭＲ接種を受けたことが無い場合、２回まで
実施期間	2023 年４月１日～2024 年３月 31 日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載

年度別接種状況（表 18-11）

年度	実施件数	
	第１期	第２期
2021	27	68
2022	25	55
2023	**41**	**89**

（６）町田市予防接種再接種助成金

病気の治療のため骨髄移植その他の治療を受けたことにより予防接種の免疫が消失し、接種済みの定期予防接種の効果が期待できず、再接種により免疫を得られる効果が期待できると医師に判断された方を対象に、助成を実施している。

助成実施の概要（表 18-12）

対象者	造血幹細胞移植等を受けたことにより、既に接種した予防接種の予防効果が期待できなくなり、かつ、当該予防接種を再度接種すること（再接種）により予防効果が期待できると医師に判断されている方及びその保護者
関連する法律・例規	町田市予防接種再接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	町田市ホームページに掲載

助成実施状況（表 18-13）

年度	件数		
	2021	2022	2023
ヒブ	－	－	3
小児用肺炎球菌	－	－	－
Ｂ型肝炎	－	－	－
四種混合	－	3	3
三種混合	2	－	－
不活化ポリオ	2	－	－
ＢＣＧ	－	－	－
ＭＲ	2	1	3
麻しん	－	－	－
風しん	－	－	－
水痘	1	1	2
日本脳炎	－	2	－
二種混合	－	－	－
ＨＰＶ	－	－	－
ロタリックス	－	－	－
ロタテック	－	－	－
合計	7	7	11

（7）ＨＰＶワクチン予防接種費用の助成

積極的勧奨差し控えたことにより接種機会を逃し自費で接種した方に対し、接種にかかった費用の一部を助成している。2022 年 10 月から事業を開始した。

助成実施の概要　（表 18-14）

対象者	以下をすべて満たす方 ・2022 年 4 月 1 日において、町田市に住民登録がある ・1997 年 4 月 2 日から 2005 年 4 月 1 日に生まれた女性 ・ＨＰＶワクチンに係る定期接種において、3 回の接種を完了していないこと ・2013 年 6 月 14 日から 2022 年 3 月 31 日までの間に、日本国内の医療機関で 2 価（サーバリックス）または 4 価（ガーダシル）の接種を自費で受けたこと
助成額	予防接種にかかった費用（上限 18,300 円／回） 予診料（上限 2,700 円）
関連する法律・例規	町田市ヒトパピローマウイルス感染症予防接種助成金交付要綱 町田市予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	事業開始時に、郵送による個別通知 町田市ホームページに掲載

ＨＰＶワクチン予防接種費用助成決定件数（表 18-15）

年度	助成決定数
2022	123
2023	15

（８）帯状疱疹ワクチン予防接種費用の助成

帯状疱疹ワクチン予防接種に係る個人負担の軽減を図るため、2023 年 7 月から接種費用の一部を助成している。

助成実施の概要　（表 18-16）

対象者	接種日時点において、50 歳以上の町田市民
助成回数	一度の接種につき、 弱毒性水痘ワクチン（生ワクチン）は 1 回 または、乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）は接種完了までの計 2 回
助成額	弱毒性水痘ワクチン（生ワクチン）　5,000 円/回 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）　10,000 円/回
自己負担額	各医療機関の設定料金から上記助成額を引いた額
実施期間	2023 年 7 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
周知方法	広報まちだ、町田市ホームページに掲載

助成実施状況　（表 18-17）

ワクチンの種類		2023
弱毒性水痘ワクチン（生ワクチン）		1,771
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）	1 回目	7,199
	2 回目	6,287
	小計	13,486
合計		15,257

（９）臨時予防接種

予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施している。

接種の概要（表 18-18）

対象者	接種日に住民基本台帳に登録されている生後 6 か月以上の方
関連する法律・例規	予防接種法第 6 条第 3 項
実施状況	個別接種（病院・診療所・往診での接種） 集団接種（公共施設での接種）　　施設接種（高齢者施設等での接種）
自己負担	なし（無料）
周知方法	広報紙の配布（2 回配布） ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報配信（随時） 広報まちだへの掲載(随時) 町田市ホームページへの掲載（随時）

2023 年度の接種状況（表 18-19）

年齢	1 回目 接種者数	2 回目 接種者数	3 回目 接種者数	4 回目 接種者数	5 回目 接種者数	6 回目 接種者数	7 回目 接種者数
65 歳以上	45	48	144	671	6,213	71,447	55,221
60 歳から 64 歳	2	3	27	141	2,724	6,267	975
50 歳から 59 歳	13	15	75	408	12,609	3,946	2,196
40 歳から 49 歳	9	10	81	321	5,791	1,892	956
30 歳から 39 歳	11	18	69	278	2,593	839	415
20 歳から 29 歳	21	21	102	248	1,675	461	193
12 歳から 19 歳	25	22	87	360	1,541	19	1
5 歳から 11 歳	37	35	177	717	88	－	－
生後 6 か月から 4 歳	108	107	122	74	－	－	－
合計	271	279	884	3,218	33,234	84,871	59,957

※健康管理システムのデータ（2024 年 5 月 15 日 0 時時点）に基づき作成。

市の集団接種や病院・診療所での個別接種のほか、都道府県が設置する大規模接種会場等での接種を受けた方を含みます。

19　母 子 健 康 診 査 事 業

母子保健法に基づき、妊産婦及び乳幼児を対象として、疾病や障がいの早期発見・早期治療を目的に、健康診査・保健指導等を実施している。

（1）妊婦健康診査

妊婦健康診査は妊産婦及び乳児の死亡率の低下、流産・早産・死産の防止等を図るとともに、妊婦の健康管理を目的として実施している。必要な方には保健指導等も行っている。

健診の概要（表 19-1）

対象者	妊婦	
関連する法律・例規	母子保健法第 13 条　妊婦健康診査実施要領	
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 都外から転入された方には申し出があった時に交付 東京都内及び相模原市（2004 年 10 月から実施）、横浜市・川崎市・大和市等（2009 年 4 月から実施）近隣市の指定医療機関で個別に受診	
健診内容	妊婦健診 1 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV 抗体(2016 年度から実施)、梅毒血清反応検査、HB s 抗原検査、C 型肝炎(2017 年度までは 2～14 回目)、風疹抗体価検査
	妊婦健診 2～14 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、選択検査(1 項目選択)：クラミジア抗原、経膣超音波、血糖、貧血、B 群溶連菌、NST、HTLV-1
	妊婦超音波検査	超音波検査（1 回分。2023 年 10 月以降の妊娠届出者は 4 回分。）
	妊婦子宮頸がん検診	子宮頸がん検診
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等	

受診状況（表 19-2）

区分	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
妊婦健康診査 1 回目	2,028	1,832	196	9.7
妊婦健康診査 2～14 回目	23,079	21,482	1,597	6.9
妊婦健康診査（妊婦超音波検査）	2,898	2,838	60	2.1
妊婦健康診査（子宮頸がん検診）	1,631	1,604	27	1.7

年度別受診状況（表 19-3）

○妊婦健康診査 1 回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2021	2,087	2,017	70	3.4
2022	2,137	1,992	145	6.8
2023	**2,028**	**1,832**	**196**	**9.7**

○妊婦健康診査 2～14 回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2021	23,907	22,643	1,264	5.3
2022	23,219	21,941	1,278	5.5
2023	**23,079**	**21,482**	**1,597**	**6.9**

○妊婦健康診査（超音波）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2021	1,867	1,819	48	2.6
2022	1,873	1,827	46	2.5
2023	**2,898**	**2,838**	**60**	**2.1**

○妊婦健康診査（子宮頸がん）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2021	1,698	1,683	15	0.9
2022	1,702	1,682	20	1.2
2023	**1,631**	**1,604**	**27**	**1.7**

（２）里帰り出産等における妊婦健康診査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「妊婦健康診査受診票」を使用できない医療機関や助産所で、妊婦健康診査を受診された妊婦に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要（表 19-4）

対象者	①妊婦健康診査受診票を使用できない日本国内の医療機関（助産所含む）で妊婦健康診査を受診し、その受診費用を全額自己負担で支払った方 ②妊婦健康診査受診日に町田市の住民であった方
関連する法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込みによる
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 19-5）

年度	実施件数	助成額
2021	303	9,110,497
2022	308	8,573,237
2023	**254**	**7,439,947**

（３）新生児聴覚検査

聴覚障がいが疑われる新生児等の早期発見及び早期療育を図ることを目的として実施している。

健診の概要（表 19-6）

対象者	町田市民の方が、出産した新生児	
関連する法律・例規	町田市新生児聴覚検査実施要領	
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 都外から転入された方には申し出があった時に交付 東京都内及び相模原市、大和市、横浜市、川崎市等近隣市の指定医療機関で個別に受診（原則出生した医療機関にて生後 50 日に達する日までに受診） ※2019 年度から東京都共通方式で実施 ※2017 年度～2018 年度は、町田市独自で実施（市内及び近隣市の指定医療機関で生後 1 か月未満に個別で受診）	
健診内容	初回検査	耳音響放射検査（ＯＡＥ）または自動聴性脳幹反応検査（自動ＡＢＲ）
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等	

年度別受診状況（表 19-7）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2021	1,678	1,674	4	0.2
2022	1,646	1,636	10	0.6
2023	**1,661**	**1,651**	**10**	**0.6**

（４）里帰り出産等における新生児聴覚検査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「新生児聴覚検査受診票」を使用できない医療機関で新生児聴覚検査を受診された方に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要（表 19-8）

対象者	①町田市民の方が、出産した新生児 ②原則生後 50 日に達する日までに、新生児聴覚検査受診票を使用できない日本国内の医療機関で新生児聴覚検査を受診し、その検査費用を全額自己負担で支払った方 ③新生児聴覚検査受診日に母親が町田市の住民であった方
関連する法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込みによる
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 19-9）

年度	実施件数	助成額
2021	238	711,700
2022	299	895,100
2023	**219**	**657,100**

（５）乳幼児健康診査

乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を行い、身体発育・精神発達の重要な時期に健康診査を実施している。1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査は同時に歯科健診も行っている。

また、必要に応じて栄養相談、保育相談、心理相談、歯科保健指導、スポットビジョンスクリーナーによる視覚検査（3 歳児健診のみ）を実施し、異常の見られる乳幼児に対しては医療機関紹介、経過観察 健診、発達健診などで継続指導を実施している。

健診の概要（表 19-10）

関連する法律・例規	母子保健法第 12・13 条。町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳児健康診査（6 か月児・9 か月児）実施要領 町田市 1 歳 6 か月児健康診査実施要領 町田市 3 歳児健康診査実施要領
周知方法	個別に通知　「まちだ子育てサイト」への掲載等

健診の内容・対象（表 19-11）

区分	対象・内容
3～4 か月児健康診査	対象は 3～4 か月の乳児　通知時期は 3 か月 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで年 55 回実施 内容は診察・身体計測・個別相談（栄養・保育・歯科） 小児科医師 3 人（鶴川保健センター、小山市民センター、忠生保健センターは 2 人）出動
6～7 か月児健康診査	対象は 6～7 か月の乳児　通知時期は 5 か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
9～10 か月児健康診査	対象は 9～10 か月の乳児　通知時期は 5 か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
1 歳 6 か月児健康診査	対象は満 1 歳 6 か月を超え満 2 歳に達しない幼児　通知時期は 1 歳 5 か月 医科は町田市内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 歯科は健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで年 49 回実施 歯科医師 2 人出動 歯科健診と同時に保育相談を実施 内容は診察（小児科・歯科）・身体測定・個別相談（栄養・保育・心理）
3 歳児健康診査	対象は満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児　通知時期は 3 歳 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで医科・歯科の健診を年 60 回実施 内容は診察（小児科・歯科）・身体測定・視力・聴覚・尿検査・個別相談（栄養・保育・心理） 小児科医師 3 人、歯科医師 2 人（鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターは小児科医師 2 人、歯科医師 2 人）出動

3～4 か月児健康診査受診状況（人）（表 19-12）

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	異常なし	有所見者数
2021	63	2,272	2,219	97.7	1,668	551
2022	57	2,283	2,244	98.3	1,623	621
2023	**55**	**2,330**	**2,270**	**97.4**	**1,649**	**621**

3～4 か月児健康診査結果（表 19-13）

区分	精密健診	受診（治療）勧奨	他機関管理中	経過観察	一時的指導	合計
有所見延人数	51	158	221	21	232	683
発育	1	9	13	11	32	66
皮膚	4	110	120	0	68	302
頭頸部	3	3	4	0	7	17
顔面口腔	1	0	4	0	6	11
眼	4	6	6	0	1	17
耳鼻咽喉	3	1	4	0	5	13
胸部・腹部	2	1	36	0	2	41
そけい外陰部	3	4	9	0	8	24
背部	2	1	1	0	1	5
四肢	25	1	6	0	0	32
発達・神経	2	18	14	10	17	61
その他	1	4	4	0	85	94

6～7 か月児健康診査結果（表 19-14）

年度	受診者数	判定内訳							
		問題なし	問題あり	疑い	不明	当院で行う	市で行う	他機関管理中	その他
2021	2,345	2,157	99	89	0	763	4	34	2
2022	2,293	2,096	92	101	4	756	2	35	3
2023	**2,249**	**2,051**	**89**	**108**	**1**	**703**	**6**	**42**	**1**

9～10 か月児健康診査結果（表 19-15）

年度	受診者数	判定内訳							
		問題なし	問題あり	疑い	不明	当院で行う	市で行う	他機関管理中	その他
2021	2,383	2,211	92	80	0	752	9	32	1
2022	2,269	2,127	77	60	5	673	6	24	0
2023	**2,266**	**2,112**	**77**	**72**	**5**	**692**	**5**	**32**	**1**

1 歳 6 か月児健康診査受診状況（表 19-16）

年度	通知件数	受診者数	受診率	判定内訳	
				異常なし	有所見者数
2021	2,651	2,495	94.1	2,247	248
2022	2,568	2,428	94.5	2,194	234
2023	**2,548**	**2,399**	**94.2**	**2,165**	**234**

※1 歳 6 か月児歯科健康診査の概要・受診状況は、表 19-30～表 19-35 参照

3 歳児健康診査受診状況（表 19-17）

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	判定内訳	
					異常なし	有所見者数
2021	66	2,833	2,703	95.4	1,986	717
2022	59	2,858	2,685	93.9	1,868	817
2023	**60**	**3,118**	**2,942**	**94.4**	**1,751**	**1,191**

※3 歳児歯科健康診査の概要・受診状況は、表 19-30～表 19-35 参照

3 歳児健康診査結果（表 19-18）

区分	精密健診	受診（治療）勧奨	他機関管理中	経過観察	一時的指導	合計
有所見延人数	277	430	276	5	584	1,572
発育	6	8	15	0	47	76
皮膚	0	28	34	0	27	89
顔面・口腔・頭頸部	0	0	4	0	3	7
眼	241	14	30	0	10	295
耳鼻咽喉	8	6	21	0	34	69
胸部腹部	8	6	13	0	3	30
そけい外陰部	10	9	5	0	9	33
背部四肢	4	3	1	0	4	12
運動	0	0	3	0	0	3
精神	0	1	50	2	100	153
言語	0	2	91	2	145	240
日常習慣	0	3	3	0	145	151
その他	0	350	6	1	57	414
尿蛋白陽性（再掲）	0	61	0	0	0	61

3 歳児健康診査（視力・聴力）結果（表 19-19）

区分	受診者数	判定内訳				要精密率
		異常なし	要再検査	要精密	その他	
視力	2,942	2,666	2	241	33	8.2
聴力	2,942	2,882	33	8	19	0.3

3 歳児健康診査（心理相談）結果（表 19-20）

区分	相談項目延数	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭環境の問題	疾患障害の疑い	その他
要精密	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要継続	366	1	22	106	4	119	75	7	22	6	4	0
助言のみ	188	0	1	78	4	58	22	7	9	8	1	0
特になし	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
合計	556	1	23	184	8	178	98	14	31	14	5	0

（6）乳幼児経過観察・発達健康診査

一般健康診査の受診結果で要経過観察と判断された子や、運動・精神発達に遅延等が疑われる子に対して定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努めることを目的に、経過観察・発達健康診査を実施している。また、必要に応じて栄養・保育相談を実施し、有所見者に対しては医療機関、療育機関等の紹介をして継続指導を行っている。

健診の概要（表 19-21）

関連する法律・例規	母子保健法第 12・13 条 町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳幼児発達健康診査実施要領 町田市 1 歳 6 か月児健康診査実施要領 町田市 3 歳児健康診査実施要領

健診の内容・対象（表 19-22）

区分	内容	対象
乳幼児経過観察 健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 6 回実施	各健診の結果、要経過観察と判断された子 また、健診が必要と判断された子
乳幼児発達健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 6 回実施	各健診の結果、運動・精神発達遅延等が疑われ、発達面での経過観察が必要と判断された子 また、健診が必要と判断された子
経過観察健康診査 （心理個別）	予約制 健康福祉会館、各健診会場で実施 1 歳 6 か月児健診で年 49 回 3 歳児健診で 60 回の経過観察を実施 心理相談員出動	1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の結果、心理面で要経過観察と判断された子 また、心理面の健診が必要と判断された子

乳幼児経過観察健康診査受診状況（表 19-23）

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち有所見者数
2021	6	24	24	100.0	4
2022	6	36	32	88.9	7
2023	**10**	**37**	**30**	**81.1**	**12**

乳幼児発達健康診査受診状況（表 19-24）

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち有所見者数
2021	6	43	40	93.0	12
2022	6	37	32	86.5	8
2023	**6**	**37**	**32**	**86.5**	**7**

1 歳 6 か月児・3 歳児経過観察健康診査（心理・個別）実施状況（表 19-25）

年度	1 歳 6 か月経過観察		3 歳児経過観察	
	実施回数	来所者数	実施回数	参加者実数
2021	31	342	30	259
2022	35	279	36	307
2023	**49**	**304**	**60**	**305**

（７）妊婦・乳幼児精密健康診査

各健康診査の結果、診断の確定について不十分な点を補うべく、専門医療機関で精密検査を行い、各健康診査の強化を図ることを目的に実施している。

健診の概要（表 19-26）

対象者	各健康診査で精密健康診査が必要と判断された方		
	対象年齢	妊婦精密健康診査	なし
		乳幼児精密健康診査	満 1 歳未満
		1 歳 6 か月児精密健康診査	1 歳 6 か月～満 2 歳未満
		3 歳児精密健康診査	3 歳～満 4 歳未満
関連する法律・例規	母子保健法第 12・13 条 町田市精密健康診査実施要領		

精密健康診査受診状況（表 19-27）

年度	妊婦精密健康診査			乳児精密健康診査			1 歳 6 か月児精密健康診査		
	受診票発行数	結果把握数	有所見者数	受診票発行数	結果把握数	有所見者数	受診票発行数	結果把握数	有所見者数
2021	0	0	0	58	55	37	1	1	0
2022	0	0	0	55	55	32	3	3	3
2023	**0**	**0**	**0**	**52**	**59**	**35**	**1**	**1**	**1**

年度	3 歳児精密健康診査			合計		
	受診票発行数	結果把握数	有所見者数	受診票発行数	結果把握数	有所見者数
2021	192	223	163	251	279	200
2022	275	234	191	333	292	226
2023	**277**	**286**	**258**	**330**	**346**	**294**

○受診票発行数----年度内に発行した受診票の対象者数
○結果把握数----年度内に把握した結果の数で、年度をまたがっている場合がある
○有所見者数----結果把握数のうち、所見があった方の数

（８）母子歯科健康診査

ア　妊婦歯科健康診査

妊婦の歯科疾患の早期発見・早期治療を図ることを目的に実施している。

健診の概要（表 19-28）

対象者	町田市在住の妊婦（妊婦無料クーポンをお持ちの方）
関連する法律・例規	母子保健法第 13 条　町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診方法	妊娠届受理時に配布する「母と子の保健バッグ」に妊婦無料クーポンを封入 歯科口腔健康診査実施歯科医院に直接申し込みをした上で受診
健診の内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、清掃等の状況検査、予防指導
周知方法	町田市ホームページに掲載 冊子「ぷれぴよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

イ　幼児歯科健康診査

幼児へのむし歯予防の一環として、歯科健康診査とむし歯予防の処置を実施している。また、保護者のむし歯予防への関心を高めるために、歯科保健指導や歯みがき指導等も実施している。

健診・指導の概要（表 19-29）

事業名一覧	1 歳 6 か月児歯科健康診査　2 歳児歯科健康診査 2 歳 6 か月児歯科健康診査　3 歳児歯科健康診査 むし歯予防教室　園児むし歯予防教室
対象者	おおむね 8 か月児から 4 歳未満児まで 園児むし歯予防教室は保育園・幼稚園児（0 歳児～5 歳児）
関連する法律・例規	母子保健法第 13 条 町田市産婦健康診査実施要領
実施会場	1 歳 6 か月児歯科健康診査と 3 歳児歯科健康診査は健康福祉会館、鶴川保健センター、忠生保健センター、小山市民センターで実施 2 歳児歯科健康診査は健康福祉会館と 2016 年度から忠生保健センター、2017 年度から鶴川保健センターでも実施 2 歳 6 か月児歯科健康診査は休止中 むし歯予防教室は乳幼児・母性相談に吸収 園児むし歯予防教室は希望する保育園・幼稚園に歯科衛生士が訪問して実施
周知方法	個別に通知　　冊子「ぷれぴよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

対象者と内容（表 19-30）

事業名	対象者	内容
1 歳 6 か月児 歯科健康診査	満 1 歳 6 か月を越え満 2 歳に達しない幼児 全員	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健センター・小山市民センターで年 49 回実施健診、歯科保健指導、2022 年度よりフッ素塗布を実施。歯科医師 2 人出動
2 歳児歯科 健康診査	満 2 歳を越え満 3 歳に達しない幼児 全員	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健センターで年 39 回実施。健診、歯科保健指導、フッ素塗布を実施。歯科医師 2 人出動
2 歳 6 か月児 歯科健康診査	―	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健センターで実施。健診、歯科保健指導、フッ素塗布を実施。歯科医師 2 人出動。2021 年度以降は休止。
3 歳児歯科 健康診査	満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児 全員	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健センター・小山市民センターで年 60 回実施。健診、歯科保健指導を実施。歯科医師 2 人出動
むし歯予防 教室	満 2 か月を超え就学前までの幼児	歯科衛生士がむし歯予防指導、歯みがき指導を実施。2021 年度から、乳幼児・母性相談に吸収
園児むし歯 予防教室	保育園・幼稚園児（0 歳児～5 歳児）	希望する保育園・幼稚園に歯科衛生士が訪問し、年 76 回実施。歯科保健指導、歯みがき指導、歯垢の染め出し等を実施。

歯科健康診査受診状況（表 19-31）

区分	実施回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子		
			O1	O2	A	B	C
1 歳 6 か月児歯科健康診査	49	2,349	1,074	1,260	13	0	2
2 歳児歯科健康診査	39	1,792	826	944	18	3	1
2 歳 6 か月児歯科健康診査	―	―	―	―	―	―	―
3 歳児歯科健康診査	60	2,930	1,752	1,042	101	30	5
合計	148	7,071	3,652	3,246	132	33	8

※記号の説明
O1：むし歯がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子
O2：むし歯はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にむし歯ができる不安がある子
A：上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみにむし歯のある子
B：臼歯部、及び上顎前歯部にむし歯のある子
C：下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある子

歯科保健指導等実施状況（表 19-32）

区分	実施回数	受診者数 参加者数	歯科 保健指導	歯みがき 指導	スケーリング （歯石除去）	ポリッシング （色素沈着除去）
1 歳 6 か月児歯科健康診査	49	2,349	※3,338	12	0	1
2 歳児歯科健康診査	39	1,792	※2,507	839	5	3
2 歳 6 か月児歯科健康診査	―	―	―	―	―	―
3 歳児歯科健康診査	60	2,930	※4,200	0	1	0
乳幼児母性相談（歯科）	38	1,190	200	127	―	―
園児むし歯予防教室	76	4,193	4,193	158	―	―
子育てひろば	4	18	18	―	―	―

※歯科医師、歯科衛生士による個別指導の延べ件数

フッ素塗布受診状況（表 19-33）

区分	むし歯のある子		フッ素塗布		
	総　数	総本数	回数	総　数	総本数
1 歳 6 か月児	13	31	49	2,023	29,315
2 歳児	22	49	39	1,662	27,882
2 歳 6 か月児	―	―	―	―	―
3 歳児	136	406	―	―	―
合計	171	486	88	3,685	57,197

※フッ素塗布は 1 歳 6 か月児と 2 歳児と 2 歳 6 か月児に実施

年度別受診状況（表 19-34）

年度	1歳6か月児歯科健康診査							
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			フッ素塗布受診者数
			O1	O2	A	B	C	
2021	51	2,345	845	1,481	14	3	2	―
2022	50	2,365	1,066	1,285	12	2	0	2,045
2023	**49**	**2,349**	**1,074**	**1,260**	**13**	**0**	**2**	**2,023**

年度	2歳児歯科健康診査							
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			フッ素塗布受診者数
			O1	O2	A	B	C	
2021	39	1,758	762	972	20	3	1	1,661
2022	39	1,796	762	1,012	19	2	1	1,687
2023	**39**	**1,792**	**826**	**944**	**18**	**3**	**1**	**1,662**

年度	2歳6か月児歯科健康診査（休止中）							
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			フッ素塗布受診者数
			O1	O2	A	B	C	
2021	―	―	―	―	―	―	―	―
2022	―	―	―	―	―	―	―	―
2023	**―**	**―**	**―**	**―**	**―**	**―**	**―**	**―**

年度	3歳児歯科健康診査						
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子		
			O1	O2	A	B	C
2021	66	2,685	1,587	942	113	35	8
2022	59	2,682	1,525	992	118	41	6
2023	**60**	**2,930**	**1,752**	**1,042**	**101**	**30**	**5**

年度	園児むし歯予防教室				乳幼児母性相談			
	回数	参加者数	歯科保健指導	歯みがき指導	回数	参加者数	歯科保健指導	歯みがき指導
2021	69	2,584	2,584	0	36	897	156	84
2022	78	3,755	3,755	127	36	797	179	94
2023	**76**	**4,193**	**4,193**	**158**	**38**	**1,190**	**200**	**127**

※記号の説明
O1：むし歯がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子
O2：むし歯はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にむし歯罹患の不安がある子
A：上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみにむし歯のある子
B：臼歯部、及び上顎前歯部にむし歯のある子
C：下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある子

20　母 子 保 健 指 導 事 業

（1）母親学級

ア　母親学級母性科（母親学級）

妊婦を対象に妊娠中の衛生・栄養・出産の正しい知識・産褥期の注意・新生児の保育等の指導を実施し、母子の健康の増進を図っている。

学級の概要（表 20-1）

対象者	妊娠 16 週～35 週までの初妊婦の方とその夫
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条　町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館
学級の内容	Ａコース（2 日間・6 回）助産師、歯科衛生士、管理栄養士等による講話や実技 Ｂコース（1 日・12 回）助産師・保健師による沐浴、新生児の保育体験 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

学級の日程（表 20-2）

日程		内容		参加者数	
A	一日目	オリエンテーション	助産師		
		こころとからだの変化		妊婦	115
		歯の衛生	歯科衛生士	夫	37
		栄養と食生活	管理栄養士	合計	152
	二日目	分娩経過	助産師	妊婦	124
		お産の時のリラックス法		夫	39
		産後のライフスタイル		合計	163
B		オリエンテーション	保健師	妊婦	305
		沐浴体験、新生児の保育体験	保健師	夫	290
			助産師	合計	595
合計					910

実施状況（表 20-3）

年度	実施回数	日数	参加者数
2021	A コース①6 回②6 回実施 B コース年 11 回実施	23	597
2022	A コース①6 回②6 回実施 B コース年 12 回実施	24	667
2023	**A コース①6 回②6 回実施** **B コース年 12 回実施**	**24**	**910**

※新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴い、2023 年度 6 月から AB コースともに 20 組から 30 組へ増枠

イ　多胎児の会

多胎児を育てている方、これから出産予定の方を対象に、情報交換や遊び等を通じて子育てを支援することを目的に、母親学級育児科の事業として実施している。

実施状況（表 20-4）

対象者	妊娠 16 週～35 週までの町田市在住の妊婦
関連する 法律・例規	母子保健法第 9 条　町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館
事業の内容	管理栄養士による講話　調理実習　会食 12 回実施　申し込み制 食材料費として参加費 500 円を徴収
周知方法	「母と子の保健バッグ」へのチラシ封入 「まちだ子育てサイト」への掲載等

※事業見直しのため開催無し

（２）健康教育

ア　栄養健康教育

小児の食物アレルギーの有病率が増加しているなか、食物アレルギーの正しい知識の普及と情報提供を図るとともに、保護者の不安を和らげることを目的とし、講演会を実施している。

講座の内容（表 20-5）

対象者	食物アレルギー等の心配がある乳幼児の保護者
関連する法律・例規	アレルギー疾患対策基本法　母子保健法第 9 条　町田市母親学級実施要領
実施会場	オンラインによる実施（会場聴講者のみ市庁舎）
講習の内容	小児科アレルギー専門医師による食物アレルギーに関する講演 年 1 回実施
周知方法	「広報まちだ」、「まちだ子育てサイト」、LINE 配信、チラシ、SNS

講座の内容・実施状況（表 20-6）

日時	対象者	内容	講師	参加者数	
2024 年 2 月 16 日	食物アレルギーやアトピー性皮膚炎の心配がある乳幼児の保護者（それ以外の方も可）	専門医が教える！食物アレルギーとアトピー性皮膚炎の最新情報と正しい対処法	独立行政法人 国立病院機構 相模原病院 小児科医及び 看護師	大人 給食施設職員 合計	34 11 45

イ　離乳食講習会

乳児の栄養・食生活についての正しい情報提供を保護者へ行い、乳児の健康増進を図るとともに、乳児と保護者の交流を通して社会性を育てることを目的として実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消及び情報交換の場として位置づけている。

講習の概要（表 20-7）

対象者	4～6 か月児・8～10 か月児の保護者
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条　町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館　鶴川保健センター　オンライン
講習の内容	管理栄養士・歯科衛生士・保育士による講話　試食等 初期（4～6 か月児の保護者が対象）　後期（8～10 か月児の保護者が対象） 年 40 回実施（初期 24 回・後期 16 回） 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

講習内容（表 20-8）

区分	対象	内容	従事者
初期	4～6 か月児の保護者	離乳初期から中期について 試食	管理栄養士 保育士
後期	8～10 か月児の保護者	離乳後期から完了期について むし歯予防について 保育について 試食	管理栄養士 歯科衛生士 保育士

実施状況（表 20-9）

区分	回数	申込者数	参加者数			個別相談者
			申込者	申込者以外	子ども	
初期	24	466	379	11	261	1
後期	16	200	143	5	95	0
合計	40	666	522	16	356	1

年度別実施状況（表 20-10）

年度	回数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子ども
2021	45	467	7	332
2022	40	459	5	313
2023	**40**	**522**	**16**	**356**

ウ　幼児食講習会

離乳食講習会と同様に、幼児の栄養・食生活を理解してもらうとともに、幼児の健康増進を図り、幼児と保護者の交流を通して、地域性を育てることを目的に実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消の場として位置づけている。

講習の概要（表 20-11）

対象者	1 歳 6 か月～2 歳 0 か月の子と保護者
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条　町田市母親学級実施要領
実施会場	オンライン
講習の内容	管理栄養士による講話 年 2 回実施　　申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」に掲載 LINE 配信、ちらし、SNS 等

実施状況（表 20-12）

回数	申込者数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子ども
2	25	18	0	0

年度別実施状況（表 20-13）

年度	回数	参加者数			
		申込者	申込者以外	子ども	
2021	1	19	0	0	※オンライン開催
2022	2	12	0	0	※オンライン開催
2023	**2**	**18**	**0**	**0**	※オンライン開催

（３）健康相談

母子の健康を維持することを目的に、乳幼児の身長・体重測定、保育相談、栄養相談と産後の母体の相談、歯やお口の相談等を健康福祉会館及び各市民センター等で、定期的に保健師、助産師、管理栄養士及び歯科衛生士が実施している。

ア　乳幼児相談

保育相談、栄養相談、歯科相談、乳幼児の身長・体重測定等を実施している。

相談の概要（表 20-14）

対象者	2 か月～就学前までの子と親
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条
実施会場	健康福祉会館、鶴川保健センター、子どもセンター「ばあん」、忠生保健センター、小山市民センター
相談内容	保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談　乳幼児の身長・体重測定 相談内容：子育て、栄養、乳幼児の身体、お口のケア法等 母性相談と同時に、年 38 回実施　　申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

会場別実施状況（表 20-15）

会　　場	実施回数	来所者数	平均来所者数
健康福祉会館	12	516	43.0
鶴川保健センター	12	417	34.8
子どもセンター「ばあん」	6	132	22.0
忠生保健センター	4	69	17.3
小山市民センター	4	56	14.0
合　　計	38	1,190	31.3

年度別実施状況（表 20-16）

年度	実施回数	来所者数	会場別来所者数				
			健康福祉会館	鶴川保健センター	子どもセンター「ばあん」	忠生保健センター	小山市民センター
2021	36	897	401	342	71	51	32
2022	36	797	266	349	89	60	33
2023	**38**	**1,190**	**516**	**417**	**132**	**69**	**56**

※新型コロナウイルス感染症予防対策で２０２０年度から予約制となった。新型コロナウイルス５類移行に伴い、２０２３年８月から予約不要となった。

イ　母性相談

母親の健康を守るため、産後の母体の相談等を実施している。

相談の概要（表 20-17）

対象者	2 か月～就学前までの子の母親
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条
実施会場	健康福祉会館、鶴川保健センター、子どもセンター「ばあん」、忠生保健センター、小山市民センター
相談内容	助産師による相談 相談内容：産後の母体の相談等 乳幼児相談と同時に、年 38 回実施　申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

会場別実施状況（表 20-18）

会　　場	実施回数	相談者数	平均相談者数
健康福祉会館	12	80	6.7
鶴川保健センター	12	72	6.0
子どもセンター「ばあん」	6	22	3.7
忠生保健センター	4	7	1.8
小山市民センター	4	10	2.5
合　　計	38	191	5.0

年度別実施状況（表 20-19）

年度	実施回数	相談者数	会場別相談者数				
			健康福祉会館	鶴川保健センター	子どもセンター「ばあん」	忠生保健センター	小山市民センター
2021	36	173	53	82	18	11	9
2022	36	158	52	63	23	10	10
2023	**38**	**201**	**80**	**72**	**22**	**7**	**20**

※新型コロナウイルス感染症予防対策で２０２０年度から予約制となった。新型コロナウイルス５類移行に伴い、２０２３年８月から予約不要となった。

ウ　母性保健相談・母乳育児相談

妊産婦の健康や母乳・育児の相談を通じて、女性の一生を通した健康づくりを支援するために実施している。また、産後の母親の健康や健やかな子育ての知識の普及を目的に、家族計画実地指導を実施している。

相談の概要（表 20-20）

対象者	女性の方　特に思春期・妊産婦・更年期の方
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条
実施会場	健康福祉会館
相談内容	助産師による相談 思春期・妊産婦・更年期等の保健相談、乳房管理の相談 乳房マッサージ、家族計画相談 （乳房マッサージ・来所相談は予約制） 電話相談も実施　　毎週木曜日に実施（祝日・年末年始を除く）
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 20-21）

年度	実施回数	相談者数
2021	49	394
2022	47	473
2023	**49**	**428**

（4）乳幼児栄養食品支給

乳幼児の栄養改善指導の一環で、その家庭に対して、その栄養強化のために必要な食品（粉乳）を無償で支給している。

支給の概要（表 20-22）

対象者	下記の①～③のいずれかに該当する方 ①生活保護を受けている世帯の乳幼児 ②当該年度の市民税が非課税、または全額減免された世帯の乳幼児 ③中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯の乳幼児 ただし、健康診査等の結果、医師により栄養強化を行うことが必要と認められた場合に限る
関連する法律・例規	母子保健法第 14 条　町田市乳幼児栄養食品支給要領
申請方法	申請の際には母子健康手帳、要件を証明する書類が必要
支給方法	粉乳を自宅に配送
支給期間	生後 4 か月から 1 歳の誕生月まで
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

※2023 年度は該当者がいないため、実績は 0 件

（5）母子健康手帳の交付

妊娠届を受理した後、母子健康手帳を交付している。

手帳交付の概要（表 20-23）

対象者	妊娠届出書を提出した妊婦
関連する法律・例規	母子保健法第 15・16 条
目的	妊娠中の経過・出産の状況・各種健康診査・予防接種の記録等、健康保持を図る
交付方法	妊娠届を受理した際に、保健予防課、各市民センター等で直接交付 外国語版の手帳も交付（英語・中国語・ハングル語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・インドネシア語・タイ語・ベトナム語・ネパール語）
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

日本語版交付状況等（表 20-24）

年度	妊娠届受理件数	手帳交付件数
2021	2,283	2,367
2022	2,303	2,412
2023	**2,177**	**2,291**

（6）出産・子育てしっかりサポート事業

妊娠中の様々な不安を軽減し、安心して出産を迎えていただくため、市内在住の全ての妊婦を対象として専門職（保健師等）が面接を行い、妊娠期から就学前まで支援を行っている。

事業概要（表 20-25）

対象者	町田市在住の妊婦
関連する法律・例規	町田市出産・子育てしっかりサポート事業実施要領
面接会場	保健予防課（市庁舎・健康福祉会館・保健所中町庁舎・鶴川保健センター）、各市民センター等（会場ごとに月 1～2 回実施） ※2021 年 7 月からオンラインによる面接を開始。 ※2023 年 3 月から国の交付金を活用した「出産・子育て応援交付金事業」を開始。
事業の内容	・保健師等が妊婦と面接をし、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握する ・面接終了後に出産・子育て応援商品券及び出産応援ギフトを配布する ・心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者等に対して「支援計画書」を作成し、乳幼児健診等にてその効果検証を行いながら、就学前まで支援していく

面接実施状況（表 20-26）

年度	2021	2022	**2023**
面接件数	1,878	2,108	**2,346**

（7）産後ケア事業

産褥期における母親の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的として、家族等から援助を受けることが困難で、育児支援を必要とする母子に対して、心身のケア、育児の支援等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を実施している。

事業の概要（表 20-27）

対象	町田市在住の原則生後 3 か月未満（訪問型は 1 年未満）の乳児及びその母親で、家族等から家事・育児等の支援が得られない方のうち、体調不良や授乳・育児に不安がある方 その他、特に支援が必要と認められる方
関連する法律・例規	町田市産後ケア事業実施要領
実施施設	・としの助産院　・新百合ヶ丘総合病院 ・町田市民病院　・marimo 助産院 ・相模野病院　・みなみ野グリーンゲイブルズクリニック ・鶴川台ウィメンズクリニック　・くわのき助産院 ・都南産婦人科　・おなごサロンはぴねす助産院 ・相模原協同病院　・渕野辺総合病院 ・利用者宅
事業の内容	宿泊型ショートステイ、日帰り型デイケアに加え 2020 年 4 月から訪問型アウトリーチを開始。3 つの型により、以下の内容を実施 ・母体ケア（母体の健康状態の確認、乳房ケア等） ・乳児ケア（乳児の健康状態の確認等） ・育児相談、授乳指導、沐浴指導、休息、食事の提供等 2023 年 4 月からは、初回から 5 回目までの利用において、所得にかかわらない利用料金の減額（2,500 円/回まで）を導入。

実施状況（表 20-28）

年度	2021	2022	2023
申請者数	395	707	993
利用者数（延べ）	414	663	1,214
日帰り型利用日数（延べ）	42	157	393
宿泊型利用日数（延べ）	443	650	822
訪問型利用日数（延べ）	232	299	521

（８）母子保健訪問事業

ア　妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

必要に応じて妊産婦・新生児・乳幼児等の家庭に、保健師や助産師または看護師が訪問して、指導・助言を実施している。

訪問の概要（表 20-29）

対象者 ※	妊産婦	妊娠中、あるいは産後 1 年を経過しない女性
	新生児	生後 28 日未満の新生児　ただし、里帰り等の事情がある場合は 28 日を超えても訪問可能 出生通知票により対象を把握 ・主に第 1 子の方等：保健師または助産師が訪問 ・主に第 2 子以降の方：看護師が訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）
	乳幼児等	3～4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健診未受診の方 上記以外の希望する方や必要と思われる方
関連する 法律・例規	母子保健法第 11・17 条　児童福祉法第 21 条　町田市新生児訪問指導実施要領 町田市こんにちは赤ちゃん事業実施要領　町田市妊産婦訪問指導実施要領	
訪問の概要	保健師・助産師による訪問では、妊娠中・出産後のアドバイスや発育・栄養・病気の予防等、子育てに関する相談・支援を実施 看護師による訪問では、子育てに関する相談・情報提供を実施	
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等	

※妊産婦以外の成人も、必要に応じて訪問指導を実施

年度別実施状況（表 20-30）

年度	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	学童以上	合計
2021	50	1,843	1,709	28	318	481	66	4,495
2022	103	1,842	1,749	93	408	649	52	4,896
2023	**115**	**2,228**	**2,158**	**101**	**422**	**750**	**65**	**5,839**

※実人数

イ　未熟児訪問指導

母子保健法・同施行規則及び同施行細則に基づき、出生時 2,000g 未満で出生、または特殊医療を受けた新生児及びその家族に対して、届出や医療機関からの報告等により未熟児の状況を把握し、必要に応じて訪問指導を実施し、各家庭環境にあった適切な指導・助言をすることで育児支援を行っている。

未熟児訪問指導申請件数（表 20-31）

年度	2021	2022	2023
申請件数	28	93	101

ウ　重症心身障がい児（者）訪問事業の申請受理

在宅重症心身障がい児（者）に対する、健康の保持と安定した家庭療育を確保するために訪問相談・訪問看護の申請を受理して、東京都に進達している。

重症心身障がい児（者）訪問事業申請状況（表 20-32）

年度	2021	2022	2023
申請件数	2	5	2

21　歯 科 衛 生 士 活 動

口腔は健康の入り口と言われている。歯科疾患は、発病やその進行に伴い、食生活や社会生活に支障をきたすだけでなく、全身の健康にも影響を与えるものである。乳幼児期から高齢期を対象に、各ライフステージに応じた歯科疾病の予防・早期発見・早期治療、生涯を通じた歯及び口腔の健康増進などを目的に実施している。

歯科衛生士活動状況（表 21-1）

業務名			実施人数
集団健診	1 歳 6 か月児歯科健康診査		2,349
	2 歳児歯科健康診査		1,792
	2 歳 6 か月児歯科健康診査		－
	3 歳児健康診査		2,930
障がい	障がい者等歯科保健推進対策事業		71
学齢期	学齢期歯みがき教室（小学校）		473
	学齢期歯みがき教室（中学校）		0
成人期	歯科口腔健康診査（うち妊婦無料クーポン利用者）		1394(406)
高齢期	高齢者歯科口腔機能健診		455
個別指導	1 歳 6 か月児	保健指導	2,348
		ブラッシング	12
		スケーリング	0
		ポリッシング	1
		フッ素塗布	2,023
	2 歳児	保健指導	1,792
		ブラッシング	839
		スケーリング	5
		ポリッシング	3
		フッ素塗布	1,662
	2 歳 6 か月児	保健指導	－
		ブラッシング	－
		スケーリング	－
		ポリッシング	－
		フッ素塗布	－
	3 歳児	保健指導	2,930
		ブラッシング	0
		スケーリング	1
		ポリッシング	0
健康教育	母親学級		115
	離乳食講習会		143
	子育てひろば		18
	3～4 か月児健康診査		－
	1 歳 6 か月児歯科健康診査		－
	2 歳児歯科健康診査		－
	2 歳 6 か月児歯科健康診査		－
	3 歳児歯科健康診査		－
	園児むし歯予防教室	集団	4,193
		個別	158
	からだ測定会		46
	学齢期歯みがき教室（小学校）		473
	出張講座（高齢者自主グループ）		175
その他	デンタルケア		94
	食育フェス		－
	健康づくりフェア		－
	普及啓発活動（イベントスタジオ）		364
健康相談	3～4 か月児歯科相談		0
	電話・来所・相談		48
	乳幼児母性相談		200

22　栄 養 士 活 動

「食は命なり」と言われるが、市民の生涯を通して「食」を通じた健康づくりと、それによるＱＯＬ（生活の質）の向上や生活習慣病の予防を図るため、ライフステージに沿った栄養教育を実施している。

栄養士活動状況（表 22-1）

業務名			参加者数
成人栄養指導	栄養相談		54
	脂質異常症予防講習会		58
	糖尿病予防講習会		41
	高血圧予防講習会		15
	腎臓病予防講習会		31
	骨粗しょう症予防講習会		43
	出張セミナー		72
	測定会		50
	訪問		0
	電話・来所		69
その他	食生活改善普及運動月間		504
	くらしフェア		84
	キラリ☆まちだ祭		344
母子栄養指導	3～4 か月児健康診査	個別	169
	6・9 か月 1 歳 6 か月児健康診査後フォロー		5
	1 歳 6 か月児健康診査		238
	3 歳児健康診査	個別	146
	乳幼児経過観察健康診査		21
	乳幼児発達健康診査		15
	離乳食講習会		522
	幼児食講習会		18
	母親学級母性科（母親学級）		115
	健康な赤ちゃんを育むための栄養セミナー		5
	乳幼児相談		280
	訪問		3
	電話・来所		112
	栄養健康教育(アレルギー)		34

V　生　活　衛　生

1 動 物 管 理

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生予防や、まん延防止、撲滅を目指し、公衆衛生の向上や公共の福祉の増進を図るため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施している。

そのほか、動物の適正な飼育と動物愛護の普及・啓発のための広報や講習会を実施し、不幸な命を増やさないために、不妊・去勢手術費用の一部補助事業や、新たな飼い主を探す支援、「飼い主のいない猫」対策を実施している。また、逸走又は負傷した犬等を収容し飼い主が判明した場合に返還している。

（1）犬登録と狂犬病予防

狂犬病の発生予防のため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行っている。

犬登録及び注射済票交付数（表 1-1）

年度	年度末犬登録数	注射済票交付数
2021	25,061	19,067
2022	24,855	19,039
2023	**24,578**	**19,149**

（2）動物愛護と適正飼育の普及啓発

ア 飼育動物に関する要望・相談

飼育動物に関する要望・相談を受け付け、当該動物等の飼育者等に対して適正飼育の指導を行っている。

要望・相談件数（表 1-2）

年度			2021	2022	**2023**
動物による事故	犬		24	15	**24**
	その他		－	－	**－**
要望・相談件数	犬	放浪	12	16	**18**
		拾得	4	9	**4**
		負傷	1	4	**5**
		放し飼い	9	15	**11**
		汚物・汚水	19	19	**14**
		悪臭	1	－	**－**
		鳴き声	41	31	**49**
		その他	73	86	**93**
	猫	拾得	4	9	**1**
		負傷	10	19	**6**
		汚物・汚水	12	9	**14**
		悪臭	－	3	**1**
		鳴き声	－	－	**3**
		その他	66	103	**60**
	その他		31	47	**32**

イ 犬と楽しく暮らすための基礎講座

新規に犬登録をされた方や飼う予定の方を対象に、犬の飼育にあたって基礎的な知識を習得できるように講習会を開催している。

犬と楽しく暮らすための基礎講座実施回数及び参加延人数（表 1-3）

年度	実施回数	参加延人数
2021	2	15
2022	3	33
2023	**3**	**38**

ウ 動物愛護週間セミナー

毎年 9 月 20 日から 26 日までが動物愛護週間と定められている。この期間を目安に、市民の方々へ動物愛護関連のセミナーを実施し、動物愛護の気風を広げている。

動物愛護週間セミナー実施回数及び参加延人数（表 1-4）

年度	実施回数	参加延人数
2021	1	27
2022	1	6
2023	**1**	**24**

※当該セミナーは 2021 年度からの取り組み

エ 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助

不幸な命を生み出さないために飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する経費の一部補助を行っている。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助件数（表 1-5）

年度	飼い主のいない猫	
	オス	メス
2021	146	169
2022	168	172
2023	**111**	**116**

オ 飼い主のいない猫との共生モデル地区

飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域社会への迷惑等を防止するとともに、市民の動物愛護の意識を高めるため、町内会・自治会等を基礎とした団体をモデル団体として指定し、団体が実施した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対し補助を行っている。

飼い主のいない猫共生モデル地区数（表 1-6）

年度	年度末地区数
2021	35
2022	36
2023	**34**

（３）動物の保護と管理

飼い主のもとから逃げ出した犬や負傷又は病気により動けなくなっている犬・猫等を収容している。

保護・収容頭数（表 1-7）

年度	捕獲収容	引き取り		負傷		返還	
		犬	猫	犬	猫	犬	猫
2021	5	4	11	2	6	9	1
2022	5	12	28	－	14	12	1
2023	**5**	**7**	**6**	**－**	**9**	**9**	**1**

2 環 境 衛 生

環境衛生事業は、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、プールなど市民の身近な施設、水道施設及び特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可、確認等を行う事業である。また、立入検査や理化学検査により施設の維持管理向上、レジオネラ症など感染症の発生予防など公衆衛生の向上を図っている。このほか、生活環境問題対策として、ねずみ・衛生害虫防除や室内環境の相談業務等を行っている。

（1）施設と監視指導

環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数(表 2-1)

業種	営業施設数	許可・確認届出件数	廃止件数	監視指導件数
2021	4,411	68	83	190
2022	4,415	80	76	235
2023	**4,425**	**86**	**76**	**290**
理容所	177	7	8	13
美容所	647	49	24	70
クリーニング所	170	5	7	11
公衆浴場	22	－	3	38
旅館業	33	2	1	38
興行場	14	－	－	23
プール	14	－	2	28
水道施設	448	3	3	12
小規模貯水槽水道等	1,197	4	13	14
温泉利用施設	6	1	－	5
墓地等	1,554	8	12	33
特定建築物	121	1	2	5
住宅宿泊事業	22	6	1	－

その他環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数（表 2-2）

	施設数	届出件数	廃止件数	調査指導件数
2021	342	7	7	2
2022	339	－	3	3
2023	**331**	**3**	**11**	**4**
コインランドリー	37	3	3	4
コインシャワー	－	－	－	－
飲用井戸等	294	－	8	－

（２）レジオネラ症発生予防対策

四類感染症のレジオネラ症は、国内各地の浴場施設で死亡事故が発生したことにより社会問題となっている。市では公衆浴場法施行条例、旅館業法施行条例及びプールの衛生管理等に関する条例にレジオネラ症防止対策に関する項目を規定し、予防対策に取り組んでいる。

施設の水質を良好に維持し細菌の増殖を抑制し、レジオネラ症発生の予防を図るために、公衆浴場等の施設へ定期的に立入り水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出された場合は、レジオネラ属菌数に応じて改善指導を行っている。また、レジオネラ属菌の繁殖場所を特定するため循環系統等での原因究明のための調査などを行い、改善措置後に再検査を実施し不検出を確認している。2023 年度は、公衆浴場、旅館業の入浴施設及びプール運営施設の水質検査を実施し、全施設で、レジオネラ属菌不検出であることを確認した。

（３）環境衛生関係施設の理化学検査等

プールや浴場の水質などについて行政検査として理化学検査を行っている。検査の結果、法令基準に適合しなかった施設に対しては、原因究明及び改善指導を行い改善を確認している。

公衆浴場の水質検査結果(表 2-3)

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)					
					適合	不適合	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	レジオネラ属菌	残留塩素	照度
普通	1	1	－	6	6	－	－	－	－	－	－	－
その他	12	10	2	69	62	7	－	－	－	2	5	－
					基準		5 度以下	25mg/L 以下	1 個/mL 以下	10CFU/100mL 未満	0.4mg/L 以上	20lux 以上

興行場の空気検査結果(表 2-4)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量	照度
9	9	－	9	9	－	－	－	－	－
				基準		0.15%以下	30 個/枚以下	0.2mg/㎥以下	(注)

(注) 場内において映写中または演技中は 0.2lux 以上、休憩中は 20lux 以上

プールの水質の検査結果（表 2-5）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)								
				適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス	レジオネラ属菌
14	8	6	43	30	13	－	－	7	－	－	－	6	－	－
				基準		5.8以上～8.6以下	2度以下	12mg/L 以下	検出されないこと	200 CFU/mL 以下	1001ux 以上	0.4 mg/L 以上	0.15% 以下	10CFU /100mL 未満

生活衛生関係営業施設・水道関係施設等の相談処理件数（表 2-6）

総数	生活衛生関係営業施設	特定建築物	墓地等	水道関係施設	その他
711	230	38	244	59	140

（注）生活衛生課関係営業施設とは、美容所、理容所、クリーニング所、公衆浴場、ホテル・旅館等、興行場、遊泳用プール等である。

（4）生活環境問題に関する対応

衛生害虫防除や室内環境等に関する相談に対し、正確な情報提供等により健康で快適な居住環境の実現を支援している。

衛生害虫・室内環境等の相談処理件数（表 2-7）

総数	ねずみ・衛生害虫等					その他
	ねずみ類	刺咬昆虫（ハチ等）	吸血昆虫（蚊・シラミ類等）	ダニ類	その他衛生害虫等	
547	159	211	19	14	75	69

（５）飲用に供する井戸等の水質検査

市内の地下水の水質実態を把握するため、飲用に供する井戸の水質検査を実施している。2023年度は、8 施設の水道法水質基準全項目（消毒副生成物、臭気原因物質を除く）の検査を実施した。その結果、5 施設（62.5%）が水質基準に不適合であり、結果に応じて煮沸による消毒後の飲用等の指導を行った（表 2-8）。

水質検査不適項目（表 2-8）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適数(延数)		
			大腸菌	マンガン及びその化合物	臭気
8	3	5	1	3	1
検査施設数に対する基準超過率[%]			12.5	37.5	12.5
基準			検出されないこと	0.05mg/L 以下	異常でないこと

3 食 品 衛 生

食品衛生事業は、食品衛生法等の規定に基づき、飲食を原因とする衛生上の危害の発生防止を目的としている。市民や業界団体の意見を参考に町田市食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、事業を実施している。食品等事業者に対しては、営業許可に関する手続、施設の監視指導、食品の収去検査、衛生講習会等を行っている。また、食中毒が疑われた場合には、関係施設、患者及び原因物質を調査し、食中毒と断定されれば改善指導など被害の拡大及び再発防止のために必要な措置をとっている。このほか、住民等から寄せられた苦情に対しては、必要に応じて営業施設等に立ち入り、原因を調査して改善の指導を行っている。

（1）営業施設数及び監視件数

ア　改正前食品衛生法に規定する営業　（表 3-1）

		施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
			新規	更新		
2021		3,318	75	66	1,903	973
2022		2,609	－	－	709	1,099
2023		**2,028**	**－**	**－**	**581**	**790**
飲食店営業	旅館・ホテル	11	－	－	4	4
	バー・キャバレー	114	－	－	36	19
	一般飲食店	874	－	－	286	351
	民生食堂	－	－	－	－	－
	すし屋	33	－	－	4	7
	そば屋	35	－	－	8	8
	仕出し屋	12	－	－	8	14
	弁当屋	75	－	－	26	43
	そう菜店	137	－	－	21	39
	コンビニエンスストア等	－	－	－	－	－
	移動	－	－	－	－	－
	臨時	6	－	－	2	1
	許可ある集団給食	131	－	－	21	36
	自動車	63	－	－	23	18
	自動販売機	2	－	－	－	－
	天ぷら船	－	－	－	－	－
	小計	1,493	－	－	439	540
喫茶店営業	店舗	38	－	－	5	9
	自動販売機	28	－	－	9	5
	自動車	1	－	－	2	1
	小計	67	－	－	16	15
菓子製造業	パン製造業	45	－	－	25	28
	生菓子製造業	27	－	－	14	18
	その他の菓子製造業	163	－	－	39	59
	移動	－	－	－	－	－
	臨時	－	－	－	－	－
	自動車	21	－	－	8	4
	小計	256	－	－	86	109

		施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
			新規	更新		
あん類製造業		－	－	－	－	－
アイスクリーム類製造業		37	－	－	8	9
乳処理業		1	－	－	－	3
特別牛乳さく取処理業		－	－	－	－	－
乳製品製造業		2	－	－	－	2
集乳業		－	－	－	－	－
乳類販売業	専業	－	－	－	－	－
	ショーケース売り	－	－	－	－	－
	自動販売機	－	－	－	－	－
	自動車	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－
食肉処理業		7	－	－	－	6
食肉販売業	一般	62	－	－	8	33
	包装	－	－	－	－	－
	自動販売機	－	－	－	－	－
	自動車	－	－	－	－	－
	小計	62	－	－	8	33
食肉製品製造業		3	－	－	－	－
魚介類販売業	一般	47	－	－	12	36
	包装	－	－	－	－	－
	自動車	－	－	－	－	－
	小計	47	－	－	12	36
魚介類せり売業		－	－	－	－	－
魚肉ねり製品製造業		2	－	－	－	－
食品の冷凍・冷蔵業	冷凍業	－	－	－	－	－
	冷蔵業	1	－	－	－	－
	小計	1	－	－	－	－
食品の放射線照射業		－	－	－	－	－
清涼飲料水製造業		1	－	－	1	2
乳酸菌飲料製造業		－	－	－	－	－
氷雪製造業	氷雪製造業	－	－	－	－	－
	（自動角氷製造機）	－	－	－	－	－
	（自動販売機）	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－
氷　雪　販　売　業		－	－	－	－	－
食用油脂製造業	動物性油脂	－	－	－	－	－
	植物性油脂	1	－	－	－	－
	小計	1	－	－	－	－
マーガリン又は ショートニング製造業		－	－	－	－	－
みそ製造業		2	－	－	1	1
醤油製造業		1	－	－	－	－
ソース類製造業		1	－	－	－	－
酒類製造業		－	－	－	－	－
豆腐製造業		4	－	－	5	12
納豆製造業		－	－	－	－	－
めん類製造業		3	－	－	2	5
そうざい製造業		37	－	－	3	17
缶詰又は瓶詰食品製造業		－	－	－	－	－
添加物製造業		－	－	－	－	－

イ　食品製造業等取締条例に規定する営業　（表 3-2）

		施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
			新規	更新		
2021		－	2	－	602	42
2022		－	－	－	－	－
2023		**－**	**－**	**－**	**－**	**－**
行商	弁当等人力販売業	－	－	－	－	－
	菓子	－	－	※	－	－
	豆腐及びその加工品	－	－	※	－	－
	ゆでめん類	－	－	※	－	－
	アイスクリーム類	－	－	※	－	－
	魚介類及びその加工品	－	－	※	－	－
	小計	－	－	－	－	－
つけ物製造業		－	－	－	－	－
製菓材料等製造業		－	－	－	－	－
粉末食品製造業		－	－	－	－	－
そう菜半製品等製造業		－	－	－	－	－
調味料等製造業		－	－	－	－	－
魚介類加工業		－	－	－	－	－
液卵製造業		－	－	－	－	－
食料品等販売業	一般	－	－	－	－	－
	包装	－	－	－	－	－
	包装（一時販売）	－	－	－	－	－
	自動販売機	－	－	－	－	－
	自動車	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－
卵選別包装業		－	－	※	－	－

※更新制度なし

ウ　食品製造業等取締条例に規定する届出給食施設　（表 3-3）

	施設数	報告件数	廃止件数	監視件数
2021	－	2	229	76
2022	－	－	－	－
2023	**－**	**－**	**－**	**－**
学校・幼稚園	－	－	－	－
病院・診療所	－	－	－	－
工場・事業所	－	－	－	－
児童福祉施設	－	－	－	－
社会福祉施設	－	－	－	－
ボランティア給食	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
給食（届出以外）	－	－	－	－

エ　東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業（改正前食品衛生法許可等施設）　（表 3-4）

	施設数	新規	廃止	監視件数
2021	91	4	22	28
2022	11	－	80	15
2023	**9**	**－**	**2**	**8**
ふぐ取扱所	9	－	2	8

オ　町田市食品衛生法施行細則に規定する営業等　（表 3-5）

			施設数	報告件数	廃業件数	監視件数
2021			－	－	5,874	241
2022			－	－	－	－
2023			**－**	**－**	**－**	**－**
許可を要しない食品製造業	製粉・精米・精麦業		－	－	－	－
	つけ物製造業		－	－	－	－
	その他の食品製造業	一般食品	－	－	－	－
		乳肉食品	－	－	－	－
	小計		－	－	－	－
許可を要しない食品販売業	魚介類加工品販売業		－	－	－	－
	乳製品販売業		－	－	－	－
	アイスクリーム類販売業		－	－	－	－
	野菜果物販売業		－	－	－	－
	菓子（パンを含む）販売業		－	－	－	－
	主食販売業		－	－	－	－
	酒類・調味料販売業		－	－	－	－
	その他の食品販売業		－	－	－	－
	小計		－	－	－	－
食器具容器包装・おもちゃ	食器具容器包装製造業		－	－	－	－
	食器具容器包装販売業		－	－	－	－
	おもちゃ製造業		－	－	－	－
	おもちゃ販売業		－	－	－	－
	小計		－	－	－	－
添加物製造業			－	－	－	－
添加物販売業			－	－	－	－
乳さく取業			－	－	－	－

※施設数は東京都から引き継いだ数から報告実績で更新したもの

※監視件数は営業施設監視件数から類推したもの

カ　改正後食品衛生法第 55 条に規定する営業　（表 3-6）

		施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
			新規	更新		
2021		632	642	－	10	742
2022		1,314	717	－	35	987
2023		**1,904**	**664**	**－**	**74**	**968**
飲食店営業	一般飲食店	1,236	433	－	55	603
	集団給食	85	34	－	4	53
	自動車	239	93	－	2	119
	簡易	3	1	－	1	1
	移動	1	－	－	－	－
	臨時	33	5	－	－	7
	天ぷら船	－	－	－	－	－
	屋形船	－	－	－	－	－
	小計	1,597	566	－	62	783

		施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
			新規	更新		
調理機能を有する自動販売機		10	5	－	1	6
食肉販売業		33	8	－	2	18
魚介類販売業		31	7	－	1	18
魚介類競り売り営業		－	－	－	－	－
集乳業		－	－	－	－	－
乳処理業		－	－	－	－	－
特別牛乳搾取処理業		－	－	－	－	－
食肉処理業	一般	1	－	－	－	1
	自動車	－	－	－	－	－
	小計	1	－	－	－	1
食品の放射線照射業		－	－	－	－	－
菓子製造業		149	55	－	3	96
アイスクリーム類製造業		2	－	－	－	－
乳製品製造業		1	1	－	－	3
清涼飲料水製造業		2	1	－	－	2
食肉製品製造業		3	－	－	－	1
水産製品製造業		2	1	－	－	5
氷雪製造業		－	－	－	－	－
液卵製造業		－	－	－	－	－
食用油脂製造業		1	－	－	－	－
みそ又はしょうゆ製造業		2	1	－	－	1
酒類製造業		1	－	－	－	－
豆腐製造業		9	5	－	1	14
納豆製造業		－	－	－	－	－
麺類製造業		10	3	－	－	3
そうざい製造業		38	10	－	4	15
複合型そうざい製造業		2	－	－	－	－
冷凍食品製造業		－	－	－	－	－
複合型冷凍食品製造業		－	－	－	－	－
漬物製造業		5	1	－	－	1
密封包装食品製造業		1	－	－	－	－
食品の小分け業		4	－	－	－	1
添加物製造業		－	－	－	－	－

キ　改正後食品衛生法第 57 条に規定する営業等　（表 3-7）

			施設数	届出件数	廃業件数	監視件数
2021			1,648	2,254	606	313
2022			1,796	274	126	329
2023			**1,958**	**275**	**113**	**292**
営業届出業種	旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装）	68	2	8	8
		食肉販売業（包装）	79	3	8	9
		乳類販売業	290	3	17	32
		氷雪販売業	3	1	－	－
		コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	158	24	－	4
		小計	598	33	33	53
	販売業	弁当販売業	45	4	4	3
		野菜果物販売業	59	16	7	6
		米穀類販売業	20	1	－	1
		通信販売・訪問販売	11	5	－	1
		コンビニエンスストア	149	18	14	36
		百貨店 、総合スーパー	117	9	4	28
		自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	117	22	7	5
		その他食料・飲料販売業	506	112	33	95
		小計	1,024	187	69	175
	製造・加工業	添加物製造・加工業（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	－	－	1
		いわゆる健康食品の製造・加工業	2	1	－	1
		コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く 。）	31	7	－	7
		農産保存食料品製造 ・加工業	4	1	－	－
		調味料製造・加工業	5	－	1	－
		糖類製造 ・加工業	1	－	－	－
		精穀・製粉業	7	－	1	－
		製茶業	5	－	－	1
		海藻製造 ・加工業	－	－	－	－
		卵選別包装業	3	－	－	－
		その他食料品製造 ・加工業	55	23	2	16
		小計	114	32	4	26

			施設数	届出件数	廃業件数	監視件数
営業届出業種	上記以外のもの	行商	12	4	－	1
		集団給食施設	199	16	4	36
		器具容器包装の製造・加工業（合成樹脂製に限る）	2	－	－	－
		露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1	－	－	－
		その他	7	1	1	1
		小計	221	21	5	38
公衆衛生に与える影響が少ない営業			1	2	2	－

ク　東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業（改正後食品衛生法許可等施設）　（表 3-8）

	施設数	新規	廃止	監視件数
2021	11	11	－	1
2022	5	3	9	3
2023	**6**	**1**	**－**	**6**
ふぐ取扱所	6	1	－	6

ケ　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業　（表 3-9）

	食鳥処理場施設数	監視数
2021	－	－
2022	－	－
2023	－	－

（２）食品・器具等の検査

ア 収去検査

食品衛生法で規格基準の定められた食品、東京都において措置基準の設けられている食品等を収去し検査を行っている。

細菌検査は、細菌数、大腸菌群、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、大腸菌、腸管出血性大腸菌Ｏ１５７等の検査を行っている。また、化学検査は、保存料、甘味料、着色料、漂白剤等の食品添加物やアレルギー物質の検査を行っている。収去検体の検査は、厚生労働大臣登録検査機関に委託した。なお、「否」とは食品衛生法違反である。

食品別収去検査成績　（表 3-10）

		検体数	細菌検査		化学検査	
			適	否	適	否
2021		87	54	－	33	－
2022		89	58	－	31	－
2023		**75**	**50**	**－**	**25**	**－**
魚介類等	魚介類	3	2	－	1	－
	魚介類加工品	4	2	－	2	－
冷凍食品		－	－	－	－	－
肉・卵類及びその加工品		－	－	－	－	－
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	2	1	－	1	－
	乳製品	2	1	－	1	－
	乳類加工品	－	－	－	－	－
	アイスクリーム類・氷菓	－	－	－	－	－
農産物等	穀類及びその加工品	－	－	－	－	－
	野菜類・果物及びその加工品	3	3	－	－	－
菓子類		11	6	－	5	－
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	－	－	－	－	－
	酒精飲料	－	－	－	－	－
	氷雪	－	－	－	－	－
	水	－	－	－	－	－
その他の食品	缶詰 ・びん詰	－	－	－	－	－
	調味料	－	－	－	－	－
	そうざい類及びその半製品	45	30	－	15	－
	上記以外の食品（弁当・調理パン等）	5	5	－	－	－
添加物		－	－	－	－	－
器具・容器包装・おもちゃ		－	－	－	－	－

イ　簡易検査

従業員の手指、調理器具、食品等について、現場等で大腸菌群、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ等の簡易検査を行っている。なお、「不良」とは細菌が１個以上検出されたものである。

簡易検査成績　（表 3-11）

	検体数	内訳(判定結果)	
		良	不良
2021	1,519	1,240	279
2022	1,530	1,175	355
2023	**1,491**	**1,199**	**292**

（３）食中毒発生状況

食中毒発生状況　（表 3-12）

総数			内訳				
2021	2022	**2023**	発生日	原因施設	原因食品	病原物質	患者数/喫食者数
－	1	**2**	7 月 7 日	飲食店	施設が提供した食事	サルモネラ属菌	17/17
			2024 年 3 月 17 日	飲食店	施設が提供した食事	ノロウイルス	17/28

（４）食中毒関連調査

市外の施設が原因施設と強く疑われる場合の食中毒疑い発生時に、他の自治体からの依頼により、市民等に対する食中毒調査を行っている。

食中毒関連調査件数　（表 3-13）

	事件数	調査人数	調査施設数	検査検体数
2021	17	11	14	4
2022	31	20	23	12
2023	**40**	**97**	**27**	**38**

（５）苦情・相談対応

苦情・相談受付件数　（表 3-14）

	苦情対応	相談対応	
		電話処理	窓口処理
2021	16	16,476	5,158
2022	12	12,374	2,431
2023	**15**	**12,936**	**3,297**

（６）講習会等実施状況

食品取扱従事者等に対して衛生知識向上のための食品衛生実務講習会を実施している。また、市民に対しても、講習会、街頭相談等を実施し、正しい食品衛生知識の普及に努めている。

なお、講習会は集合形式だけでなく書面（ホームページでの資料閲覧又は資料送付）、オンライン形式でも開催した。

講習会等実施状況　（表 3-15）

	食品取扱従事者等向け講習会		市民向け講習会		衛生展･街頭相談	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
2021	3	61※	1	20※	－	－
2022	5	297※	－	－	1	282
2023	**10**	**936※**	**2**	**20※**	**1**	**300**

※把握できた人数のみを計上

（７）調理師・製菓衛生師免許申請受付

調理師法、製菓衛生師法に基づく免許の各種手続きを東京都知事からの委任を受け行っている。

調理師・製菓衛生師免許申請受付件数　（表 3-16）

	2021	2022	**2023**	免許申請	名簿訂正	書換交付	再交付	登録消除	返納
調理師	137	126	**107**	84	7	6	10	－	－
製菓衛生師	17	18	**12**	12	－	－	－	－	－

Ⅵ　統　計　表

1　人　口　動　態　統　計

（1）用語の解説

低体重児
　2,500 グラム未満の出生児をいう。
乳児死亡
　生後 1 年未満の死亡をいう。
新生児死亡
　生後 4 週未満の死亡をいう。
周産期死亡
　妊娠満 22 週以後の死産と早期新生児を合わせたものをいう。
死産
　妊娠満 12 週（妊娠第 4 月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓膊動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
　なお、自然死産と人口死産とに分けられる。
自然増加
　出生数から死亡数を減じたものをいう。

（2）比率の解説

出生率 ＝ $\dfrac{\text{年間出生数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}}$ × 1,000

死亡率 ＝ $\dfrac{\text{年間死亡数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}}$ × 1,000

乳児死亡率 ＝ $\dfrac{\text{年間の 1 歳未満の死亡数}}{\text{年間出生数}}$ × 1,000

新生児死亡率 ＝ $\dfrac{\text{年間の生後 4 週未満の死亡数}}{\text{年間出生数}}$ × 1,000

周産期死亡率 ＝ $\dfrac{\text{年間妊娠 22 週以後の死産数＋年間生後 1 週未満の死亡数}}{\text{年間妊娠満 22 週以後死産数＋年間出生数}}$ ×1,000

死産率 ＝ $\dfrac{\text{年間死産数}}{\text{年間出生数＋年間死産数}}$ × 1,000

婚姻率 ＝ $\dfrac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}}$ × 1,000

離婚率 ＝ $\dfrac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}}$ × 1,000

自然増加率 ＝ $\dfrac{\text{年間出生数—年間死亡数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}}$ × 1,000

死因別死亡率 ＝ $\dfrac{\text{年間死因別死亡数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}}$ × 100,000

合計特殊出生率 ＝ $\dfrac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{1 月 1 日現在の年齢別女子人口}}$ （15 歳から 49 歳までの合計）

※なお、この統計表は厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用して独自集計した。

（３）人口動態総覧（表 1-1）

実数	出生	（再掲）（2500g未満）低体重児	合計特殊出生率	死亡	（再掲）乳児死亡	（再掲）新生児死亡	周産期死亡 総数	妊娠満22週以後	生後1週未満	死産 総数	自然死産	人工死産	婚姻	離婚	自然増加
2021年管内	2,286	234	…	4,292	2	1	8	8	－	47	26	21	1,321	578	△ 2,006
2022年管内	**2,244**	**205**	**…**	**4,770**	**1**	**1**	**7**	**6**	**1**	**49**	**25**	**24**	**1,310**	**528**	**△ 2,526**
東京都	91,097	8,492	…	139,264	148	74	297	237	60	1,773	812	961	75,179	19,255	△ 48,167

率	人口千対	出生百対		人口千対	出生千対	出生千対	出産千対	出産千対	出産千対	出産千対	出産千対	出産千対	人口千対	人口千対	人口千対
2021年管内	5.3	10.2	1.13	9.9	0.9	0.4	3.5	3.5	－	20.1	11.1	9.0	3.1	1.3	△ 4.6
2022年管内	**5.2**	**9.1**	**1.12**	**11.0**	**0.4**	**0.4**	**3.1**	**2.7**	**0.4**	**21.4**	**10.9**	**10.5**	**3.0**	**1.2**	**△ 5.8**
東京都	6.8	9.3	1.04	10.4	1.6	0.8	3.3	2.6	0.7	19.1	8.7	10.3	5.6	1.4	△ 3.6

＜東京都の実数＞厚生労働省「人口動態統計年報」より
＜東京都の率及び基礎人口＞厚生労働省「令和4年人口動態統計月報年計（確定数）」より
＜算出の基礎人口＞東京都「東京都の人口（推計）」より（各年10月1日現在の推計人口）
町田市（2021年）：432486人　　町田市（2022年）：433032人　　東京都（2022年）：1344300人
なお、この統計表は厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用して独自集計した。

図1　出生率の年次推移

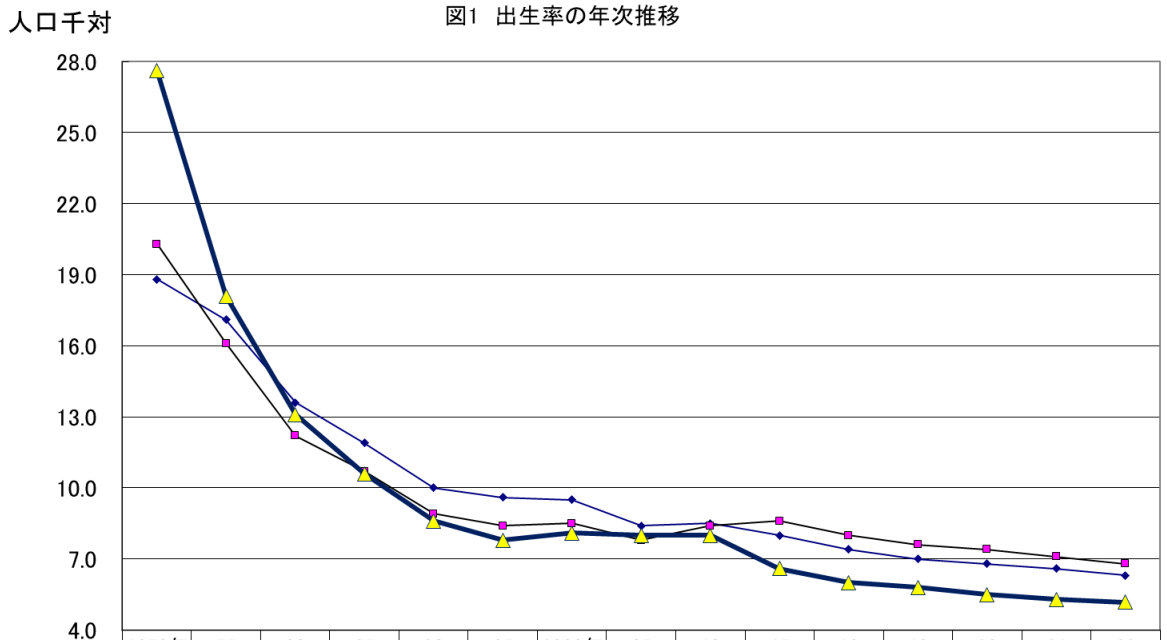

	1970年	75	80	85	90	95	2000年	05	10	15	18	19	20	21	22
全国	18.8	17.1	13.6	11.9	10.0	9.6	9.5	8.4	8.5	8.0	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3
東京都	20.3	16.1	12.2	10.7	8.9	8.4	8.5	7.8	8.4	8.6	8.0	7.6	7.4	7.1	6.8
町田市	27.6	18.1	13.1	10.6	8.6	7.8	8.1	8.0	8.0	6.6	6.0	5.8	5.5	5.3	5.2

図2　合計特殊出生率の年次推移

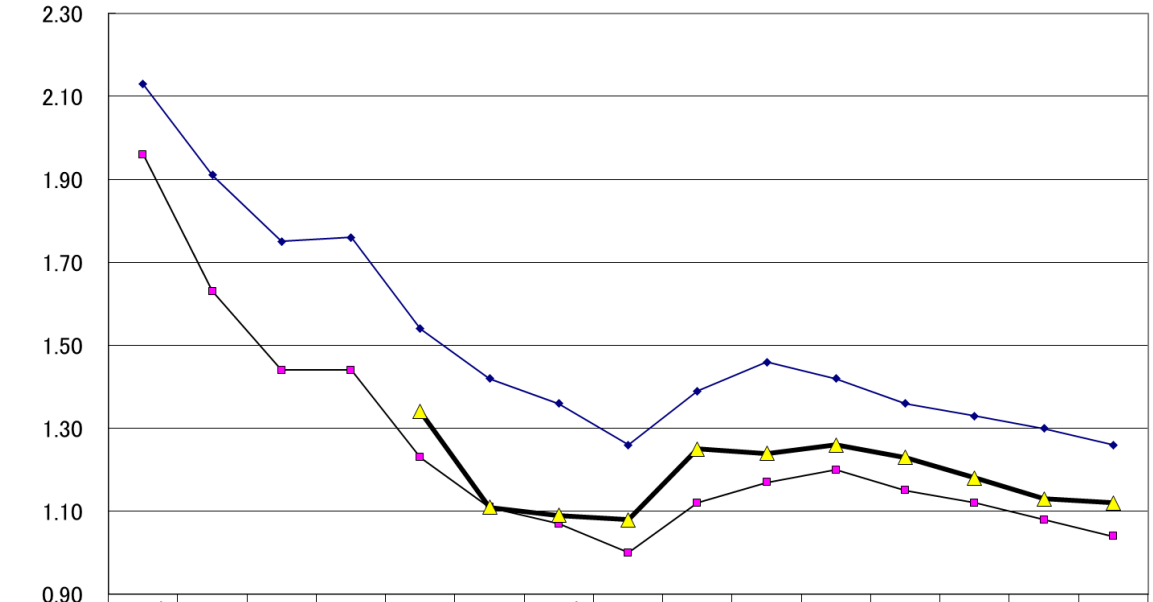

	1970年	75	80	85	90	95	2000年	05	10	15	18	19	20	21	22
全国	2.13	1.91	1.75	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.46	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
東京都	1.96	1.63	1.44	1.44	1.23	1.11	1.07	1.00	1.12	1.17	1.20	1.15	1.12	1.08	1.04
町田市	－	－	－	－	1.34	1.11	1.09	1.08	1.25	1.24	1.26	1.23	1.18	1.13	1.12

図3　死亡率の年次推移

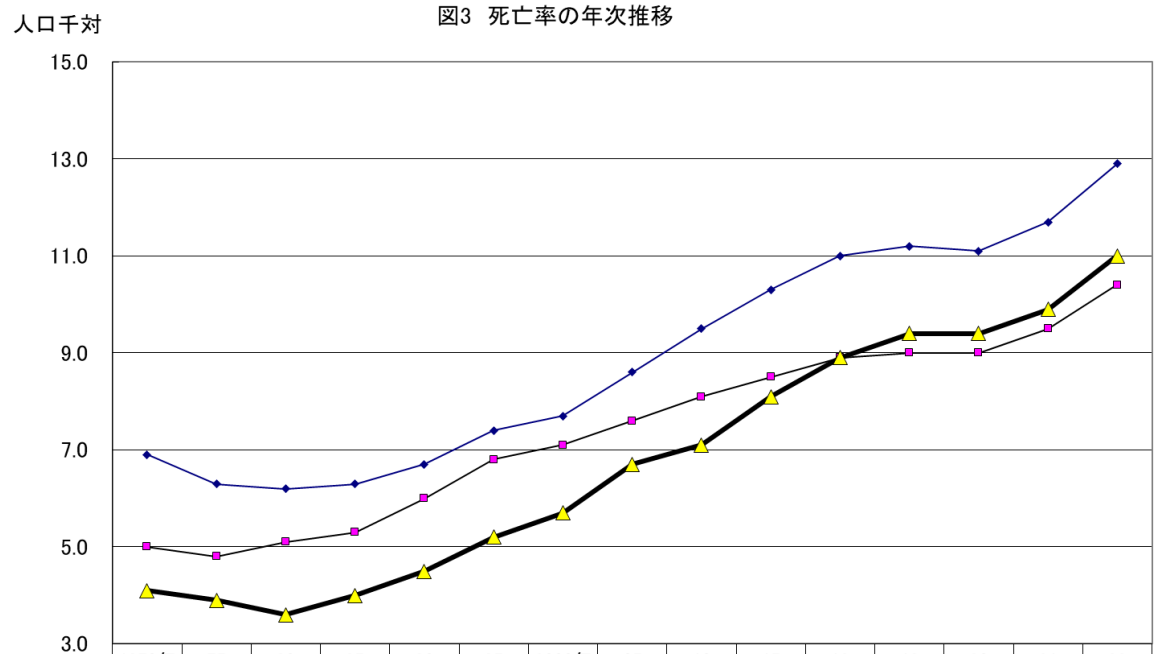

	1970年	75	80	85	90	95	2000年	05	10	15	18	19	20	21	22
全国	6.9	6.3	6.2	6.3	6.7	7.4	7.7	8.6	9.5	10.3	11.0	11.2	11.1	11.7	12.9
東京都	5.0	4.8	5.1	5.3	6.0	6.8	7.1	7.6	8.1	8.5	8.9	9.0	9.0	9.5	10.4
町田市	4.1	3.9	3.6	4.0	4.5	5.2	5.7	6.7	7.1	8.1	8.9	9.4	9.4	9.9	11.0

図4　乳児死亡率の年次推移

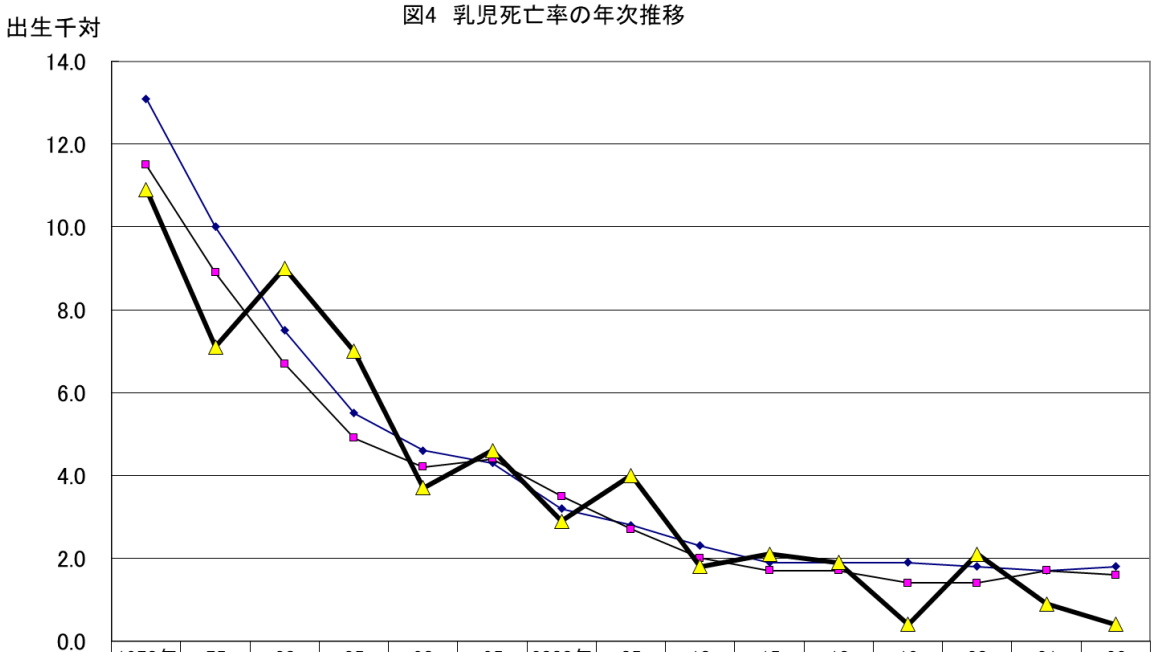

	1970年	75	80	85	90	95	2000年	05	10	15	18	19	20	21	22
全国	13.1	10.0	7.5	5.5	4.6	4.3	3.2	2.8	2.3	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8
東京都	11.5	8.9	6.7	4.9	4.2	4.4	3.5	2.7	2.0	1.7	1.7	1.4	1.4	1.7	1.6
町田市	10.9	7.1	9.0	7.0	3.7	4.6	2.9	4.0	1.8	2.1	1.9	0.4	2.1	0.9	0.4

図5　新生児死亡率の年次推移

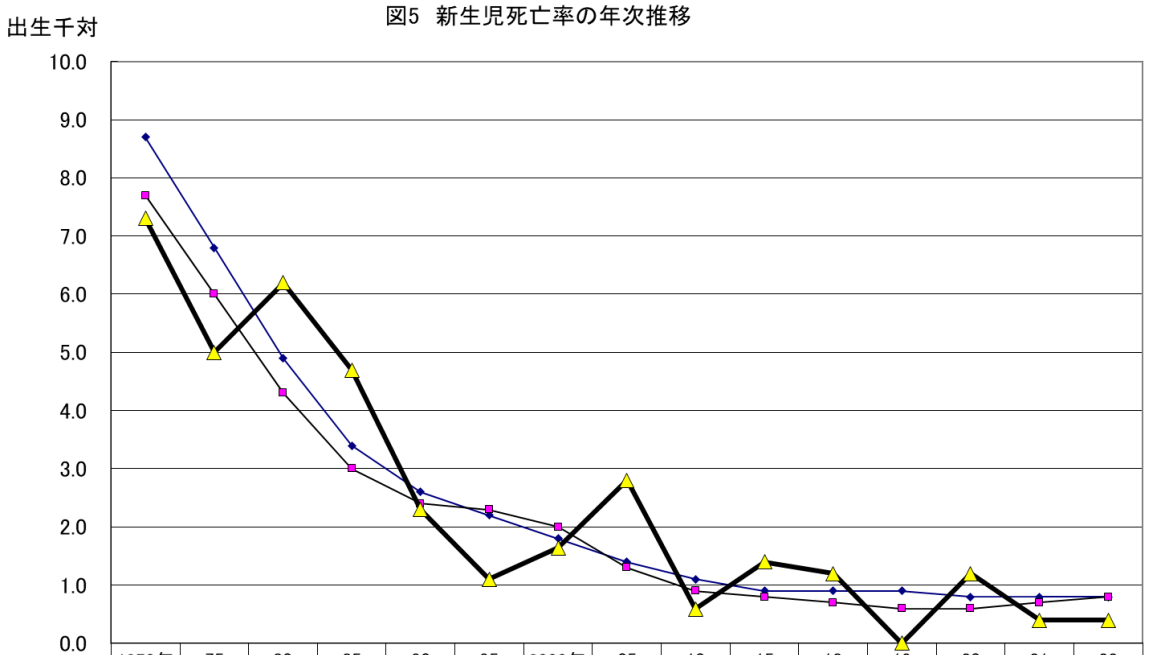

	1970年	75	80	85	90	95	2000年	05	10	15	18	19	20	21	22
全国	8.7	6.8	4.9	3.4	2.6	2.2	1.8	1.4	1.1	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
東京都	7.7	6.0	4.3	3.0	2.4	2.3	2.0	1.3	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.7	0.8
町田市	7.3	5.0	6.2	4.7	2.3	1.1	1.6	2.8	0.6	1.4	1.2	0.0	1.2	0.4	0.4

図6　周産期死亡率の年次推移

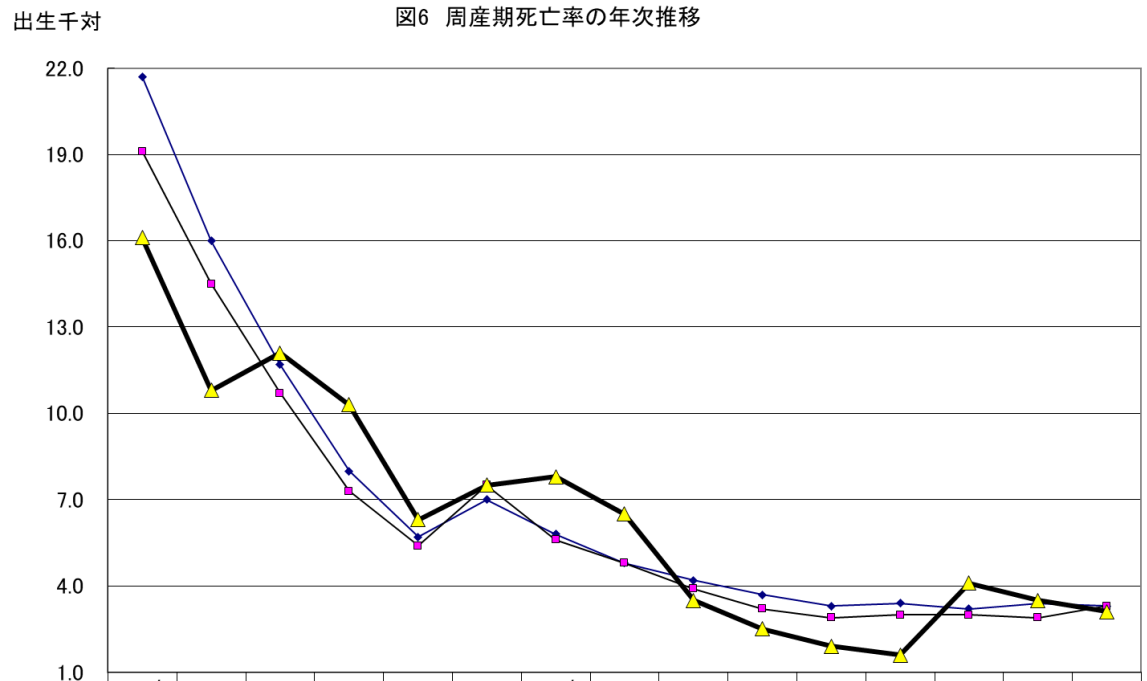

	1970年	75	80	85	90	95	2000年	05	10	15	18	19	20	21	22
全国	21.7	16.0	11.7	8.0	5.7	7.0	5.8	4.8	4.2	3.7	3.3	3.4	3.2	3.4	3.3
東京都	19.1	14.5	10.7	7.3	5.4	7.5	5.6	4.8	3.9	3.2	2.9	3.0	3.0	2.9	3.3
町田市	16.1	10.8	12.1	10.3	6.3	7.5	7.8	6.5	3.5	2.5	1.9	1.6	4.1	3.5	3.1

図7　死産率の年次推移

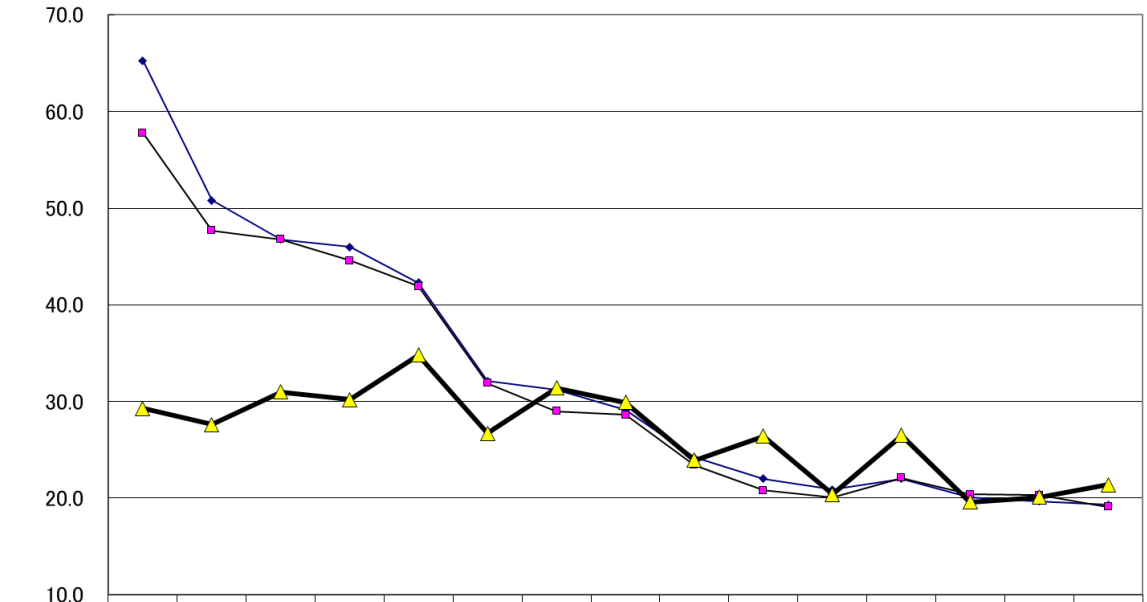

	1970年	75	80	85	90	95	2000年	05	10	15	18	19	20	21	22
全国	65.3	50.8	46.8	46.0	42.3	32.1	31.2	29.1	24.2	22.0	20.9	22.0	20.1	19.7	19.3
東京都	57.8	47.7	46.8	44.6	41.9	31.9	29.0	28.6	23.4	20.8	20.1	22.1	20.4	20.3	19.1
町田市	29.3	27.6	31.0	30.2	34.8	26.7	31.4	29.9	23.9	26.4	20.4	26.5	19.6	20.1	21.4

図8　婚姻率の年次推移

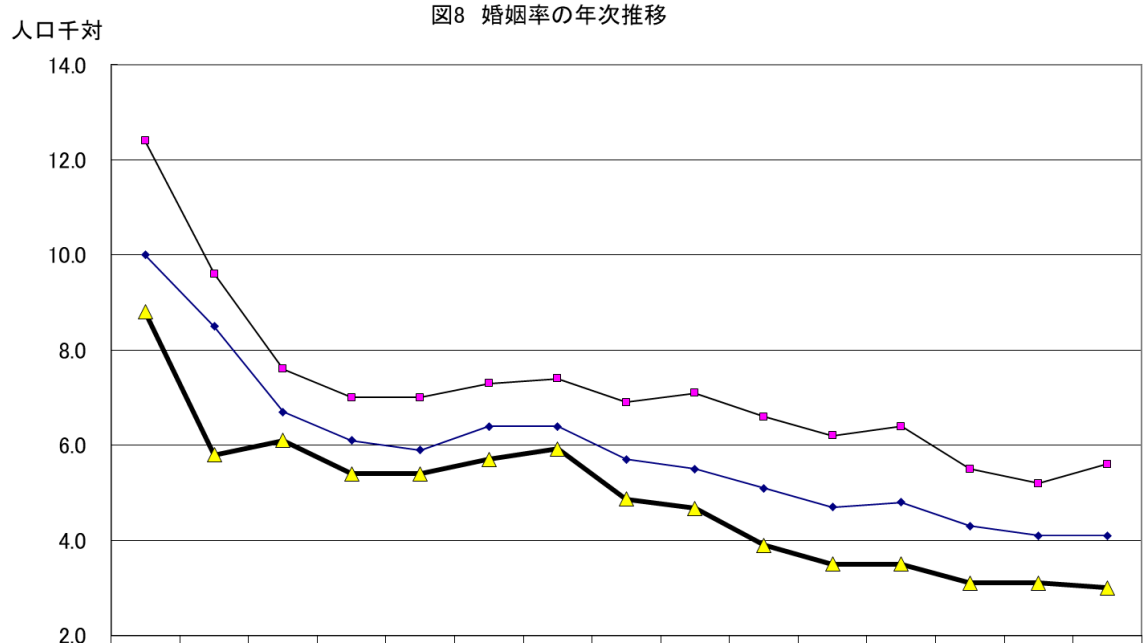

	1970年	75	80	85	90	95	2000年	05	10	15	18	19	20	21	22
全国	10.0	8.5	6.7	6.1	5.9	6.4	6.4	5.7	5.5	5.1	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1
東京都	12.4	9.6	7.6	7.0	7.0	7.3	7.4	6.9	7.1	6.6	6.2	6.4	5.5	5.2	5.6
町田市	8.8	5.8	6.1	5.4	5.4	5.7	5.9	4.9	4.7	3.9	3.5	3.5	3.1	3.1	3.0

図9　離婚率の年次推移

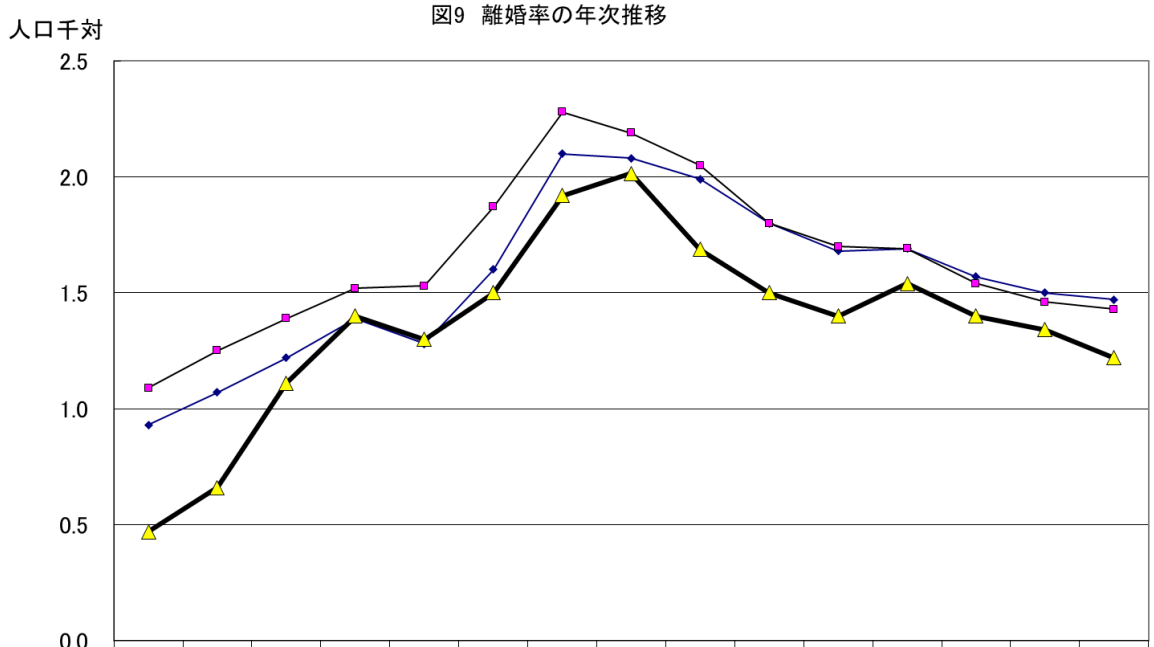

	1970年	75	80	85	90	95	2000年	05	10	15	18	19	20	21	22
全国	0.9	1.1	1.2	1.4	1.3	1.6	2.1	2.1	2.0	1.8	1.7	1.7	1.6	1.5	1.5
東京都	1.1	1.3	1.4	1.5	1.5	1.9	2.3	2.2	2.1	1.8	1.7	1.7	1.5	1.5	1.4
町田市	0.5	0.7	1.1	1.4	1.3	1.5	1.9	2.0	1.7	1.5	1.4	1.5	1.4	1.3	1.2

図10　自然増減率の年次推移

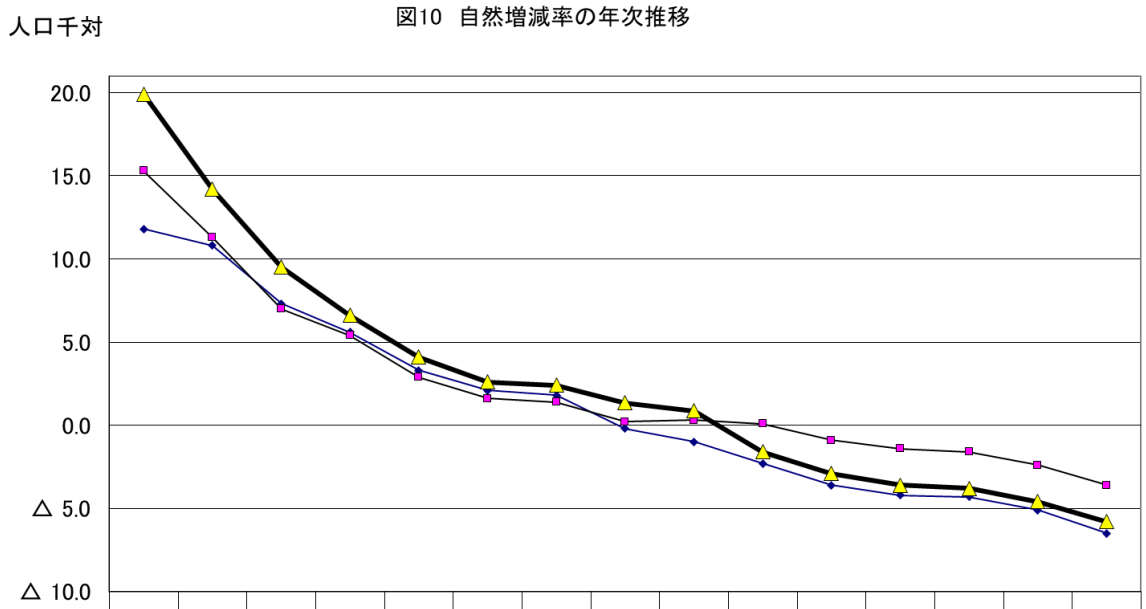

	1970年	75	80	85	90	95	2000年	05	10	15	18	19	20	21	22
全国	11.8	10.8	7.3	5.6	3.3	2.1	1.8	△ 0.2	△ 1.0	△ 2.3	△ 3.6	△ 4.2	△ 4.3	△ 5.1	△ 6.5
東京都	15.3	11.3	7.0	5.4	2.9	1.6	1.4	0.2	0.3	0.1	△ 0.9	△ 1.4	△ 1.6	△ 2.4	△ 3.6
町田市	19.9	14.2	9.5	6.6	4.1	2.6	2.4	1.3	0.9	△ 1.6	△ 2.9	△ 3.6	△ 3.8	△ 4.6	△ 5.8

（４）主要死因別死亡数（簡単分類）（表 1-2）

死因	総数			0歳		1～4		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29		30～34	
	総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
2021 年総数	4,292	2,274	2,018	1	1	2	－	－	－	3	－	4	4	6	2	1	4	5	5
年齢階級人口10万対	991.4	1,076.0	910.7	率は1～4歳に含む		41.2	14.5	－	－	29.4	－	35.8	37.7	50.9	17.7	10.3	42.4	49.9	52.6
2022 年総数	4,770	2,516	2,254	1	－	1	1	－	－	－	1	1	1	5	5	3	6	4	2
年齢階級人口10万対	1,101.5	1,191.0	1,016.3	率は1～4歳に含む		28.2	14.8	－	－	－	10.3	9.1	9.4	42.1	43.5	30.2	62.2	40.7	21.1
結核	5	2	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
悪性新生物	1,216	708	508	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	1	－	－	－	－
年齢階級人口10万対	280.8	335.1	229.1	率は1～4歳に含む		－	－	－	－	－	10.3	－	9.4	－	8.7	－	－	－	－
(再掲) 食道の悪性新生物	46	37	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(再掲) 胃の悪性新生物	114	79	35	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(再掲) 結腸の悪性新生物	114	55	59	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(再掲) 直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	59	31	28	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(再掲) 肝及び肝内胆管の悪性新生物	61	35	26	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－
(再掲) 胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	71	44	27	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(再掲) 膵の悪性新生物	125	62	63	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(再掲) 気管、気管支及び肺の悪性新生物	215	153	62	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(再掲) 乳房の悪性新生物	67	－	67	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(再掲) 子宮の悪性新生物	21	－	21	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(再掲) 白血病	29	21	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
糖尿病	78	45	33	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高血圧性疾患	35	12	23	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
心疾患	714	381	333	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
年齢階級人口10万対	164.9	180.4	150.1	率は1～4歳に含む		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10.2	－
(再掲) 急性心筋梗塞	71	45	26	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(再掲) その他の虚血性心疾患	240	146	94	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
(再掲) 不整脈及び伝導障害	77	38	39	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(再掲) 心不全	259	123	136	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
脳血管疾患	290	138	152	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－
年齢階級人口10万対	67.0	65.3	68.5	率は1～4歳に含む		－	－	－	－	－	－	－	－	－	8.7	－	－	10.2	－
(再掲) くも膜下出血	36	11	25	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(再掲) 脳内出血	83	48	35	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－
(再掲) 脳梗塞	160	73	87	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大動脈瘤及び解離	56	33	23	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
肺炎	197	121	76	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
慢性閉塞性肺疾患	53	46	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
喘息	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
肝疾患	64	41	23	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
腎不全	89	57	32	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
老衰	628	205	423	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不慮の事故	122	63	59	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－
(再掲) 交通事故	2	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自殺	76	43	33	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	4	1	2	4	1	1
その他の全死因	1,145	619	526	1	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	2	－	1	1	1

(2022 年)

35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65～69		70～74		75～79		80～84		85歳以上		不 詳	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
13	7	13	11	33	14	50	23	58	36	78	30	121	57	262	123	297	198	454	303	873	1,200	－	－
107.7	59.8	90.2	77.3	179.3	77.5	262.9	127.8	394.7	257.5	666.8	250.4	1,068.1	464.4	1,890.3	742.6	2,781.7	1,411.8	5,125.3	2,578.3	12,421.7	9,380.9	－	－
4	5	21	10	24	19	49	26	57	37	81	40	116	56	253	133	336	233	508	304	1,052	1,375	－	－
33.7	43.6	150.1	73.4	136.1	109.5	251.9	139.5	366.3	253.0	667.8	325.5	1,055.8	473.7	1,901.3	844.4	3,078.9	1,636.8	5,605.2	2,447.7	13,968.9	10,174.6	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	3	－	－
2	2	5	6	4	9	16	18	14	18	32	24	53	27	125	60	124	82	142	94	191	165	－	－
16.8	17.4	35.7	44.0	22.7	51.9	82.2	96.6	90.0	123.1	263.8	195.3	482.4	228.4	939.4	380.9	1,136.3	576.0	1,566.8	756.8	2,536.2	1,221.0	－	－
－	－	－	－	1	－	－	1	1	－	1	1	－	1	13	1	15	1	2	2	4	2	－	－
1	－	－	－	－	－	3	－	2	－	3	1	3	1	14	5	13	5	18	12	22	11	－	－
－	1	2	1	1	1	1	3	－	1	1	3	4	2	11	5	9	5	13	9	13	28	－	－
－	－	1	－	－	－	3	－	2	－	4	1	2	4	4	4	10	4	3	5	2	10	－	－
－	－	－	1	－	－	－	－	1	1	2	1	4	1	12	3	－	－	9	3	7	15	－	－
－	－	－	－	－	2	1	－	－	－	2	－	8	1	6	3	5	3	8	4	14	14	－	－
－	－	－	－	－	2	1	－	2	5	6	3	5	4	11	6	9	15	14	14	14	14	－	－
－	－	2	－	－	－	4	1	1	－	5	1	9	6	32	8	32	12	28	14	40	20	－	－
－	1	－	3	－	3	－	4	－	8	－	6	－	2	－	7	－	11	－	11	－	11	－	－
－	－	－	－	－	－	－	3	－	2	－	2	－	2	－	1	－	6	－	3	－	2	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	2	－	1	－	5	2	6	3	5	3	－	－
－	－	－	－	－	1	1	－	2	－	1	1	4	1	2	2	4	8	14	3	17	17	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	2	1	2	9	19	－	－
－	－	2	－	4	1	7	1	9	5	10	1	18	5	28	13	47	30	77	52	178	225	－	－
－	－	14.3	－	22.7	5.8	36.0	5.4	57.8	34.2	82.4	8.1	163.8	42.3	210.4	82.5	430.7	210.7	849.6	418.7	2,363.6	1,664.9	－	－
－	－	1	－	1	－	3	－	2	2	－	－	7	2	3	3	3	3	7	4	18	12	－	－
－	－	1	－	1	－	1	1	4	1	5	－	6	2	15	5	24	10	29	18	59	57	－	－
－	－	－	－	－	－	1	－	1	1	1	－	1	1	3	－	2	1	10	8	19	28	－	－
－	－	－	－	1	－	2	－	2	－	2	1	3	－	6	4	12	11	25	19	70	101	－	－
－	－	－	－	3	1	5	1	5	3	4	2	4	3	16	8	23	8	27	29	50	96	－	－
－	－	－	－	17.0	5.8	25.7	5.4	32.1	20.5	33.0	16.3	36.4	25.4	120.2	50.8	210.8	56.2	297.9	233.5	663.9	710.4	－	－
－	－	－	－	2	1	－	－	2	3	1	2	－	1	2	4	1	2	3	5	－	7	－	－
－	－	－	－	1	－	3	1	2	－	3	－	2	1	7	2	4	1	9	6	16	23	－	－
－	－	－	－	－	－	2	－	1	－	－	－	2	1	6	1	16	5	14	17	32	63	－	－
－	－	1	－	2	－	3	－	－	2	－	1	－	－	5	2	2	－	5	5	15	13	－	－
－	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	1	2	－	5	3	10	7	30	10	72	54	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－	1	－	1	1	9	3	12	－	20	3	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
－	－	2	－	1	1	3	2	4	1	5	1	5	2	5	5	8	4	6	4	2	3	－	－
－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	1	－	－	－	5	2	4	3	13	1	32	26	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	4	2	10	6	26	24	164	391	－	－
1	－	－	1	－	－	2	－	5	2	－	1	3	4	6	6	7	5	9	8	29	31	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－
1	1	8	1	4	5	5	3	5	3	3	2	－	2	1	5	3	3	4	－	1	2	－	－
－	2	3	2	6	1	5	1	12	2	21	6	25	12	49	24	83	72	142	72	270	327	－	－

(2022 年)

人口10万対

図11　主要死因の年次推移

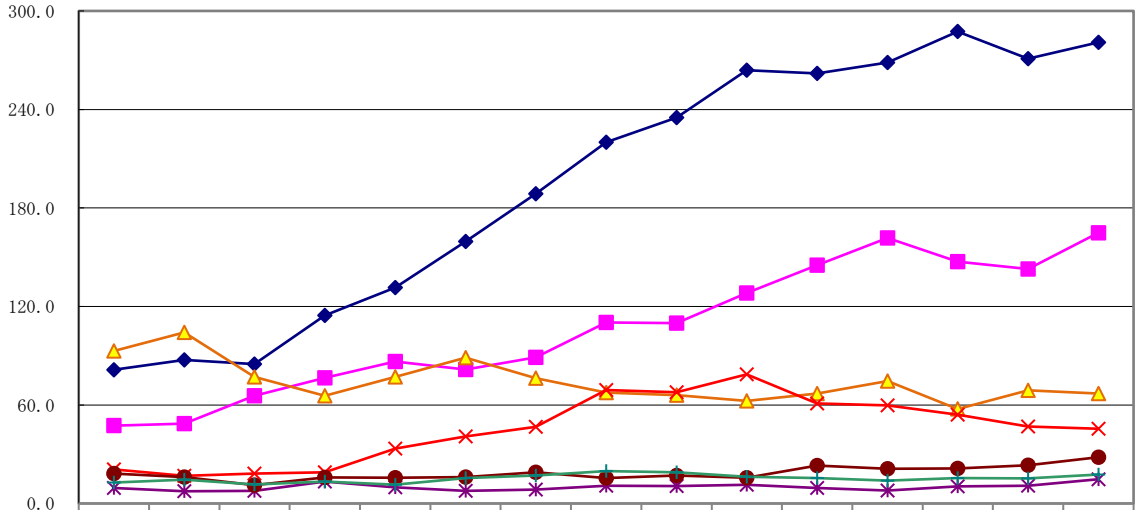

	1970年	75	80	85	90	95	2000年	05	10	15	18	19	20	21	22
悪性新生物	81.5	87.3	85.0	114.6	131.5	159.5	188.6	220.0	235.1	263.9	261.9	268.5	287.4	271.0	280.8
心疾患	47.4	48.6	65.7	76.6	86.5	81.6	89.0	110.2	109.8	128.1	145.2	161.7	147.3	142.9	164.9
脳血管疾患	92.8	104.2	77.2	65.7	77.1	88.8	76.3	67.6	66.0	62.4	66.9	74.6	57.5	68.9	67.0
肺炎	20.7	16.8	18.3	19.0	33.5	40.8	46.6	69.0	67.7	78.6	60.9	59.8	54.1	46.9	45.5
肝疾患	9.4	7.4	7.8	13.4	9.7	7.8	8.5	10.8	10.5	11.3	9.5	7.9	10.4	10.9	14.8
不慮の事故	18.3	16.1	11.2	15.9	15.8	16.1	19.1	15.5	17.1	15.7	23.2	21.1	21.3	23.4	28.2
自殺	12.8	14.5	11.5	13.4	11.5	15.5	17.0	19.7	19.0	16.2	15.5	13.9	15.5	15.3	17.6

（5）乳児・新生児死亡数、主要要因（乳児死因分類）（表 1-3）

（2022 年）

	生後日数	総数	Ba01 腸管感染症	Ba02 敗血症	Ba03 麻疹	Ba04 ウイルス肝炎	Ba05 その他の感染症及び寄生虫症	Ba06 悪性新生物	Ba09 その他の新生物	Ba10 栄養失調及びその他の栄養欠乏症	Ba11 代謝障害	Ba12 髄膜炎	Ba13 脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba14 脳性麻痺	Ba15 心疾患（高血圧性を除く）	Ba16 脳血管疾患	Ba17 インフルエンザ	Ba18 肺炎	Ba19 喘息	Ba20 ヘルニア及び腸閉塞	Ba21 肝疾患	Ba22 腎不全	Ba23 周産期に発生した病態	Ba35 先天奇形、変形及び染色体異常	Ba36 （再掲）神経系の先天奇形	Ba37 （再掲）心臓の先天奇形	Ba38 （再掲）その他の循環器系の先天奇形	Ba39 （再掲）呼吸器系の先天奇形	Ba40 （再掲）消化器系の先天奇形	Ba41 （再掲）筋骨格系の先天奇形及び変形	Ba42 （再掲）その他の先天奇形及び変形	Ba43 （再掲）染色体異常、他に分類されないもの	Ba44 乳幼児突然死症候群	Ba45 その他のすべての疾患	Ba46 不慮の事故	Ba50 （再掲）胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん（吸引）	その他の外因
町田市	総数	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
	生後7日未満	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
	7日～4週未満	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	4週～1年未満	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

（6）原因別死産数（基本分類）（表 1-4）

（2022 年）

死産の原因（母側病態）	児側病態（P00～P96・Q00～Q99）														その他
	総数	周産期に発生した病態							先天奇形、変形及び染色体異常						
		総数	妊娠期間及び胎児発育に関する障害	周産期に特異的な呼吸器障害と心血管障害	周産期に特異的な感染症	胎児と新生児の出血性障害及び血液障害	胎児と新生児の外皮及び体温調節の病態	その他	総数	神経系の先天奇形	循環器系の先天奇形	呼吸器系の先天奇形	筋骨格系の先天奇形及び変形	その他	
2021 年総数	47	25	1	−	−	−	3	21	1	−	−	−	−	1	21
2022 年総数	**49**	**23**	−	−	−	−	−	**23**	**2**	−	−	−	**2**	−	**24**
自然死産総数	25	23	−	−	−	−	−	23	2	−	−	−	2	−	−
現在の妊娠とは無関係の場合もあり得る母体の病態により影響を受けた胎児及び新生児	9	9	−	−	−	−	−	9	−	−	−	−	−	−	−
母体の妊娠合併症により影響を受けた胎児及び新生児	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
胎盤、臍帯及び卵膜の合併症により影響を受けた胎児及び新生児	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他の分娩合併症により影響を受けた胎児及び新生児	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
胎盤又は母乳を介して有害な影響を受けた胎児及び新生児	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
病態の記載のないもの	16	14	−	−	−	−	−	14	2	−	−	−	2	−	−
人工死産総数	24	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	24

（７）母の年齢・出産順位別出生数（表 1-5）　　(2022 年)

母の年齢	出産順位							
	総　数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児以上	不　詳
総　数	2,244	1,000	876	275	71	10	12	－
～　14	－	－	－	－	－	－	－	－
15　～　19	16	14	2	－	－	－	－	－
20　～　24	109	70	31	7	1	－	－	－
25　～　29	532	288	181	50	10	2	1	－
30　～　34	844	377	362	83	20	－	2	－
35　～　39	579	201	229	110	31	4	4	－
40　～　44	161	49	71	25	9	3	4	－
45　～　49	3	1	－	－	－	1	1	－
50　～	－	－	－	－	－	－	－	－
不　詳	－	－	－	－	－	－	－	－

（８）妊娠期間別出生体重別出生数（表 1-6）　　(2022 年)

妊娠週数	出生体重											
	総数	～999	1000～1499	1500～1999	2000～2499	2500～2999	3000～3499	3500～3999	4000～4499	4500～4999	5000～	不詳
総　数	2,244	6	6	34	159	944	918	166	9	－	－	2
男	1,171	2	3	18	79	458	501	103	6	－	－	1
女	1,073	4	3	16	80	486	417	63	3	－	－	1
満42週以上	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
満37～41週	2,135	－	－	3	130	913	914	166	9	－	－	－
満32～36週	89	－	1	25	29	30	4	－	－	－	－	－
満28～31週	11	1	4	6	－	－	－	－	－	－	－	－
満28週未満	6	5	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不　詳	3	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	2

（９）母の年齢別合計特殊出生率（表 1-7）　　（2022 年）

母の年齢	2018年			2019年			2020年			2021年			2022年		
	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率
15	0	2012	0.000000	0	1,971	0.000000	0	1,951	0.000000	0	2,026	0.000000	0	2,013	0.000000
16	3	2089	0.001436	0	2,025	0.000000	1	1,996	0.000501	1	1,966	0.000509	0	2,052	0.000000
17	3	2157	0.001391	4	2,095	0.001909	5	2,021	0.002474	2	1,998	0.001001	2	1,987	0.001007
18	8	2135	0.003747	6	2,171	0.002764	11	2,134	0.005155	5	2,074	0.002411	4	2,051	0.001950
19	12	2224	0.005396	16	2,238	0.007149	8	2,279	0.003510	7	2,280	0.003070	10	2,220	0.004505
20	19	2174	0.008740	8	2,230	0.003587	12	2,262	0.005305	10	2,319	0.004312	11	2,314	0.004754
21	27	2163	0.012483	29	2,168	0.013376	23	2,265	0.010155	15	2,287	0.006559	14	2,323	0.006027
22	30	2139	0.014025	20	2,180	0.009174	23	2,203	0.010440	22	2,271	0.009687	20	2,299	0.008699
23	44	2090	0.021053	36	2,086	0.017258	42	2,113	0.019877	34	2,183	0.015575	18	2,190	0.008219
24	70	2026	0.034551	49	2,030	0.024138	51	2,028	0.025148	62	2,033	0.030497	46	2,123	0.021667
25	71	1852	0.038337	77	1,917	0.040167	65	1,992	0.032631	75	2,022	0.037092	61	1,993	0.030607
26	86	1721	0.049971	69	1,795	0.038440	89	1,863	0.047772	88	1,907	0.046146	75	1,933	0.038800
27	90	1730	0.052023	115	1,727	0.066589	120	1,756	0.068337	98	1,842	0.053203	96	1,868	0.051392
28	138	1703	0.081033	134	1,707	0.078500	111	1,709	0.064950	129	1,768	0.072964	141	1,869	0.075441
29	161	1760	0.091477	149	1,694	0.087957	137	1,690	0.081065	157	1,723	0.091120	159	1,779	0.089376
30	178	1859	0.095750	171	1,757	0.097325	187	1,716	0.108974	164	1,728	0.094907	173	1,762	0.098184
31	178	1909	0.093243	170	1,881	0.090377	165	1,766	0.093431	177	1,761	0.100511	166	1,784	0.093049
32	183	1971	0.092846	166	1,896	0.087553	162	1,895	0.085488	184	1,839	0.100054	175	1,843	0.094954
33	191	2078	0.091915	192	2,016	0.095238	179	1,926	0.092939	147	1,931	0.076126	172	1,894	0.090813
34	182	2262	0.080460	192	2,102	0.091342	160	2,028	0.078895	144	1,982	0.072654	158	1,935	0.081654
35	173	2300	0.075217	179	2,266	0.078994	180	2,143	0.083994	162	2,054	0.078870	151	1,997	0.075613
36	185	2289	0.080821	167	2,332	0.071612	172	2,276	0.075571	142	2,197	0.064634	138	2,084	0.066219
37	161	2395	0.067223	129	2,315	0.055724	133	2,355	0.056476	115	2,355	0.048832	103	2,229	0.046209
38	119	2483	0.047926	104	2,414	0.043082	113	2,347	0.048147	101	2,396	0.042154	103	2,373	0.043405
39	92	2693	0.034163	98	2,505	0.039122	74	2,452	0.030179	77	2,364	0.032572	84	2,425	0.034639
40	66	2801	0.023563	96	2,731	0.035152	71	2,534	0.028019	71	2,483	0.028594	76	2,367	0.032108
41	55	2952	0.018631	59	2,811	0.020989	45	2,773	0.016228	43	2,567	0.016751	36	2,514	0.014320
42	31	3116	0.009949	34	2,972	0.011440	20	2,836	0.007052	31	2,813	0.011020	21	2,593	0.008099
43	18	3286	0.005478	13	3,142	0.004137	27	3,000	0.009000	13	2,856	0.004552	21	2,804	0.007489
44	8	3432	0.002331	9	3,305	0.002723	14	3,143	0.004454	4	3,001	0.001333	7	2,857	0.002450
45	3	3740	0.000802	3	3,454	0.000869	2	3,313	0.000604	5	3,156	0.001584	2	2,999	0.000667
46	0	3723	0.000000	2	3,727	0.000537	3	3,464	0.000866	1	3,319	0.000301	1	3,170	0.000315
47	0	3805	0.000000	1	3,729	0.000268	2	3,727	0.000537	0	3,488	0.000000	0	3,328	0.000000
48	3	3597	0.000834	1	3,811	0.000262	0	3,742	0.000000	0	3,741	0.000000	0	3,494	0.000000
49	0	3517	0.000000	0	3,604	0.000000	0	3,825	0.000000	0	3,750	0.000000	0	3,742	0.000000

Ⅶ　附 属 機 関 等

1　保 健 所 運 営 協 議 会

地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 11 条に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

委　員　名　簿

（2024 年 3 月 31 日現在）

氏名	現職
今村　輝明	警視庁南大沢警察署　署長
金崎　章	町田市民病院　院長
川﨑　和己	警視庁町田警察署　署長
川畑　一隆	町田市町内会･自治会連合会　副会長
佐藤　康行	一般社団法人　町田市薬剤師会　会長
調所　勝弘	昭和女子大学食健康科学部管理栄養学科教授
◎　堤　明純	北里大学医学部公衆衛生学主任教授
中川　種栄	一般社団法人　町田市医師会　理事
長﨑　敏宏	公益社団法人　東京都町田市歯科医師会　会長
羽太　真由美	東京都獣医師会町田支部　支部長
堀内　清華	山梨大学大学院総合研究部疫学･環境医学講座助教
山﨑　純一	東京消防庁町田消防署　署長
山下　弘一	一般社団法人　町田市医師会　会長
渡辺　綱市	町田市民生委員･児童委員協議会　町田第二地区会長

◎印は会長　　（五十音順）

2　町田市感染症の診査に関する協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 24 条第 6 項の規定に基づき、結核患者を含めた感染症患者の入院勧告や入院期間の延長に関する事項等を審議する。

委　員　名　簿

（2024 年 3 月 31 日現在）

氏名	現職
秋山　一弘	秋法律事務所　弁護士
☆　池田　寿昭	東京医科大学八王子医療センター病院長
伊原　玄英	町田駅前内科クリニック院長
☆　宇留間　友宣	東京医科大学八王子医療センター助教
數寄　泰介	町田市民病院感染対策室副室長
◎　鈴木　道弘	黒江医院院長
竹田　宏	東京慈恵会医科大学附属第三病院感染制御室室長
生見　卓也	八王子労働基準監督署町田支署支署長
☆　平井　由児	東京医科大学八王子医療センター感染症科教授

◎印は会長　（五十音順）

☆印は、結核以外の重要案件が発生した場合に召集する。

3　町田市大気汚染障がい者認定審査会

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和47年東京都条例第117号）第5条第1項の規定に基づき、大気汚染の影響を受けると推定される疾病の認定に関する事項を調査、審議する。

委　員　名　簿

（2024年3月31日現在）

氏名	現職
河合　江美	町田市保健所長
鈴木　道弘	黒江医院院長
富川　盛光	おださが小児アレルギー科院長
野村　忠弘	
◎　藤原　優子	町田市民病院小児科部長・新生児内科部長・新生児集中治療室長
保田　由喜治	やすだこどもクリニック院長

◎印は会長　（五十音順）

4　町田市食育推進計画策定及び推進委員会

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく町田市食育推進計画の策定及び推進に資するため、食育推進に関することについて調査、検討し、その結果を市長に報告する。

委　員　名　簿

（2024 年 3 月 31 日現在）

氏名	現職
五十子　桂祐	町田市医師会　理事
岩﨑　直美	町田市立高ヶ坂小学校　校長
浦嶋　澄香	都立町田総合高等学校　教諭
大崎　志保	町田市私立幼稚園協会　正和幼稚園　園長
大野　薫里	町田市公立小学校 PTA 連絡協議会　鶴川第一小学校 PTA　会長
亀田　文生	町田市観光コンベンション協会　事務局長
栗原　慶史	町田集団給食研究会　あけぼの病院　管理栄養士
佐藤　孝一	町田市農業協同組合　野菜部会部会長
進藤　悠	町田市立鶴川第三小学校　栄養教諭
竹下　幸子	町田市立中学校 PTA 連合会　小中一貫ゆくのき学園保護者と教職員の会会長
千葉　勢子	町田市法人立保育園協会　井の花保育園　園長
◎　調所　勝弘	昭和女子大学　食健康科学部　教授
戸羽　一	東京都町田市歯科医師会　副会長
新倉　敏和	町田市農業協同組合　経済部長
松井　大輔	町田商工会議所　常議員
村上　律子	町田地域活動栄養士会　会長
矢島　加都美	町田市立真光寺中学校　校長
米澤　加代	東京家政学院大学　現代生活学部　准教授
竜崎　常明	東京都町田食品衛生協会　町田調理師専門学校　調理技術部主任

◎印は委員長　　（五十音順）

5　町田市地域精神保健福祉連絡協議会

町田市における地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、精神保健福祉に関する知識の普及啓発、協力体制の整備・調整等について、関係機関・団体と協議する。

委　員　名　簿

（2024 年 3 月 31 日現在）

氏名	現職
青木　範和	町田市いきいき生活部　高齢者支援課　高齢者総合相談担当課長
有田　宏治	町田市地域福祉部　生活援護課　課長
井上　悟	東京都立多摩総合精神保健福祉センター　所長
飯長　喜一郎	NPO 法人町田市精神障害者さるびあ会　会長
金子　和彦	町田市地域福祉部　障がい福祉課　課長
河合　江美	町田市保健所長
木崎　浩治	町田警察署　生活安全課　課長
◎　後藤　晶子	医療法人社団鶴永会　鶴が丘ガーデンホスピタル　院長
佐藤　政史	医療法人誠心会　あさひの丘メンタルクリニック　院長
島本　昌和	花いかだ心療クリニック　院長
清水　孝代	社会福祉法人まちのひ相談室　管理者
遠山　育子	町田市民生委員･児童委員
中川　種栄	町田市医師会　理事
中坪　裕一	町田市保健所　保健総務課　課長
深井　美樹	訪問看護ステーション　デューン町田　管理者
松原　清十郎	南大沢警察署　生活安全課　課長
吉本　逸美	町田市民病院　医事課　課長
渡邊　豊	町田消防署　警防課　課長

◎印は会長　　（五十音順）

6　町田市難病対策地域協議会

町田市における難病対策を円滑に推進するため、関係機関との連携を深め、難病患者の在宅療養生活を支援する地域ネットワークの構築を図る。

委　員　名　簿

（2024 年 3 月 31 日現在）

氏名	現職
青木　良浩	一般社団法人日本 ALS 協会　事務局長
五十子　桂祐	一般社団法人　町田市医師会 理事 医療法人社団　創生会　町田病院　院長
江藤　利克	町田市いきいき生活部介護保険課　課長
小倉　朗子	公益財団法人　東京都医学総合研究所 難病ケア看護ユニット主席研究員
小澤　壯治	医療法人社団　幸隆会　多摩丘陵病院　院長
金子　温美	東京都保健医療局保健政策部疾病対策課 課長代理（在宅難病事業担当）
金子　和彦	町田市地域福祉部障がい福祉課　課長
河合　江美	町田市保健所　所長
小森　哲夫	国際医療福祉大学小田原保健医療学部学部長
品川　弥人	在宅診療医　代表　しながわ内科・循環器科クリニック　院長
自見 隆弘	医療法人社団　慶泉会　町田慶泉病院　院長
津田　真理子	町田市訪問看護ステーション連絡会　代表
戸部　美幸	町田市看護部長会　代表 医療法人社団　三医会　鶴川記念病院　看護部長
長谷川　昌之	町田市ケアマネジャー連絡会　代表　医療介護連携推進担当
◎　舩津　到	医療法人社団　三医会　鶴川記念病院　院長
本田　伊織	学校法人北里研究所　北里大学病院 トータルサポートセンター　ソーシャルワーカー
宮坂　晃洋	町田市防災安全部防災課　課長
吉本　逸美	町田市民病院医事課　課長

◎は会長　　（五十音順）

7　町田市自殺対策推進協議会

町田市自殺対策推進協議会設置要綱に基づき、町田市の自殺対策を推進するために施策に関する事等を協議する。

委　員　名　簿

（2024 年 3 月 31 日現在）

	氏名	現職
	青　木　旦　美	町田商工会議所　女性会　副会長
	秋　田　　整	特定非営利活動法人　全国自死遺族総合支援センター 自死遺族・遺児支援スタッフ
	秋　山　一　弘	秋法律事務所　弁護士
	飯　島　康　貴	八王子労働基準監督署町田支署　監督・安衛課長
	稲　田　　健	北里大学医学部　精神科学　教授
	木　崎　浩　治	警視庁町田警察署　生活安全課長
	北　澤　英　明	社会福祉法人　町田市社会福祉協議会　事務局長
	工　藤　憲　治	町田市公立中学校長会　町田市立堺中学校長
	菅　沼　昭　彦	町田公共職業安定所　次長
	戸　羽　　一	公益社団法人　東京都町田市歯科医師会　副会長
	中　　一　登	町田市町内会・自治会連合会　副会長
◎	中　川　種　栄	一般社団法人　町田市医師会　理事
	早　借　洋　一	特定非営利活動法人　東京多摩いのちの電話　理事長
	藤　嶋　善　子	町田市民生委員児童委員協議会　地区会長
	松　村　憲　治	警視庁南大沢警察署　生活安全課　課長代理
	安　岡　史　紀	一般社団法人　町田市薬剤師会　理事
	山　中　　朗	町田市公立小学校長会　町田市立つくし野小学校長
	渡　邊　　豊	町田消防署　警防課長

◎印は会長　　（五十音順）

町田市保健所事業概要

発行年月　2024 年 8 月
発　　行　町田市
編　　集　町田市保健所
町田市森野 2 丁目 2 番 22 号
電話 042（724）4241

刊行物番号　24－12